

昭和四十一年八月十五日発行

人口問題研究

第 9 9 号

昭和 41 年 8 月 刊 行

貸出用

調 査 研 究

経済成長と農漁業人口の変動.....	林 上 隆 茂	1~15
高度成長下における農家労働力市場の変化とその問題点.....	皆 川 勇 一	16~31
不就学および特殊就学児童生徒の実態について.....	青 木 尚 雄	32~46
わが国の母性死亡の構造とその変遷.....	荻 野 嶋 子	47~56

書 評

スタンレー・L・フリードランダー『労働力移動と経済発展—ポルト・リコの事例的研究—』.....	57
村松 稔, ポール・A・ハッパー(編)『ポピュレーション・ダイナミックス』.....	58

雑 報

昭和41年度調査研究項目の決定——昭和41年度実地調査の施行——定例研究報告会の開催——資料の刊行——外国関係機関からの本研究所来訪者——第18回日本人口学会大会——日本都市学会第13回大会——国際家族計画連盟第2回西太平洋地域セミナー——韓国人口問題研究所長の来訪.....	59~70
--	-------

厚生省人口問題研究所

調 査 研 究

経済成長と農漁業人口の変動

林 茂
井 上 隆 行

目 次

- I 序説——労働力需給構造の変動
 - (1) 農家労働力の流出形態の変貌
 - (2) 農業人口の推移
 - (3) 農家数の変動
- II 農民層分解の動向とその変貌
 - (1) 経営耕地広狭別農家数の変動
 - (2) 専兼業別農家構成の変動
 - (3) 産業間人口の適正配分と農業人口
- III 漁業人口の変動
 - (1) 漁業経営体の構成と階層別変動
 - (2) 専兼業別漁業経営体構成の変動
 - (3) 漁業就業者の減退

I 序説——労働力需給構造の変動

昭和30年以降の経済の高度成長は、労働需要を著るしく増大し年平均約100万前後(昭和31~39年)の雇用労働者の激増をもたらした。この膨大な労働需要の主要な給源は農林漁業部門の労働移動によって賄われ、農林業部門就業者はその間年平均約45万(労働力調査報告)の絶体減少をひきおこした。

戦前は、およそ550万の農家と1,400万の農業人口が殆んどコンスタントに停滞をつづけ、農家の余剰労働力を排出して非農業部門の労働需要を賄ってきたが、高度成長下の労働需要の激増は農業人口の絶体減をきたし労働力不足の訴えを強くするにいたり、在来の農村過剰人口と賃労働再生産のメカニズムは画期的な変動過程に入ることとなった。

かように高度成長は、戦後数年間の経済発展を越える人口とくに生産年令人口の激増期における、雇用失業問題の深刻な悩みを解消したばかりでなく、労働力不足という新事態を生ずるにいたっているが、他方人口動態近代化の影響によって今後人口と労働力の増加率も逡減傾向に入らんとしており、進学率の上昇もあり若年労働力の供給は今後急速に減少傾向を辿り、中高年労働力がかへって増加するので、若年労働力に集中する労働力需要慣行の建前からはその不足問題を一層激化することになる

う。それゆえ、かような人口条件のもとに今後経済成長をもたらすためには、労働生産性の格段の上昇をはかるとともに、その必要とする労働力は、既存労働力の産業間移動にまつところ大となった。

かくて、今後労働力需給関係の調整は低生産部門への近代化投資とそれに伴う予剰労働力の高生産部門への移動効果に期待せざるを得ない情勢であるが、同時にそれは移動労働力の社会的順応性の問題を深刻な社会問題として登場せしめようとしている。若年労働力不足のかげに中高年労働力の過剰化とその転用の困難性の問題が潜んでいるのである。

この間の事情を最も典型的に示すものは、農（林漁）業人口適正化の問題であるが、それは他の言葉でいえば、近代化からとり残された農民の多産によって供給される農富低廉な賃労働をよりどころとして、その近代的発展をとげたわが国の資本主義生産が、高度成長下に労働力不足問題に当面し、かつ人口動態近代化に基づく労働力供給構造の変動に直面して労働生産性の向上をはかり、高能率高賃銀の産業体制への体質的転換をとげるべき課題に直面することを意味するものに他ならぬ。

ところで、経済の高度成長は農業人口の絶体滅をもたらし、その労働力の流出型態を変へたが、それは農民層分解の形態の両期的変貌として現われている。戦前大正—昭和期に特徴的であったいわゆる中農標準化の傾向と異る、上下分解の形態を示すにいたっているが、それは、高度成長下に雇用吸収力を格段に強化した資本の蓄積と集中の作用に基づくとともに、同時に促進された農業近代化の動きを示すものでもある。

ただしかし、いわゆる自立経営の形成乃至は富農化の動きはなお微弱で、近代化の動きも農業生産力の発展による構造的統一的なものとして展開されるにいたらず、むしろ全般的に農家経済不安定性の増大に伴う兼業化の勢が強くなり労働力の流出がつづき、労働力不足を生じ、しかも完全離脱を示さず、農業生産停滞のきざしがみられ構造改善の行悩みを示しているのが実状であるといえる。

また、漁業においても同じように高度成長下に労働力の流出が激しく（昭和28～38年々平均約16万減）、労働力不足を生じ、経営体の減少と階層変動も顕著に現われ漁船の動力化大型化が進み、生産設備の整備充実と技術の高度化がはかられ、とくに不振にあえぐ沿岸漁業の構造改善と漁業者の所得水準の向上、中小漁業の振興が企図されている。

しかし、漁業をめぐる内外の環境はきびしくその近代化の進ちよくも容易ではない。

かように、近來の労働力需給構造の変動は、若年労働力のはげしい流出と不足および補充の問題を通じ、低生産部門の停滞性を強くゆさぶっているが、同時に近代化投資と矛盾する諸問題とくに流動性を欠如する中高年労働力の相対的過剰の問題に直面し、その再編成過程は予期の如くに進まず、ただ労働力のみを喪失しているきらいが強い。

在来、過剰人口のプールとして殆んど軌を一にして論じられた観のある農漁業人口も、高度成長下に同じように顕著な労働力流出を経験し困難な構造改善の問題に直面しているが、しかし、仔細にみれば農漁業生産の差異とくに資本構成の差に基づく経営体の変動、農漁民層の分解流出の形態等それぞれの特質をあらわにしはじめ、かなり異なる対応を示していることも否定し得ない。

以下主として近來の農家の経営規模別および漁業経営体の規模別変動の動きを中心として農漁業人口変動の特色の一端を検討しよう。

（1）農家労働力の流出形態の変貌

戦前わが国の農民離村の特色は、出稼型賃労働あるいは農家次三男の口べらし移動といわれたごとく農家における予剰労働力としての農家子女の単身移動が主体で、それは低賃銀の原型となるものであり、農家そのものの動くことはまれであった。零細農耕体制下に農家経済は窮乏していたが、しかも一応の安定を得て停滞をつづけ、農家と農業人口の一定数を維持したまま長期傾向的には農家の自

然増加人口の殆んどを離農離村せしめたものであった。

それが、わが国の労働力需給構造において重要な役割を果たしたことは、農家生れの新規学卒労働力が労働市場にしめる割合の推計によってもしることができる。それは、もちろん明治期に遡るほどその割合が高いが、戦前はほぼ一貫して過半数をしめており高度成長下にもなお4割余をしめていた（本多技官の推計による「わが国人口問題の現局面の分析」人口問題研究第91号6頁参照）。

かつ、戦前これを吸収した都市の労働需要も主として中小企業零細自営業等で、そこへの工員・店員・女中・丁稚・その他住込奉公人といった就業形態をとるものが主たるものであった。

しかるに、近來の経済の高度成長はこの農家生れの新規労働力を、強く吸引し、長男の離農と離村を促したのみでなく、さらに、世帯主等中年層の既存労働力の流出を促進し、兼業出稼等の形態で都市産業への転用を実現して、農家のあとつぎ難と労働力不足の訴えを強くするにいたった。

それは、技術革新と設備投資を起動力として推進された高度成長による労働需要の急進展によるもので、労働生産性の上昇を、なお上回る労働需要が、農家労働力に対する市場を拡大し、中小企業はもとより、戦前は例外的であった大企業へのルートも、むしろ正規のものとし、労働市場が全国的に一様化されるにいたったことを示すものである。その拠手中心はもちろん学卒新規労働力であり、戦前と異り、卒業と同時に他産業に就業するのがむしろ普通の型となり、農業に就業するものが顕著に減退した。それはまた戦後教育程度の上昇が技術革新に対応する若年労働力の工業労働への適応性を高めたことをも物語るであろう。ただし経営主等中高年層の就業先は、依然不安定な不熟練職種が主たるものでその非流動的性格をたち切るものではあり得なかったといわねばならない。

いずれにせよ、かような農家労働力の減退は当然に農業の前近代的停滞性を解きほぐす契機となるはずのものであり、単純化していえば、経済成長—農業人口減退—経営規模拡大の近代化図式を実現するものと考えられていた。

しかし、問題の解決はたんに人口減退のみでなく、むしろより多くこれを規定する質的側面とくに非流動的停滞人口層の土地への執着をたちきることと結びつくもので、そのように単純化された図式の容易に妥当しがたいことを示している。

（2）農業人口の推移

いま、国勢調査の数字によって、農業人口の推移をみると（表1参照）戦前はおよそ1,340万内外で推移し、終戦直後産業構造の後退によって1,600万に増大するが、やがて朝鮮動乱の頃を転機として、人口再排出に転じ、経済の高度成長とともに流出は激化し昭和35年1,320万、昭和40年農林省中間農業センサスの結果によれば1,151万に収縮している。

かように、農業人口の絶体数は戦前の停滞水準を破り大きく減退したのみならず、その中味をみれば実質的にはより一層の減退でありむしろはなはだしく劣弱化している。

それは、いうまでもなく農家における新規学卒者の農業就業の顕著な減退によって、また基幹労働力の豊外流出によって失われた青壮年労働力を、移動性を欠如する女子および中高年労働力によって補充するもので農業就業人口の質的構成をいちじるしく低下せしめている。

（3）農家数の変動

この農業人口の減退は、しかし農家数の減退に結びつかず、その動きを戦前昭和9～11年平均基準でみると（表2参照）、明治—大正—昭和にわたり、ほぼ550～60万戸の線に停滞しわずかな変動を示すにすぎないが、いまなお戦前の停滞水準をつづけている。

ただし、いま仮に第2種兼業を除き専業と第1種兼業をもって農家らしい農家と考えるならば戦後昭和25年頃からはほぼ一貫して減退傾向を辿り、最近では戦前水準をはるかに下回って、その約64.9

表1 男女年齢別農業人口の推移

年 齢	大正9年	昭和5年	昭和15年	昭和25年	昭和30年	昭和35年	昭和40年
実 数 (単位 1,000 人)							
男女計総数	13,435	13,576	13,366	16,128	14,891	13,217	11,514
15 ~ 19歳	1,896	1,755	1,581	2,232	1,298	703	446
20 ~ 24	1,562	1,506	1,153	2,179	1,847	1,169	578
25 ~ 39	4,145	4,148	3,918	4,591	4,672	4,467	3,490
40 ~ 59	4,331	4,685	4,816	5,128	5,017	4,740	4,468
60 以上	1,501	1,482	1,898	1,998	2,057	2,138	2,532
男 小 計	7,388	7,450	6,381	7,817	7,094	6,057	4,565
15 ~ 19	999	967	759	1,149	642	344	245
20 ~ 24	762	756	380	989	836	484	207
25 ~ 39	2,152	2,121	1,713	1,921	1,989	1,849	1,207
40 ~ 59	2,450	2,588	2,393	2,550	2,380	2,108	1,616
60 以上	1,025	1,018	1,136	1,208	1,247	1,272	1,290
女 小 計	6,047	6,126	6,985	8,311	7,797	7,160	6,949
15 ~ 19	897	788	822	1,083	656	359	202
20 ~ 24	800	750	773	1,190	1,011	685	371
25 ~ 39	1,993	2,027	2,205	2,670	2,683	2,618	2,283
40 ~ 59	1,881	2,097	2,423	2,578	2,637	2,632	2,851
60 以上	476	464	762	790	810	866	1,242
指 数 (大正9年=100)							
男女計総数	100	101	99	120	111	98	86
15 ~ 19歳	100	93	83	118*	68	37	24
20 ~ 24	100	96	74	140	118	75	37
25 ~ 39	100	100	95	111	113	108	84
40 ~ 59	100	108	111	118	116	109	103
60 以上	100	99	126	133	137	142	169
男 小 計	100	101	86	106	96	82	62
15 ~ 19	100	97	76	115*	64	34	25
20 ~ 24	100	99	50	130	110	64	27
25 ~ 39	100	99	80	89	92	86	56
40 ~ 59	100	106	98	104	97	86	66
60 以上	100	99	111	118	122	124	126
女 小 計	100	101	116	137	129	118	115
15 ~ 19	100	88	92	121*	73	40	23
20 ~ 24	100	94	97	149	126	86	46
25 ~ 39	100	102	111	134	135	131	115
40 ~ 59	100	111	129	137	140	140	152
60 以上	100	97	160	166	170	182	261

備考 * 14~19歳、但し14歳の就業者数は農林省推計によれば10万余できわめて僅かである。
 国勢調査結果報告(総理府統計局)による。
 昭和40年は農林省中間農業センサス結果概要による。

%に収縮していることになる(昭和40年中間センサスの農家区分によって第2種を除き第1種農家のみを以って同じ計算をすれば68%に収縮したことになる)。

いずれにせよ、わが国の農家数は実質的には大きく減退傾向を示しながら、総数では依然停滞をつづけているが、その中味が零細兼業農家でしめられていることに労働力需給の面からみても基本的な問題がある。

II 農民層分解の動向とその変貌

(1) 経営耕地広狭別農家数の変動

さて、さらに進んでかような農家戸数停滞の内容を検討するため、経営耕地規模別の農家数の推移をみよう。表3のごとくである。

すなわち、明治末—大正—昭和のほぼ30年間にわたり、1~2町中層の肥大傾向がは握される。この期に特徴的な中農標準化傾向を示すもので、わが国の農家構成が家族労作中心の専門的な自小作1~2町層に標準化することを示し、窮乏停滞下にもそこに一応の安定水準をもったことを意味し、かつ上層の落層よりむしろ零細農の上向運動が基調をなしたことを示している。

表2 農家戸数の変動

(単位 1,000)

年次	総農家戸数		第2種兼業を除いた農家戸数(指数)
	実数	指数	
明治41年	5,408	96.4	—
大正12年	5,525	98.5	—
昭和8年	5,622	100.2	—
“ 9~11年	5,608	100.0	100.0
“ 13年	5,356	95.5	79.9
“ 19年	5,537	98.7	82.3
“ 22年	5,909	105.4	97.5
“ 25年	6,176	110.1	95.2
“ 28年	6,142	109.5	93.3
“ 30年	6,043	107.8	86.1
“ 35年	6,057	108.0	80.9
“ 40年	5,665	101.0	64.9

備考 昭和9~11年の第1種、第2種兼業農家は昭和16年の割合で推計、農林省累年統計表、農林省農林経済局統計調査部昭和30年、1960年世界農林業センサス農家調査報告書、1965年中間農業センサス結果概要等による。表3、4も同じ。

表3 経営耕地規模別農家数の変動(全国)

年次	総数	3反未満	3~5反	5反~1町	1~1.5町	1.5~2町	2~3町	3~5町	5町以上
実数(単位 1,000戸)									
明治44年	5,500	2,012		1,794		1,066	325	156	67
大正14年	5,549	1,951		1,877		1,185	323	137	75
昭和16年	5,499	1,831		1,648		1,471	336	120	76
“ 22年	5,909	1,415	1,037	1,834	925	364	210	74	49
“ 25年	6,176	1,472	1,050	1,973	961	379	333	—	—
“ 30年	6,043	2,319		1,973	1,386		363	—	—
“ 35年	6,057	1,295	1,007	1,923	1,014	417	384	—	—
“ 40年	5,665	1,153	966	1,775	955	416	389	—	—
割合(%)									
明治44年	100.0	36.6		32.6		19.4	5.9	2.8	1.2
大正14年	100.0	35.1		33.8		21.4	5.8	2.5	1.4
昭和16年	100.0	33.3		30.0		26.8	6.1	2.2	1.4
“ 22年	100.0	23.9	17.5	31.0	15.7	6.2	3.6	1.3	0.8
“ 25年	100.0	23.8	17.0	31.9	15.6	6.1	5.4	—	—
“ 30年	100.0	38.4		32.6	22.9		6.0	—	—
“ 35年	100.0	21.4	16.6	31.7	16.7	6.9	6.3	—	—
“ 40年	100.0	20.4	17.1	31.3	16.9	7.3	6.9	—	—

この自小作中農は、この時期の農業生産力担当層であり、その経営は資本集約的で土地および労働生産性ともに高く、土地所有に対する経営の自立をいみしたところにその歴史的進歩的性格をみることができよう。しかし、同時にそれは経営の上昇が家族労作的な中農で頭打ちし、借地農的資本家経営への展望をもつ大農の出現を許す条件を欠如したことをも示している。

いずれにせよ、本来の資本主義的農民層分解を実現するものでなく、農民の離農流出もきわめて限られた範囲にとどまったことを示すもので戦前の農家と農業人口の停滞を物語るものである。

その背景には、産業資本の発展による積極面があると同時に土地制度が圧迫要因として働いていた。

終戦直後は、産業構造の後退により農村に過剰人口がしわよせられ、農家経営規模にも全般的な落層零細化を生じた。しかし、農地改革の完了する昭和25年以降、技術水準の上昇に支えられ自作農化した農民の生産力の上昇を起動力として、再び中農肥大化傾向を示すにいたったのみならず、昭和30年以降の経済の高度成長とともに明らかに上下への両極分解の傾向を示すにいたった。

いま、昭和25年世界農業センサス、昭和30年臨時農業基本調査、昭和35年世界農林業センサスおよび昭和40年中間農業センサスの結果によって、経営耕地広狭別農家数の変動（都府県）をみると表4のごとくである。

表4 経営耕地規模別農家数の変動 —都府県—

期 日・期 間	総 数	0.3町未満	0.3～0.5町	0.5～1町	1～1.5町	1.5～2町	2～3町	3町以上
実 数 (単位 100戸)								
昭 和 25 年 2 月	59,306	14,285	10,322	19,517	9,447	3,631	1,757	272
“ 30 年 2 月	58,061	12,679	10,062	19,553	9,814	3,758	1,793	295
“ 35 年 2 月	57,916	12,545	9,845	18,978	9,987	4,030	2,004	358
“ 40 年 2 月	54,660	11,310	9,540	17,620	9,450	4,070	2,150	400
割 合 (%)								
昭 和 25 年 2 月	100.0	24.1	17.4	33.0	15.9	6.1	3.0	0.4
“ 30 年 2 月	100.0	21.8	17.3	33.7	16.9	6.5	3.1	0.5
“ 35 年 2 月	100.0	21.7	17.0	32.8	17.2	7.0	3.4	0.6
“ 40 年 2 月	100.0	20.7	17.5	32.2	17.3	7.4	3.9	0.7
増 減 数 (単位 100戸)								
25年2月～30年2月	▲1,245	▲1,606	▲ 260	36	367	127	36	23
30年2月～35年2月	▲ 145	▲ 134	▲ 217	▲ 575	173	272	211	63
35年2月～40年2月	▲3,256	▲1,235	▲ 305	▲1,358	▲ 537	40	146	42
増 減 率 (%)								
25年2月～30年2月	▲ 2.1	▲ 11.2	▲ 2.5	0.2	3.9	3.5	2.0	8.5
30年2月～35年2月	▲ 0.2	▲ 1.1	▲ 2.2	▲ 2.9	1.8	7.2	11.8	21.4
35年2月～40年2月	▲ 5.6	▲ 9.8	▲ 3.1	▲ 7.2	▲ 5.4	1.0	7.3	11.7

昭和25～30年の段階では、農家戸数は2.1% (124千戸)の減少を示すが、階層別には0.3町未満11.2% (160千戸)、0.3～0.5町層2.5% (26千戸)の減少率を示し、0.5町以上の各層は増加を示し、1～2町層の増加が比較的大であり、なお上層へ上昇する余力を示している。

しかるに、昭和30～35年の段階においては、農家戸数の減少率は、前期より少なく0.2% (14千戸)で階層別には前期より1階層上位の1町未満各層が減少しているが、0.5～1町層を除きその減少率も

低下し、その反面、1町以上各層は増加を示し1～1.5町層1.8% (17千戸)、1.5～2町層7.2% (27千戸)、2～3町層11.8% (21千戸)、3町以上層21.4% (6千戸)と上位に向うほどその増加率を高くしていることが注目される。

そして、35～40年の段階では農家数は大巾に減退し5.6% (325千戸)、階層別には30～35年に比しさらに1階層上位の1～1.5町未満の各層が減退し、かつその実数、率とも0.3町未満9.8% (123千戸)、0.3～0.5町層3.1% (30千戸)、0.5～1町層7.2% (135千戸)、1～1.5町層5.4% (53千戸)と前段階に比し増大している。1.5町以上層の増加はつづいているがその増加率はやや低下している。

かように、農家の経営階層変動を5ヶ年間隔でみると農家戸数は各期間毎に減退を示し、かつ増減の境界となる階層を規則的に一階層づつ押しあげていることがわかる。

いわゆる農民層分解の基軸が、各期間をおって上昇し、分解の巾を拡大して、農家の上昇とその反面における落層離脱を増大したことを示しているがそれは、同時にその顕著な労働力の流出を示すものである。

かくて、戦前の中農肥大化の形態とは全く異なる上下への両極的分化の形態をとりはじめたことを示すもので、日本農業にとっては画期的な現象といえる。

(2) 専業別農家構成の変動

この動きは、農業生産力の増大を示すとともに同時に農家経済の不安定性の増大をも示すものであり、それは強く兼業化に傾斜する専業別構成の変化としてみる事ができる

(表5参照)。

昭和30年以降農家の専業別構成は大きく変るが、専業農家と第1種兼業が減退し、第2種兼業が増加する形をとっている。この傾向は、上述分解基軸の上昇に照応して漸次上層に波及する傾向として現われている。

兼業化の進行を、1町層を境に上

表5(1) 経営耕地面積別専業別農家数—都府県—

面積	総農家数 (単位 1,000)	割合 (総農家数=100.0)			
		専業農家	兼業農家		
			総数	第1種	第2種
昭和30年					
総数	5,806	34.5	65.5	38.0	27.5
3反未満	1,268	11.6	88.4	14.5	73.9
3～5反	1,006	19.8	80.2	40.5	39.7
5反～1町	1,955	37.1	62.9	51.3	11.6
1～1.5町	981	55.3	44.7	42.5	2.2
1.5～2町	376	64.4	35.5	34.7	0.8
2～2.5町	132	69.1	30.9	30.3	0.6
2.5～3町	48	71.4	28.6	28.2	0.4
3町以上	30	73.3	26.7	26.7	0.4
例外規定	10	14.8	3.7	3.7	81.5
昭和35年					
総数	5,792	33.6	66.4	34.1	32.3
3反未満	1,255	12.2	87.8	10.2	77.6
3～5反	984	18.4	81.6	30.9	50.7
5反～1町	1,898	34.3	65.6	47.5	18.1
1～1.5町	999	53.5	46.5	42.9	3.6
1.5～2町	403	63.3	36.7	35.2	1.5
2～2.5町	147	68.4	31.7	30.7	1.0
2.5～3町	54	71.3	28.7	27.8	0.9
3町以上	36	73.0	27.0	26.0	1.0
例外規定	17	27.0	73.0	8.4	64.6
昭和40年					
総数	5,435	20.3	79.7	37.3	42.4
3反未満	1,119	8.5	91.5	5.6	85.9
3～5反	947	10.1	89.7	19.6	70.1
5反～1町	1,753	18.3	81.7	48.1	33.5
1～1.5町	942	31.5	68.4	60.6	7.7
1.5～2町	406	40.1	59.6	56.9	2.7
2～2.5町	156	45.5	53.8	52.6	1.2
2.5～3町	59	49.2	50.8	49.2	1.6
3町以上	41	53.7	46.3	43.9	2.4
例外規定	11	36.4	72.7	18.2	54.5

表 5 (2) 経営耕地面積別専業別農家数の増減 (昭和30~40年)

経営耕地面積	増 減 数 (単位 1,000)					増 減 率 (%)				
	農 家 総 数	専 業 農 家	兼 業 農 家			農 家 総 数	専 業 農 家	兼 業 農 家		
			総 数	第 1 種	第 2 種			総 数	第 1 種	第 2 種
昭和30~35年										
総 数	▲ 14	▲ 62	48	▲ 228	275	▲ 0.2	▲ 3.1	1.3	▲ 10.3	17.2
3 反 未 満	▲ 13	6	▲ 19	▲ 56	37	▲ 1.0	4.1	▲ 1.7	▲ 30.4	3.9
3 ~ 5 反	▲ 22	▲ 18	▲ 4	▲ 103	99	▲ 2.2	▲ 9.0	▲ 0.5	▲ 25.3	24.8
5 反~ 1 町	▲ 57	▲ 75	17	▲ 101	118	▲ 2.9	▲ 10.3	1.4	▲ 10.1	52.2
1 ~ 1.5 町	18	▲ 9	27	12	15	1.8	▲ 1.7	6.2	2.9	71.4
1.5 ~ 2 町	27	13	14	11	3	7.2	5.4	10.4	8.4	100.0
2 ~ 2.5 町	15	9	5	5	0	11.4	9.9	12.2	12.5	0.0
2.5 ~ 3 町	6	4	1	2	0	12.5	11.8	7.1	15.4	0.0
3 町 以 上	6	4	2	1	0	20.0	18.2	25.0	12.5	0.0
例 外 規 定	7	3	3	1	3	70.0	150.0	33.3	0	37.5
昭和35~40年										
総 数	▲ 357	▲ 842	385	50	435	▲ 6.2	▲ 43.3	10.0	2.5	23.2
3 反 未 満	▲ 136	▲ 58	▲ 78	▲ 65	▲ 13	▲ 10.8	▲ 37.9	▲ 7.1	▲ 50.8	▲ 1.3
3 ~ 5 反	▲ 37	▲ 85	46	▲ 121	165	▲ 3.8	▲ 47.0	5.7	▲ 39.8	33.1
5 反~ 1 町	▲ 145	▲ 329	187	▲ 58	244	▲ 7.6	▲ 50.5	15.0	▲ 6.4	70.9
1 ~ 1.5 町	▲ 57	▲ 237	179	142	37	▲ 5.7	▲ 44.4	38.5	33.1	102.8
1.5 ~ 2 町	3	▲ 92	94	89	5	0.7	▲ 36.1	63.5	62.7	83.3
2 ~ 2.5 町	9	▲ 29	38	37	1	6.1	▲ 29.0	82.6	82.2	100.0
2.5 ~ 3 町	5	▲ 9	15	14	1	9.3	▲ 23.7	100.0	93.3	0.0
3 町 以 上	5	▲ 4	9	9	1	13.9	▲ 15.4	90.0	100.0	0.0
例 外 規 定	▲ 6	▲ 1	▲ 4	1	▲ 5	▲ 35.3	▲ 20.0	▲ 33.3	100.0	▲ 45.5

備考 ▲印は減少, 1960年世界農林業センサス農家調査報告書, 1965年中間農業センサス結果概要による。但し40年の専業別構成は比較の便のため35年の奄美群島の数字で推計したものである。

下に区分してみると, 30~35年の段階では1町以上層ではI兼化, II兼化ともに進むが, その主体はI兼化にある。かつ, 1.5町以上層では専業農の増加がみられなお専業化の余地を残していた。

しかるに, 35~40年の段階では1町以上各層とも専業はおしなべて顕著に減退し, I兼化とあわせII兼化の進行が(2.5町以上はきわめて微弱)その特徴となつている。

1町以下の零細層では, 専業と第1種兼業が減退し, II兼化する傾向が, 段階をおって強化され, 昭和40年の構成では, 1町以下層では専業は8.9~18.6%, I兼5.9~48.1%, II兼33.4~85.3%となり, 全般的に下層は, 農家らしくない農家に変貌しつつかつ停滞していることを示している。そこに完全に他産業に転用し得ない老大な中高年層人口の中間的就業が横たわっている。

1町以上層でも中間層上位(2.5町)まで専業よりI兼の比重が高くなっており, 2.5町以上層になってはじめて専業の比重が兼業を上回るが, なおかつI兼が43.6~48.5%をしめることを見逃し得ない。

(3) 産業間人口の適正配分と農業人口

かように, 農業を發展させ自立しようとする農家と, 兼業化する農家との岐路にたつ階層が, 漸次上層につきあげられているが, それは農業所得の減退に対し, 他産業との所得格差を是正しようとする

る、農家の順応の姿を示すものに他ならない。

上下分解の動きのみられることは、日本農業にとっては特筆すべき変貌であり、いわゆる二重構造の解体を期待させるものといえる。しかし、なお現実には零細農に分類する耕地とその生産額は比較的多く、反対に上層農のそれが比較的僅少の割合をしめるにすぎず、その動きにも大きな差異のみられぬことをみても、この両極分解の力も、いまのところなお微弱であることを示すといわねばならぬ。

要之、今日の国民経済的要請は、農業の労働生産性の向上と、農業労働力の収縮を必至の課題としその余剰労働力の産業間適正配分を緊要の課題としている。しかるに、経済成長下に示された農家の動きは、その顕著な労働力の流出に不拘、農家数の収縮と経営規模拡大の方向に向うより、むしろ労働生産性の上昇を犠牲として兼業化の方向を辿り、兼業所得の増大によって都市世帯との均衡をはからんとしており、農業人口の産業間適正配分の要請に対しその実現を困難にし中高年労働力の完全離脱を妨げ両面のスフィング的存在として農村に滞留する傾向を強化しているといわねばならぬ。それはまた労働力の需給構造の変動に添わぬ動きであることもいうまでもあるまい。

Ⅲ 漁業人口の変動

(1) 漁業経営体の構成と階層別変動

経済の高度成長下に展開された農業人口の収縮過程の概要は、およそ以上のごとくであるが、漁業部門においても、高度成長下の労働需要の伸展に対応して、若年労働を中心とする漁家労働力の流出が進み、労働力不足に対応するため機械化の進行家族労働規模への収縮等合理化過程が進行している。

また、国民所得水準の上昇に対応して水産物に対する需要も質量的に高度化し、これに即応する生産体制と経営構造の再編成が進んでいるが、農業に比しはるかにその資本構成が大であり、かつ基本的生産手段（漁船）の流動性も大である等特殊事情によって、その再編過程もむしろより強く進んでいるといえる。ただし、ここでも漁業人口の収縮と経営体の減退とは必ずしも並行していない。

まず、第3次漁業センサス（昭和38年11月）の結果報告第1報（8～9頁参照）によって、漁業の基本構造を概観すると、海面漁業の経営体総数は283千、使用漁船322千、最盛期従事者数は865千である。その生産量659万トン生産価額は4,946億円におよび世界有数の漁業国であることを示している。

しかし、その経営体を沿岸と沖合遠洋に区分すると前者97%に対し、後者はわずか3%にすぎず、動力船隻数では沿岸88%、沖合遠洋12%であるが、トン数では逆に沿岸18%、沖合遠洋82%で従事者数も後者が28%をしめ、しかも、その生産額は沿岸層37%にすぎず、沖合遠洋層が63%をしめ、上述農業生産の場合と異なる構成を示している。また、専業は17%にすぎず、圧倒的部分（87%）は兼業である。

要約すれば、わが国の漁業の生産構造は生産力低位の沿岸零細漁家を基抵とし、個人経営の中小経営を中核層とし、巨大資本の会社経営を上位層とする結合体によって構成されている。

さて、漁業経営体数の推移を戦前と対比しようとするときはなほだ困難を感ずる。センサス方式による漁業の基本調査は昭和16年に行われたものを嚆矢とするが、それ以後は戦後の漁業センサス（昭和24年3月）まで、水産基本調査（昭和22年8月）があるのみである。また昭和16年以降の漁業経営体数を比較しようとする、経営体概念の統一を欠ぐので精確を期しがたい。

そこで、一先づ戦後の漁業センサスによって経営体数の推移をみるにとどめたいが、同じ困難は漁業従事者数の推移の比較にもみられる（これらの点については近藤康男編「日本農業の統計的分析」297～299頁参照）。

基準として第2次漁業センサス（昭和28年3月）をとり経営体数の推移をみよう（第1次センサスはなお比較にたえない）。経済成長の展開される昭和28～38年について、経営体数は一貫して減退（9.8%）を示している（表6参照）。

かつ、その階層別動向をみると無動力船漁家が大幅に減退をつづけ（56%）、同じように大型小型定置網漁家（67→29%）、地びき網漁家（52%）等が顕著な減退を示している。

表6 (1) 漁業経営規模別漁業経営体数

漁業経営規模	実数				割合			
	昭和28年	昭和33年	昭和38年	昭和39年	昭和28年	昭和33年	昭和38年	昭和39年
総数	251,747	229,334	226,933	228,631	100.0	100.0	100.0	100.0
無動力	116,205	75,269	51,154	40,768	46.2	32.8	22.5	17.8
動力								
3 t 未満	62,234	75,602	84,778	90,043	24.7	32.9	37.4	39.3
3 ～ 5 t	8,107	9,376	14,216	14,166	3.2	4.1	6.3	6.2
5 ～ 10 t	6,815	5,477	6,416	5,637	2.7	2.4	2.8	2.5
10 ～ 30 t	6,166	5,415	4,584	4,781	2.4	2.4	2.0	2.1
30 ～ 100 t	2,809	2,511	2,394	2,476	1.1	1.1	1.1	1.1
100 ～ 200 t	642	683	530	573	0.2	0.3	0.2	0.3
200 t 以上	293	550	810	834	0.1	0.2	0.4	0.4
大型定置網	2,166	1,280	711	914	0.9	0.6	0.3	0.4
小型定置網	8,418	7,704	5,947	6,524	3.3	3.4	2.6	2.9
地びき網	4,288	3,136	2,057	1,374	1.7	1.4	0.9	0.6
浅海養殖	33,604	42,331	53,336	60,541	13.3	18.4	23.5	26.4

(2) 漁業経営規模別漁業経営体数の増減

漁業経営規模	増減数			増減率(%)		
	昭和28～33年	昭和33～38年	昭和38～39年	昭和28～33年	昭和33～38年	昭和38～39年
総数	▲ 22,413	▲ 2,401	▲ 1,698	▲ 8.9	▲ 1.0	▲ 0.7
無動力	▲ 40,936	▲ 24,115	▲ 10,386	▲ 35.2	▲ 32.0	▲ 20.3
動力						
3 t 未満	▲ 13,368	▲ 9,176	▲ 5,265	▲ 21.5	▲ 12.1	▲ 6.2
3 ～ 5 t	▲ 1,269	▲ 4,840	▲ 50	▲ 15.7	▲ 51.6	▲ 0.4
5 ～ 10 t	▲ 1,338	▲ 939	▲ 779	▲ 19.6	▲ 17.1	▲ 12.1
10 ～ 30 t	▲ 751	▲ 831	▲ 197	▲ 12.2	▲ 15.3	▲ 4.3
30 ～ 100 t	▲ 298	▲ 117	▲ 82	▲ 10.6	▲ 4.7	▲ 3.4
100 ～ 200 t	▲ 41	▲ 153	▲ 43	▲ 6.4	▲ 22.4	▲ 8.1
200 t 以上	▲ 257	▲ 260	▲ 24	▲ 87.7	▲ 47.3	▲ 3.0
大型定置網	▲ 886	▲ 569	▲ 203	▲ 40.9	▲ 44.5	▲ 28.6
小型定置網	▲ 714	▲ 1,757	▲ 577	▲ 8.5	▲ 22.8	▲ 9.7
地びき網	▲ 1,152	▲ 1,079	▲ 683	▲ 26.9	▲ 34.4	▲ 33.2
浅海養殖	▲ 8,727	▲ 11,005	▲ 7,205	▲ 26.0	▲ 26.0	▲ 13.5

備考 農林省第2次漁業センサス（昭和28年）、沿岸漁業臨時センサス（昭和33年）、第3次漁業センサス（昭和38年）および漁業センサス補間調査—漁業動態調査（昭和39年）による。

▲印は減少を示す。

これに反し、同じ沿岸層でも3トン未満、3～5トンの小型動力船層および浅海養殖漁家は増加傾向(36.2%, 75.4%, 58.9%)を辿っている。

そして、沖合、遠洋層に属する10～30トン層および30～100トン層はいずれも減少(25.7%, 14.8%)を示し、とくに前者の減少率は高いが、かような動揺の中にあつて200トン以上層は一貫して顕著な増加(176.5%)をつづけていることが注目される。

つまり、沿岸層でみるごとく、生産性のきわめて低い無動力層や、過度労働集約的な地びき網のごとき単純経営が脱落し、家族労働中心の小型動力船漁家と浅海養殖漁家が増加しており、経営の不安定性に悩む中小漁家の脱落と基盤整備の波に乗る大型船の発展傾向がみられ、労働力不足に対応する省力機械化と大型化の進行がみとめられる。

以上を、さらに時期別に昭和28～33年と33～38年の兩段階に分けて、特徴的な点を指摘すると、無動力船漁家は前後期ともに高い減少率(35～32%)を示し、3トン未満層の増加は前期に高く(21.5%)後期に低い(12%)。3～5トン層は前期に低く(15.7%)後期に顕著な増加(51.6%)を示している。5～10トン層は前期に減退(19.6%)し後期には増加に転じ(17.1%)ている。かくて兩期にわたり無動力船の一貫した減退と3～5トンの増加が特徴的である。減少をつづける10～30トン層の減少率は後期に高く、30～100トン層のそれは反対に前期に高い。

100～200トン層は、前期にはなお増加したに不拘、後期には顕著な減退傾向(22.4%)を示すにいたっている。200トン以上層は前後期とも高い増加率(88～47%)を示しているが、後期にはやや鈍化を示している。

大型定置網は前後期とも顕著に減退(41～45%)し、地びき網層も兩期とも高い減少率(27～34%)を示し、小型定置網は後期の減少率が著しく高く(8～23%)、いずれも後期にその減退率を高めていることが注目されよう。

かくて、沿岸漁業(漁船)に比し中小漁業の動揺が激しくその減少率も高い。かつ前期では100トン未満層が増減境界であったが、後期には、それが200トン未満層まで押しあげられている。いわゆる分解基軸の上位移行の傾向そのものは農業の場合と軌を一にしているといえる。

かように、漁業合理化の進展に伴い中小および零細経営体の収縮と階層構成の顕著な変化が現われているが、もちろん全体として中小零細層の比重は、なおきわめて高くその動向が問題となる。

無動力層は全国的に合理化の波におされ、減退は必須であるとして、3トン未満の零細漁家は先進地域では減少を示すが、後進地域では増加傾向にあり、比較的安定層と目される3～5トンの増加あるいわ労働力不足に対応して家族労働中心に省力化を遂行した5～10トン層の今後の動向が注目されるわけであるが、総じて沿岸層は効率のよい小型動力船へ集中するのは止むを得ないであろう。

ただ、10～30トン層の中小経営体は大型船との同一漁場内における競争に巻きこまれ、労働力不足と労賃高騰に直面して最も不利な分解点にあるといえる。かつ漁業の場合大資本による集中は漁業権と船体との購入によって遂行され、その売買も土地の場合と異り比較的流動性に富んでいるので、階層変動の過程もより激しく進行するといわねばならぬ。

(2) 専業別漁業経営体構成の変動

漁業においても、零細層は兼業に依存する割合は高く、38年漁業センサス第1報(33～35頁)によると個人経営世帯総数262千の84.1%は兼業世帯であり、そのうちI兼(粗収入の50%以上が自営漁業収入)は世帯総数の51.5%、II兼(粗収入のうち自営漁業収入が50%未満)は32.6%である。

階層別に兼業化の割合の高い(92%)のは無動力層で、II種兼の割合が高く(52.6%)自営とやとわれの比重も高い(30.8%)。これに反し10トン以上層の兼業比重は最も低く(60.4%)、I兼(58%)

と自営のみが高く (38.6%)、Ⅱ兼 (2.4%) と自営とやとわれは最低 (0.7%) を示している (表7参照)。

定置網地びき網浅海養殖等も、兼業比重は比較的高く (71.2~90.8%)、とくに地びき網のⅡ兼化のウェイトが高い (52.2%) ことが注目される。

表7 階層別、専兼業別、個人経営世帯数 (昭和28, 33, 38年) (%)

漁業経営規模	実数総数	専業	兼業	第1種兼業				第2種兼業				
				総数	自営のみ	自営とやとわれのみ	やとわれのみ	総数	自営のみ	自営とやとわれのみ	やとわれのみ	
昭和28年												
総数	235,761	14.3	85.7	43.0	20.1	14.5	8.4	42.7	16.2	20.8	5.7	
無動力	113,751	8.6	91.4	35.0	13.8	14.4	6.8	56.4	16.6	31.6	3.2	
3t未満	60,162	22.5	77.5	55.0	24.5	17.8	12.7	22.5	8.6	10.0	3.9	
3~5t	6,899	25.7	74.3	63.6	31.5	19.7	12.4	10.7	5.1	4.3	1.3	
5~10t	5,103	23.9	76.1	67.2	40.2	18.1	8.9	8.9	4.4	3.6	0.9	
10t以上	6,247	32.3	67.7	62.1	44.6	11.0	6.5	5.6	3.7	1.3	0.6	
大型定置網	1,045	19.7	80.3	71.4	48.6	16.6	6.2	8.9	5.8	2.8	0.3	
小型定置網	6,764	11.4	88.6	56.1	30.6	19.9	5.6	32.5	15.8	15.2	1.5	
地びき網	2,665	10.2	89.8	49.8	28.1	14.2	7.5	40.0	21.0	17.0	2.0	
浅海養殖	33,125	12.5	87.5	33.1	20.0	6.8	6.3	54.4	35.4	15.6	3.4	
昭和33年												
総数	222,179	14.6	85.4	53.0	29.0	17.4	6.5	32.4	12.9	15.9	3.5	
無動力	74,826	6.4	93.6	41.6	18.5	18.3	4.7	52.0	16.8	29.4	5.8	
3t未満	75,042	19.8	80.2	60.4	30.3	20.5	9.5	19.0	7.2	9.3	3.3	
3~5t	8,832	33.6	66.4	61.3	42.9	12.1	6.3	5.2	2.8	1.7	0.2	
5~10t	4,769	30.4	69.6	65.6	48.5	10.9	6.2	4.0	2.7	0.9	0.4	
10t以上	6,579	34.8	65.2	61.9	50.8	7.4	3.7	3.3	2.4	0.7	0.2	
大型定置網	686	18.4	81.6	71.5	58.6	10.6	2.3	10.1	5.7	4.2	0.2	
小型定置網	7,200	10.3	89.7	64.5	35.8	24.5	4.2	25.2	10.4	13.7	1.1	
地びき網	2,262	11.6	88.4	60.2	43.5	11.2	5.5	28.2	17.1	9.9	1.2	
浅海養殖	41,983	11.8	88.2	53.0	34.4	13.1	5.5	35.2	21.5	11.6	2.1	
昭和38年												
総数	233,961	17.1	82.9	55.0	29.8	17.3	7.9	27.9	10.8	13.9	3.2	
無動力	51,037	8.0	92.0	39.4	17.5	16.3	5.6	52.6	15.6	30.8	6.2	
3t未満	34,462	20.0	80.0	61.0	31.4	19.7	9.9	19.0	6.6	9.5	2.9	
3~5t	13,931	30.4	69.6	63.8	35.6	17.4	10.8	5.8	2.7	2.3	0.8	
5~10t	6,085	30.8	69.2	65.1	37.7	16.5	10.9	4.1	2.1	1.6	0.4	
10t以上	6,352	39.6	60.4	58.0	38.6	12.1	7.3	2.4	1.4	0.7	0.3	
大型定置網	382	28.8	71.2	64.9	42.1	17.0	5.8	6.3	3.9	1.8	0.6	
小型定置網	5,610	14.8	85.2	63.7	33.2	24.5	6.1	21.5	7.6	12.5	1.4	
地びき網	1,848	9.2	90.8	38.6	22.3	12.2	4.1	52.2	24.7	25.3	2.2	
浅海養殖	64,254	14.5	85.5	56.2	34.4	15.1	6.7	29.3	15.8	11.2	2.3	

備考 農林省第2次漁業センサス (昭和28年)、沿岸漁業臨時センサス (昭和33年)、第3次漁業センサス (昭和38年) による。

この表の経営体数は漁船を使用して年間30日以上漁業を営んだ経営体である。但し、昭和38年は小型定置・地びき網・浅海養殖に11,678の漁船非使用の経営体を含んでいる。

昭和28～38年について、専兼別構成の推移をみると、専業は14.3～17.1%、I兼も43～55%に増加しているがII兼は大幅に減退(42.7～27.9%)し、いわゆる主業化の傾向が窺われる。

さらに階層別に昭和33～38年の傾向をみると無動力層は絶体数を著しく減少させながら専業とII兼割合が微増しI兼割合は低下している。10トン未満層では3～5トンを除きいずれも専業割合は増加I兼II兼ともに増加しているといえるがI兼化にウエイトがある。兼業化の傾向は3～5トン層にやや強い。10トン以上層は専業化の傾向がみられ兼業割合は減退している。大型小型定置網は専業増I兼II兼割合ともに減退、地びき網は専業I兼ともに減退しII兼割合が著増し、浅海養殖は専業I兼ともに増加しII兼割合は減退している。

かように合理化の波におされ自営化が進み概して専業化とI兼化の方向をとりながら、反面部分的にII兼化が強くなり現われているが、いわゆる主業化の傾向は、明暗両面を備へたもので漁業所得増大による兼業離脱の面と労働力不足に伴う兼業機会の喪失と自営化および半失業的滞留の暗い面とがある。しかし、いずれにせよこの傾向は農家の顕著なる兼業化、とくにII兼化が在宅通勤に負うところ大なるものと異り、概してその機会の乏しい漁業のきびしい分解形態の一端を示すといわねばならぬ。

更に漁家世帯の兼業種類をみよう。最も多いのは農業兼業と被用兼業であるが、前者は個人経営世帯の65.3%、後者は49.9%にあたる。

農業との結びつきは、零細農耕との相互依存の形態が多く、その圧倒的部分は0.5町未満の耕地を経営し(65.0%)、0.3町未満が47%をしめる。また農業をかねる世帯は地びき網層が最高(77.2%)を示し、1トン未満、漁船なきもの、無動力等は72～74%を示し、3トン以上層は50%未満である。

この半農半漁といわれる零細層の殆んどは、漁村の底辺の停滞層であるが、昭和33～38年に67.7～65.2%に収縮している。その農業は、自給的なものにすぎず、多くは老人婦女子が耕作し漁業でも暮しのため階層で、世帯の中心となる基幹労働力の賃労働者化が進みつつあることを示している。しかも近來その労働力は中小漁業の補充源となるより、むしろ他産業に流出するか滞留する傾向が強い。

被用兼業世帯も、その大部分が漁村の他の底辺を構成するもので、もちろん下層に多く、漁船なきもの、無動力、1トン未満等は59.1～51.2%であるが、10トン以上層では20%、真珠養殖は15.4%で最も少ない。小型定置網地びき網等は44.4～43%程度である。

被用兼業世帯は昭和28～33～38年に49.4%～43.5%～44.2%と増減を示しているが、33～38年の動向を階層別にみると1～3トン層を例外としていずれも増加し、かつ上位階層増率の高い傾向がみられ、漁業外へのやとわれ世帯が最も多い。その反面非流動のまま滞留するものもある。

(3) 漁業就業者の減退

最後に漁業就業者の推移をみよう。戦前については上述のごとく統一的な数字を得がたいが、仮に農林省統計表によって、大正10、13年、および昭和3、7、11、15年の漁撈者数の平均値をみると、それぞれ112万、110万となる。この20年間およそ110万程度で停滞しているといえる。

戦後昭和22年の水産業基本調査によると漁業就業者は99万、また25年の国調では69万で両者の間に約30万の開きがある。

かように実数の推定は困難であるが、ただ戦前この期に、業主の減退と被用者の漸増がみられ緩慢な漁民層の分解が進んでいたことを窺うことができる(この点上掲近藤康男編「日本農業の統計的分析」308頁参照)。

戦後第2次漁業センサスによる就業者数は79万で、昭和30年の80万(推定)をピークとして、爾來一貫減退傾向をつづけ(表8参照)、昭和28～38年の10年間に21%の減退を示している。恰も経済高度成長下の労働需要の急進展に対応して流出し、かつ30～35年は年平均2.2%、35～39年は年平均4.3%

%の減少率を示し、前期には沿岸漁業が後期には中小漁業が、それぞれ減退の中心であり、段階を追って漁民層の分解の幅が拡大したことを示している。

表 8 男女年齢別漁業就業者数の推移

年 齢		昭和28年	昭和36年	昭和37年	昭和38年	昭和39年
実 数 (単位：1,000人)						
男	総 数	790	699	667	626	612
	小 計	668	583	556	523	505
	15 ～ 19	76	36	31	27	25
	20 ～ 29	187	139	125	107	95
	30 ～ 39	113	145	145	142	137
	40 ～ 49	114	94	90	91	92
	50 ～ 59	106	91	89	84	82
60才以上	72	78	76	72	74	
女	小 計	122	116	111	103	107
指 数 (昭和28年=100)						
男	総 数	100	88	84	79	77
	小 計	100	87	83	78	76
	15 ～ 19	100	47	41	36	33
	20 ～ 29	100	74	67	57	51
	30 ～ 39	100	128	128	126	121
	40 ～ 49	100	82	79	80	81
	50 ～ 59	100	86	84	79	77
60才以上	100	108	106	100	103	
女	小 計	100	95	91	84	88

備考 農林省第2次漁業センサス(昭和28年), 漁業センサス補
 間調査—漁業就業者調査—(昭和39年11月)

にするためには、非沿海出身の漁業就業者の構成等をあわせ検討しなければならぬであらう。それは現在の労働力不足補充の形態からみて非沿海の農山村からの流動者も無視し得ない情況(約7万)にあるかである。しかしここではただ「第3次漁業センサス第7報」(11～14頁参照)によって簡単に漁業従事者の経営階層別の増減傾向について付言しておくにとどめたい。

漁業従事者総数の推移を対28年でみると、38年は774千で33%の減少であるが、経営階層別には沿岸層の減退が最も多く(39%)、沖合層はこれについている(30%)が、ひとり遠洋層のみ2.4倍の増加を示している。

沿岸漁業層の漁業従事者の減退は、基本的には経営体数の顕著な減退と、1経営当り平均従事者数の減少によるが、中に経営体当り従事者数は却って増加しても経営体数の減少により従事者数減退を示したもの(大型定置網)もあり、あるいはまた従事者数減退が比較的少なく経営体数の増加で従事者数を増加した場合もある(浅海養殖)。ただし、沿岸層は若年層の他産業流出が顕著で後継者の不足が問題であろう。

沖合層は、船体装備の充実に、漁撈作業上の省力設備が伴わず、従事者一定数の確保を必要とする場合が外く、その減少傾向を少くしているが若年層と経験労働者の不足が強い。

遠洋層は経営体数自体が著増し(2.8倍)、1経営体当り、若干の従事者減を大きくカバーして従事

かく、漁業就業者の絶体水準が、著るしく低下したのみでなく中味も変化し、15～19才および20～29才の若年層の減退が顕著で、中核層は30才以上となり、50、60才以上も多く年齢構成を老令化している。この点は農業の場合と類似しているが、ただ女性化傾向は殆んどいうに足らず、いぜん男子が優勢(84%)で、漁撈作業による制約を示している。この老令化は下層により顕著で若年層の中高年労働力による補充と、またその非流動性とを物語っている。

ところで、漁業センサスによる漁業就業者は沿岸市町村に所在する年間従事日数30日以上に従事者を計上したもので、個人経営世帯および漁業従事者世帯の出身者によって構成されている。したがって、非沿海出身者と従事日数30日未満のものを含む漁業従事者数との間には喰いちがいがある。

漁業就業者の実数の推移を明らか

者数を増大したことがわかる。

かくて、漁業経営体の最近の減少分解は、上向化においてむしろ農家の場合より顕著で階層変動も著しいが、それは漁業生産自体に不安定性があり、農業と異り土地による固着性がなく漁船漁具の転売も容易でその流動性がより高いことによる。労働力不足に直面して労働集約的な経営の脱落が進み、労賃高騰を回避して省力と家族労働規模への転換の傾向が強い。その反面省力一貫機械体系の未完成のまま労働依存度の低下を阻み、零細層にも雇用労働に依存する企業経営化の進行もみられる。

資本高度の大経営との競合関係にたつ中小経営体の分解が進み、生産基盤の拡大に照応して大型化が進行して、その限り雇用労働を増加している。全体として零細層の過剰就業の収縮過程が強力に進んでいるが、なお過大な中高年零細就業者と滞留者をかかえこんでいるといわねばならぬ。それが、後進部門人口の適正配分を困難にしつつある事情は農業の場合と異ならぬであろう。対策の主眼はいずれも、若年層をとどめ非流動的な中高年労働力の転用乃至活用をはかる再編成施策の開発にある。

Economic Growth and Change of Agricultural and Fishing Population

Shigeru HAYASHI and Takayuki INOUE

The high economic growth expanded the demand for labor force, propelled to change farmers and fishers to modern wage earners, and formed a nation-wide homogeneous labor market. This phenomenon is clear especially in case of young labor force.

The decrease of agricultural population remarkably proceeded, heads and successors of households moved out from agriculture and villages. However, the young labor force is secured to maintain the next generation of the household, in some types of villages and some classes of farmers.

The classifying process of farmers has gone beyond the prewar trend of middle class standardization to the separation to upper and lower classes which is a unprecedented change in the Japanese agriculture.

On the other hand, the number of farm households having a subsidiary business increases, clean-off process of small size, part-time farmers does not proceed, the upward tendency of farmers is weak, the formation of wealthy farmers is negligible, and the decrease of number of farming households is not conspicuous——the strong resistance is expressed against the optimal allocation of agricultural population required by the economic development.

The contraction of fishing population is progressing, the influence of economic growth is strong especially in the fishing group having the high capital structure, so that the classifying process is more remarkable in fishing industry than in agriculture. However, the tendency of having a subsidiary business in fishers impedes the process of changing to wage earners, makes unclear the classification.

In short, the high economic growth propelles the modern reorganization of backward sectors through the change of demand-supply structure of labor force, a considerable number of difficult problems appear in this process.

高度成長下における農家労働力市場の 変化とその問題点

皆 川 勇 一

は し が き

昭和30年以後の高度成長期における日本経済の驚ろくべき拡大は、産業構造そのものを重化学工業化の方向へ劇的に変貌せしめると同時に、就業構造・労働力の需給関係にも大きな変化を生ぜしめた。すなわち“就業構造の近代化”が生じて来た訳である。そしてそれは農家労働力に関連した側面においては、農業就業者の年率3%にも達する急激な減少、新規学卒者および若年農業者のはげしい地迂りの離農傾向を生み出し、さらに最近では農家の経営主・あとつぎさらには主婦層にいたるまでの兼業化を急激に押し進めつつある。

だがこうした高度成長期における農家労働力市場の大きな変貌は、単に高度成長過程での雇用拡大にのみ帰着させることのできない、農業内部の矛盾すなわち高度経済成長そのものによってうみ出された農業危機を内発要因としたものであること、とくに最近の1町以上の中上層農家の日雇・出稼ぎ兼業化はその端的な現われであることを、30年代以後の農家労働力市場の変化の分析を通して明らかにすることが本稿の目的である。

ただこの問題に立ち入るためには、高度成長期の就業構造の近代化の実態ならびに高度成長が農業のように低位な自営部門の発展に及ぼした影響についての吟味が不可欠の前提と考えられるので、これらの問題について検討を行なった後に、高度成長期における農家労働力市場の変化とその問題点を明らかにしたい。

昭和39年以降のかなり長期間にわたる不況局面への突入に示されているように、日本経済は明らかに重大な転機を迎えつつあり、昭和40年代の経済発展の性格は30年代のそれとは根本的に異なったものとなるかもしれないが、高度成長の功罪が本当の意味で問題となってくるのはむしろこれからであることを考えれば、以下の分析も決して無駄な試みではないと思う。

I 高度成長下の就業構造・労働市場の変化

(1) いわゆる“就業構造の近代化”の実態

高度成長下での就業構造・労働市場の変化がどういうものであったかに関しては、これまで多くのデータと、それにもとづくいろいろな研究が発表されており、しばしば“就業構造の近代化”という言葉で規定されている。筆者はこの“就業構造の近代化”の実態こそ、まず第1に問わなければならないが、その検討に入る前に、まず労働市場の全体の大ワクとしての変化が30年以降どのような動きを示しているかをみてみよう。

イ、労働力人口の趨勢

表1は労働力調査の月別報告を基にして計算された梅村氏の趨勢値（季節変動および景気変動の影響）

表 1 15才以上人口、労働力および就業者の動向

(イ) 昭和30年～35年 (梅村氏計算による趨勢値)

(単位 万人・%)

	昭和30年	昭和35年	期 間 内 増 加		昭和25～30年の増加	
			増 加 数	増 加 率	増 加 数	増 加 率
15才以上人口	5,916	6,459	543	9.2 (1.8)	558	10.1 (1.9)
労働力人口	4,135	4,445	310	7.5 (1.5)	540	14.9 (2.8)
就業者人口	4,074	4,440	366	9.0 (1.7)	518	14.4 (2.7)

1. 梅村又次：戦後日本の労働力による。
2. それぞれ各年次の6月の趨勢値により算出。
3. 昭和25～30年は14才以上人口、労働力、就業者についての計算。
4. 増加率の()内は年平均増加率。

(ロ) 昭和35年～39年 (年間平均値)

	昭和35年	昭和39年	期 間 内 増 加		
			増 加 数	増 加 率	年平均増加率
15才以上人口	6,520	7,122	602	11.5	2.2
労働力人口	4,511	4,710	199	5.5	1.1
就業者人口	4,461	4,673	212	6.0	1.2

(イ)(ロ)ともに労働力調査結果による。

表 2 労働力率の推移

	(1)		(2)		(3)	
	25年	30年	30年	35年	35年	39年
男	83.4	83.7	85.7	84.5	84.8	82.1
女	49.5	54.2	55.2	53.8	54.5	51.1

- (1)は14才以上人口をもととする梅村趨勢値による。
 (2)は15才 " " "
 (3)は15才 " 年間平均値による。

響を除去)によるものであるが、これによっではっきり言えることは、昭和30年以後の労働力増勢の鈍化である。すなわち昭和25～30年労働力人口の増加年率2.8%、年108万の増加に対し、30～35年では1.5%、62万とほぼ半分近くまでの減少がみられる。このような就業者の減少をもたらした直接の要因は、生産年齢人口増加率の鈍化(昭和25～30年の年率1.9%から30～35年の1.8%へ)およびとくに労働力率の低下であった(表2)。だが、日本ではもともと少ない完全失業者が、30年以降一段と減少してくることによって、就業者そのものの増加率の低下は、この労働力人口全体の増加率鈍化に比べれば若干傾向はゆるめられている。以上の傾向は昭和35年以後も変りはない。〔表1の(ロ)および表2の(3)〕

このような労働力人口増加の鈍化の下で、高度成長下における重化学工業部門を中心とした雇用拡大により、いわゆる就業構造の近代化が生じた訳である。

ロ、就業構造の変化

30年以後の就業構造の変化の第一の特徴は、自営業部門の相対的ならびに絶対的縮小、雇用人割合

表 3 就業者の従業上の地位別構成の変化

(イ) 昭和30～35年（梅村氏の計算による趨勢値）

（単位 万人・％）

	昭和30年	昭和35年	期 間 内 増 加		昭和25～30年の増加	
			増 加 数	増 加 率	増 加 数	増 加 率
全 産 業 就 業 者	4,074	4,440	366	9.0 (1.7)	518	14.4 (2.7)
農 林 業 就 業 者	1,662	1,483	△ 179	△ 10.8(△2.3)	20	△ 1.2(△0.2)
業 主	558	538	△ 19	△ 3.5 (0.7)	△ 34	△ 5.7(△1.2)
家 族 従 業 者	1,047	891	△ 156	△ 14.9(△3.2)	9	0.9 (0.2)
非 農 林 業 就 業 者	2,411	2,957	545	22.6 (4.2)	537	28.5 (5.2)
業 主	509	527	17	3.4 (0.7)	101	24.7 (4.5)
家 族 従 業 者	330	307	△ 23	△ 7.1(△1.5)	105	45.4 (7.8)
雇 用 者	1,572	2,123	551	35.1 (6.2)	331	26.6 (4.8)

(ロ) 昭和35～39年（労働力調査の年間平均値）

	昭 和 35 年	昭 和 39 年	期 間 内 増 加		
			増 加 数	増 加 率	年平均増加率
全 産 業 就 業 者	4,461	4,673	212	4.8	1.2
農 林 業 就 業 者	1,391	1,197	△ 194	△ 13.9	△ 3.7
業 主	508	452	△ 56	△ 11.0	△ 2.9
家 族 従 業 者	820	706	△ 114	△ 13.9	△ 3.7
雇 用 者	65	39	△ 26	△ 40.0	△ 12.0
非 農 林 業 就 業 者	3,067	3,471	404	13.2	3.1
業 主	524	523	△ 1	△ 0.2	△ 0.0
家 族 従 業 者	331	319	△ 12	△ 3.6	△ 0.9
雇 用 者	2,208	2,629	421	19.1	4.5

の増大である。自営業部門のうち、農林業の場合には、すでに30年以前から減少傾向がはっきり現われていたが、30年以後はさらにそれが激化された。非農林部門でも、自営業主はふえているが、家族従事者が非常に減ったため、全体としては減少に転じた。これに対し、非農林雇用労働者の増加は、30～35年の5年間で35%、年率6.2%になり、前5年の実績27%、年率4.8%を大巾に上廻っている。こうした事態が中心となって、30年以前に自営業部門に堆積していた不完全就業者の取りくずし、就業構造の再編成が始まった。

第二の特徴として雇用構造の変化をあげることが出来る。表4にみるように、30年以前の第三次産業つまり零細商業・サービス部門を中心にした雇用増が、30年以降では第二次部門、特に重化学工業部門を中心とする雇用増大に変わってきている。企業規模別では(表5)、30年以前は、9人以下の零細企業で非常に雇用がふえたが、その後は10人以上とくに30人～500人規模の雇用増が著るしい。製造業のみをとってみると(表6)、25年から30年の間では100人未満の雇用増が全体の雇用増の中心となっているのに、30年以後になると、100人以上の企業での雇用増が非常に大きく、100人未満を凌駕するに至った。ただし34～36年は日本経済の高度成長の絶頂期であり、37年以後になると、1,000人以

表4 雇 用 者 増 加 の 産 業 別 配 分

(単位 万人・%)

	昭 和 22 ～ 30 年 雇 用 者 増 加 数 (国 勢 調 査)	寄 与 率	昭 和 31.7 ～ 37.7 雇 用 者 増 加 数 (就 業 構 造 基 本 調 査)	寄 与 率
全 産 業	580	100.0	636	100.0
農 林 ・ 漁 業	4	0.6	△ 29	△ 4.6
鉱 業	13	2.3	△ 11	△ 1.8
建 設 業	37	6.4	57	8.9
製 造 業	152	26.2	323	50.6
金 属 ・ 機 械	—	—	201	31.6
そ の 他	—	—	122	19.1
卸 ・ 小 売 業	182	31.4	121	19.1
金 融 ・ 保 険	34	5.8	31	4.9
運 輸 ・ 通 信 ・ 公 益	55	9.4	56	8.8
サ ー ビ ス 業	113	19.5	68	10.7
公 務	61	10.5	22	3.4
分 類 不 能	△ 45	—	△ 1	—
第 一 次 産 業	4	0.6	△ 29	△ 4.6
第 二 次 産 業	202	34.9	367	57.8
第 三 次 産 業	445	76.6	298	46.9

「経済成長と賃金」所載 石崎論文(30頁)による。

表5 事業所規模別従業者構成および各期間内就業者増加寄与率の推移(%)

就 業 者 数	規 模 別 構 成 比			期 間 内 就 業 者 増 加 寄 与 率	
	昭 和 26 年	29 年	38 年	26 ～ 29 年	29 ～ 38 年
1 人	7.3	6.2	3.8	△ 6.8	△ 0.1
2 ～ 4	22.6	22.5	16.9	20.9	8.2
5 ～ 9	11.3	13.5	11.8	39.2	9.3
10 ～ 29	20.0	19.3	19.4	10.5	19.5
30 ～ 99	14.9	14.7	19.6	12.8	27.2
100 ～ 499	11.3	11.2	16.2	9.9	24.1
500 人 以 上	12.6	12.7	12.3	13.5	11.7
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

事業所調査による。(民営、公営のみ)

上企業の増加寄与率が急速に低下する事実は注目を要する。しかしとにかく昭和30年以降の技術革新期における雇用構造は、製造業を主とする第二次産業の拡大、規模別雇用の大規模化の方向を辿って来たといえよう。

ハ 労働市場の変貌

このような雇用労働需要の予想外の増大から、労働力需給関係に急速な変化が起って来た。これを一言でいってしまえば、労働力の供給超過から需要超過への急旋回ということになる。昭和34年5月の雇用審議会の答申では、現在の雇用需要が年々生ずる新規労働力をすべて吸収するには足りぬこと

表 6 製造業従業者の従業員規模別構成および各期間内増加寄与率の推移（％）

従業員数	規 構 別 構 成 比				期 間 内 増 加 寄 与 率			
	昭和25年	30 年	36 年	37 年	昭和 25～30	30～36	33～36	36～37
1～3人	9.4	10.0	6.4	6.1	12.2	0.3	0.5	△ 3.8
4～9	12.1	10.0	7.2	7.0	2.8	2.4	1.9	2.0
10～29	19.0	21.5	19.1	18.9	30.1	15.2	12.5	9.5
30～99	17.0	18.6	19.9	20.2	24.2	22.1	19.3	28.3
100～499	18.1	18.5	21.8	22.3	19.5	27.5	28.6	40.2
500～999	6.8	6.8	7.6	8.0	6.8	9.0	9.6	22.3
1,000人以上	17.6	14.6	18.0	17.5	4.3	23.6	27.6	1.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

工業センサスによる。

を指摘し、不完全就業の減少をはかることを政策の目標とすべきであるとしていたが、労働力過剰から労働力不足への局面転換は、このときすでに相当の勢いで進展しつつあったのである。

しかしこのような需要超過への急転回は、すべての労働者について一様に起った訳ではない（表7）。需要はまず新規学卒者、つづいて若年層に対して生じた。中卒者についてはすでに昭和27年頃から求人超過がみとめられ、高卒では昭和35年から、一般求職者になるとさらに遅れ、34才以下では漸く38年から求人求職が均衡するに至ったが、35才以上は依然求人不足の状態にある。このような新卒者若年層への需要集中は、高度成長段階における技術革新による旧熟練のダイリジョン（労働代替）により大企業に若年層の需要が増大したこと、および若年労働力の低賃金利用にもとづいている。

表 7 求 人 倍 率・求 職 倍 率 の 推 移

	求人倍率 求人数/求職数		求 職 倍 率 求職数/求人数			
	中 卒	高 卒	一 般	新卒及一般	34才以下	35才以上
昭 27	1.1	0.5	—	3.4	—	—
28	1.2	0.7	—	2.9	—	—
29	1.4	0.7	—	3.4	—	—
30	1.2	0.9	—	3.6	—	—
31	1.1	0.7	—	2.6	—	—
32	1.3	1.0	—	2.1	—	—
33	1.3	0.8	—	2.6	—	—
34	1.2	0.9	2.3	2.0	—	—
35	1.9	1.5	1.7	1.4	1.4	3.6
36	2.7	2.0	1.4	1.0	1.2	2.4
37	2.9	2.7	1.5	1.0	1.3	2.9
38	2.6	2.7	1.4	0.6	1.0	2.2
39	3.7	4.0	1.3	0.6	—	—

新卒、一般は「職業安定業務統計」
 年令別は「年令別求人求職状況調査」

学卒者の就業構造がどのように激しい変化を示しているかという点、表8にみるように、24年、30年、37年を産業別で比べると、農業就業者が極端に減り、製造業就業者の比重が非常に大きくなっている。同時に就職先の企業規模別構成の変化をみても(表9)、32年から38年の間に、100人未満と100人以上の比率が6対4から4対6に逆転している。特に製造業だけをとると、最も条件のよいときには100人未満は25%程度に減ってしまう。つまり並木氏のいわれる西欧アメリカ並みの就業構造が新卒ことに中学卒については実現したことになる。

このように新規学卒者の就業構造は大きく変貌するが、高度成長に伴う産業発展の結果は、新卒者を採用するだけでは足りず、中途採用もかなり増大させた。労働省の労働異動調査によっても、大企業の新規採用者のうち、学卒の比重が次第に低下して、転職者あるいは非労働力からの転換者が大分ふえている。これは企業規模のことなる企業間の労働移動がひんばんになり、かつその過程で上向移動つまり規模の大きな企業への移動が増加したことを示す。経済企画庁の調査によると(表10)、従業員5,000人以上の大企業の昭和35年度の採用者(本工)は、学卒32%、中途採用29%、臨時工の昇格39%となっており、中途採用者の前職は、78%が100人未満の小企業からの移動と記されている。この状況は37年のような景気調整期でも同様で、上位規模への移動が優位を占め、下位規模企業への移動はごく僅かである。

表8 中学卒業就職者の産業別構成(男女計)

	昭和24年	30年	37年
全 産 業	100.0	100.0	100.0
農 業	56.0	29.3	8.4
建 設 業	2.5	1.4	2.2
製 造 業	19.8	37.8	64.5
卸 売、小 売 業	6.8	12.0	7.9
運輸、通信、その他公益	2.4	1.4	2.2
サ ー ビ ス	3.0	9.4	9.0
公 務	3.0	0.4	0.4

文部省：学校基本調査による。

表9 中学卒業就職者の規模別構成(男女計・%)

年 次	500人以上	100~499	15~99	14人以下
32年3月卒	16.0	20.3	32.8	30.9
33	10.8	17.7	34.8	36.7
34	13.2	18.7	35.1	33.0
35	23.6	26.6	30.3	19.5
36	30.1	29.8	27.3	12.7
37	31.3	32.1	20.8	15.7
38	27.1	30.8	22.0	20.1
39	33.1	29.7	19.4	17.7
32	20.0	25.2	36.0	18.8
33	13.8	23.0	40.2	23.0
34	16.9	24.0	39.5	19.6
35	27.7	31.0	31.0	10.2
36	33.8	33.6	26.4	6.2
37	34.6	36.1	20.6	3.7
38	30.4	35.9	22.7	11.0
39	37.4	34.0	19.4	9.1

「職業安定業務統計」による。

表10 企業規模間の移動(製造業・本工)

	現職	前職				計
		1,000人以上	100~999	30~99	30人未満	
昭和35年	5,000人以上	0%	22.2	22.2	55.6	100.0
	1,000~4,999	29.8	19.6	21.7	29.5	100.0
	100~999	3.8	33.7	25.0	37.5	100.0
	30~99	1.4	8.9	43.5	46.6	100.0
昭和37年	5,000人以上	17.8	46.3	25.2	10.7	100.0
	1,000~4,999	16.6	32.4	23.3	27.7	100.0
	100~999	6.0	37.9	27.0	29.8	100.0
	30~99	1.3	5.5	53.8	39.4	100.0

経済企画庁「新規雇用調査」36年および「景気調整期の雇用、賃金調査」38年による。

二 賃金構造の変化

就業構造労働市場の変化と同時に、賃金構造にも大きな変化がみられるようになった。それは賃金の

表 11 規模別賃金格差の推移（製造業）
500人以上=100

年次	現金給与総額		
	499~100人	99~30	29~5
昭和31年	72.1	56.1	—
32	70.8	56.0	—
33	69.7	54.7	43.6
34	69.6	56.1	44.3
35	70.7	58.9	46.3
36	74.5	61.7	49.3
37	77.6	66.7	57.0
38	79.2	68.8	58.1

労働省：毎月勤労統計甲および乙調査

表 12 年令別にみた規模別賃金格差の推移（男子労働者）
（企業規模1,000人以上=100）

年令階級	100~999人		10~99人	
	29年	38年	29年	38年
計	77.9	80.5	58.8	73.8
18才未満	85.7	104.1	80.9	107.1
18~20	89.2	99.8	80.0	103.3
20~25	90.3	100.3	76.3	101.6
25~30	88.0	101.0	70.0	97.3
30~35	86.6	91.9	67.8	87.2
35~40	83.6	83.4	62.7	65.6
40~50	79.2	74.8	57.1	64.0
50才以上	70.0	66.8	51.0	50.5

29年 個人別賃金調査、38年 特殊条件賃金調査

才以上とくに40才以上となると、格段の改善は未だしで、非常な開きがみとめられる。また労働者の企業間移動の増大、とくに若年層の上向移動の反面に、25才前後から年令の上昇につれて、労働力の一部は大企業から中小企業へと下向移動を余儀なくされている事実が存在している¹⁾。

さらに労働移動や賃金構造の変化がこういった形でしか実現していないため、高度成長下でも低賃金労働者の量的存在はかなり大きかった。内藤氏の推計によると²⁾、年令別平均賃金の60%以下の低賃金労働者は昭和36年で345万人に達していた。しかもその数は34年から36年の高度成長の絶頂期にむしろ増加したのである。すなわち、企業規模10人以上の企業で、34年の93万が36年には101万と12%ふえた。そして年令別で見ると年令の高い層ほど、企業規模別では小企業ほどこの比重が高い。5

急上昇と低賃金構造の若干の変容である。労働需給関係の緊迫化と並行してほぼ33年ごろから初任給および若年労働者の賃金上昇が中高年層のそれを上廻る勢いを示し、しかもそれが中小企業からはじまった結果、大企業との規模別格差もかなり縮小するに至った。さらに35年以後は建設農業日雇の日当も急激に上昇するに至る。このように日本の低賃金構造の中核部分をなして来た若年層・中小企業労働者・日雇層の賃金上昇が顕著に生じたことがこの時期の特徴として注目される。

(2) “就業構造近代化”の問題点

以上にあげた諸点が就業構造の近代化といわれるものの中身である。それは確かに30年以前とくらべてみると非常に目覚ましい変化であった。しかしこれらの諸変化も、二重構造の解消あるいは低賃金構造解消への転機といえるほどのものではない。なるほど新卒および若年層の就業機会、労働条件はかなり改善され、中小企業でも若い労働者の賃金は大企業と遜色ないかむしろそれを上廻るところまで上っている。しかし30

1) 本多竜雄：わが国人口問題の現局面の分析 人口問題研究91号、20頁。とくに図9を参照。

2) 内藤 勝：高度成長下における低賃金労働者の所在 経済学論集30巻2号。

～9人の零細企業では32%が、その内35才以上をとると過半数が低賃金労働者であった(表13)。

賃金額でも、世帯の大黒柱である40才台の中年労働者のばあい、それが一家の家計を賄うに足る賃金水準〔昭和38年都市勤労世帯の消費支出額、4人家族で4万3,000円〕に達しているのは、1,000人以上の巨大企業の賃金のみである。小零細企業の場合には、なお共稼ぎあるいは主婦老人の零細自営兼業による生計費補充が必要であり、さらにその底辺には、いわゆる単身賃金にも達しない低賃金が存在している。つまり中年労働者の圧倒的部分が、家族の生活を充分賄えない低賃金に喘いでいる訳で、低賃金構造の骨格はなおゆらいでいないといわざるをえない。

雇用部門における以上のような問題のほかに、農業や自営の商工業といった底辺部門については、考えなければならないいま一つの重要な問題がある。それは高度成長の下でのこれらの自営業層の解体崩壊の問題である。雇用構造の変化が以上のような形にとどまり、労働力需要が低賃金利用の可能な新卒・若年層に集中したため、自営業からの不完全就業の取りくずしも、旧来の日本型移働形態ともいえる若い二・三男やあつぎの単身移動の量的増大という形を出るものとはなっていない。したがって二重構造のとりにくずしも、若年労働者の近代雇用部門への移動、中高年の業主層の自営業部門への相変らずの堆積という形をとっている。

ところで高度成長はさらにこの中高年業主層の生活生産の場を侵蝕し始めるに至った。これは自営業全体の問題であるが、農業のばあいには特にこの問題が重要な意味を持っている。農地改革以後の農業生産力の両期的な上昇にもかかわらず、それを上廻る経済の高度成長によって、農業収益が絶對的に増大し商品生産が進展しながら経営費、家計水準の急激な上昇のために、農民層の分解基軸が絶えず上昇している。その結果上層の富農的な展開の余地が狭められて、中農層の貧農化が生じ、一部の企業家的経営への上向がいまでも若干は存在するが、全体としてみればむしろ零落化、プロレタリア化への強い傾向が見られるようになった。

高度成長下の就業構造の近代化は、こうした自営業部門の一方的落層下向分解の半面をもったもの

表13 低賃金労働者の所在(男子)

	低賃金労働者数 規模 10人以上	低賃金労働者の各年令別労働者総数 に対する割合(%)			
		規模 10人以上	1,000人 以上	10～29人	5～9人
総数	千人 1,012	12.0	5.3	24.0	32.3
～17才	58	15.0	3.8	24.8	28.4
18～19	36	6.0	3.5	10.6	22.9
20～24	115	7.6	5.5	11.8	21.7
25～29	136	9.0	6.0	16.3	26.5
30～34	129	10.3	3.9	26.8	37.1
35～39	122	13.4	4.8	37.7	50.5
40～49	216	17.9	4.8	38.0	54.7
50～59	157	24.6	9.3	52.2	60.5
60～	42	27.4	20.2	36.0	47.7

年令別平均賃金の60%以下のものを低賃金労働者と規定
内藤勝論文：高度成長下における低賃金労働者の所在，経済
学論集30巻2号

表14 40～50才未満男子製造業労働者の賃金額
38年(円)

規 模	月 当 平 均 賃 金 額
1,000 人 以 上	44,572
500 ～ 999	38,031
100 ～ 499	33,340
30 ～ 99	29,899
10 ～ 29 (零細企業)	28,540
1 ～ 4	19,594

特殊条件賃金調査，零細企業1～4人は毎月勤労統計労災特別調査，38年都市勤労者世帯の消費支出金額，世帯員4人，30.4日換算43,032円

であることを注意せねばならない。つまりそれは、二重構造の解消ではなく、底辺部門の崩壊解体として作用して来たのである。かくて高度成長は、その若年低賃金労働力に対する雇用拡大によって自営業部門における不完全就業を部分的に取りくづしながら、他方では自営業部門の存立条件を破壊することによって相対的過剰人口・低賃金基盤を新たに形成していった。現在の農村にみられる世帯主・あかつぎの広汎な兼業化は、こうした新たな構造的過剰人口の底辺雇用部門への再編成に他ならない。

II 労働市場の構造変化と農家労働力流出の現状

(1) 農家労働力流出の激化とその規制要因

ところで以上のような高度成長下の就業構造労働市場の総体としての構造変化は、農家労働力流出の外的規制要因として重要な意味をもつ。労働市場の好転を背景として、農村でもまず新卒者の移動が激化する。中学・高校卒で農業に就業した者は、昭和30年の26万から、35年には13万と半減し、最近では7～8万にまで下っている。現在の補充率はだいたい20%内外、1町5反層でも50%に過ぎない。梅村氏はこうした新規学卒者の農業外への激しい流出を“脱農ハイウェイ”と呼び、並木氏は“地すべり”と表現された。梅村氏は脱農ハイウェイへの経路として、まず新規学卒者の職業選択の変化→あかつぎ補充率低下→農業基幹労働力の縮少再生産→農家の減少を想定される。こうして1955年つまり昭和30年ごろに起った基幹労働力の補充率の低下が農家の減耗となってその作用をフルに発揮するのは、早くも1960年代の後期おそらく1970年代に入ってからと推定する³⁾。

さて労働力需要の拡大は、農家の新規学卒だけをとらえたのではなく、さらに農業既就業者、とくに若いあかつぎの兼業化あるいは離村、さらに進んで経営主の兼業化をも押し進めるようになった。この農家経営主・あかつぎの広汎な兼業化こそ高度成長下の農家労働力流出の第二の大きな特徴であった。だがこの方は、前の脱農ハイウェイとよばれる新卒、若年層の離農、離村とはかなり違った性格を持っている。前者のばあい、とくに次三男の流出は30年代以前に堆積していた労働予備軍の雇用拡大によるとりくずしという、農業発展にとってもプラスの側面も存在していた。ところが後者は、現在の農家労働力流出のいわば内的な規制要因である農業危機、つまり零細土地所有と農業生産力との矛盾によって根本的には規定されており、農工間の所得格差の拡大あるいは分解基軸の上昇に示されるような、現段階における日本の国家独占資本主義的な再生産・蓄積運動に規定された、農業の再生産構造における矛盾の深化、に基づく新たな構造的過剰人口化という性格をもっている。最近の農家労働力流出の問題点が、この内的規制要因と密接な関連をもっていることは後述の通りである。

(2) 労働力の流出形態

つぎに最近における農家労働力流出の実態をみてみよう。表15によれば、農村人口の社会的移動が最近流出・流入共にますますふえる傾向にあることが分る。そしてこの社会移動が増減ともに増大する過程で、流出が流入よりふえ方が大きいいため純減が増大している。この内職業的移動、つまり就職離村や出稼ぎによる純減は34年の33万から37年の41万に増加した。ただしその全体の流出の内でも占める相対的比重は低下しているが、それは農林漁家そのものの減少や転勤移動がふえているためである。けれどもここでは、農村人口移動にはこれ以上触れず、離村就職と在宅兼業を含めた就職流出の動向について検討しよう。

表16に示されているように、農外就職者は一貫して増大しているが、これは労働市場全体の変動に

3) 梅村又次：戦後日本の労働力 122～123頁。

表 15 異動形態別にみた人口異動数(全国)

(単位 1,000人・%)

	職 業 的 異 動				そ の 他 の 社 会 的 異 動					社会的 移動合計
	離職 就職	帰村 転入	年 歴 の 出 稼 転 出	帰村 離 村	勤 務 者 の 転 入 転 出	婚 姻	そ の 他 の 転 入 転 出	農 林 漁 家 増 減 に よ る	小 計	
	増				加					
34 年 度	112	49	147	307	30	182	148	30	391	698
37 年 度	97	22	176	294	57	158	123	30	367	661
[39 年	105	—	286	391	86	151	130	68	434	825]
	減				少					
34 年 度	406	52	182	640	61	269	231	109	671	1,311
37 年 度	464	33	206	703	106	273	251	210	840	1,543
[39 年	420	—	252	672	141	260	273	281	955	1,627]
	純 増				減					
34 年 度	△ 295	△ 32	△ 35	△ 333	△ 31	△ 37	△ 83	△ 79	△ 280	△ 613
37 年 度	△ 367	△ 12	△ 31	△ 409	△ 49	△ 115	△ 129	△ 180	△ 473	△ 882
[39 年	△ 315	—	△ 34	△ 349	△ 55	△ 109	△ 144	△ 214	△ 521	△ 870]
	構 成				比 (%)					
34 年 度	48.1	0.5	5.7	54.3	5.0	14.2	13.6	12.9	45.7	100.0
37 年 度	41.6	1.3	3.5	46.4	5.6	13.1	14.6	20.4	53.6	100.0
[39 年	36.2	—	3.9	40.1	6.3	12.5	16.6	24.6	59.9	100.0]

昭和34, 37年度は、農林漁家就業動向調査結果。
昭和39年は農家就業動向調査結果を34, 37年度に合せたもの。

表 16 就 職 ・ 出 稼 の 動 向

	(イ) 就 職 者			(ロ) 離 職 者	(ハ) 就 職 超 過 数		(ニ) 出 稼 者
	総 数	離 村	在 宅		離 村	在 宅	
昭和33	515	370 (71.9)	145 (28.1)	131	274	110	195
34	623	394 (63.2)	229 (36.8)	164	285	174	183
35	689	407 (59.1)	282 (40.9)	139	312	238	175
36	747	425 (56.9)	322 (43.1)	127	341	279	190
37	859	460 (53.5)	399 (46.5)	152	366	341	206
38	934	439 (47.0)	495 (53.0)	228	333	372	298
39	387	420 (47.2)	468 (52.8)	247	315	325	286

表16より表20まで特記のないものはすべて農林省就業動向調査による。

対して大きな意味をもっている。先に昭和30年以降の労働力増加の趨勢的な低下にもかかわらず、雇用部門だけをみると、30年以前の5年間を上廻る雇用増が実現したことを指摘したが、この雇用増大は農家からの労働力動員によってはじめて実現し得たといえよう。事実計算してみると、農家の労働力給源としての比重は高度成長期にむしろ高まり、戦前を上廻ってきている。(戦前昭和10年ごろは非農業部門における労働力純増40万の半分20万が農家からの供給分だったのが、昭和30~33年平均では、110万の内45万、昭和34~37年平均では95万の内60万に達している。以上の数字は本多竜雄「わが国人口問題の現局面の分析」の表1、戦前戦後の労働力需給構造の変動に基づく。)

表 17 就職者の就職先産業別構成
〔その1—全体表〕

		昭和33年	36年	37年
鉄	業	1.0	0.8	0.5
建	業	7.4	7.4	7.3
製	業	40.5	49.1	46.6
}	食品, 繊維, 木材	19.9	18.0	19.1
	化学, 金属, 機械	15.6	26.6	23.9
	その他の	5.0	4.5	3.7
卸・小売	業	17.9	13.0	14.7
金融, 保険, 不動産, 電気, ガス, 水道		2.1	3.1	3.4
運輸, 通信	業	5.0	5.7	6.0
サービス	業	20.9	16.3	16.5
公務	務	5.2	4.6	5.1
総計	数	100.0	100.0	100.0
第2次産業	業計	48.9	57.3	54.4
第3次産業	業計	51.1	42.7	45.6

文部省 学校基本調査による

表 18—1 農家、非農家別中卒者の就職先産業別構成
(昭和35年3月卒)

		男子		女子	
		農家	非農家	農家	非農家
鉄	業	0.9	0.1	0.2	—
建	業	9.2	1.5	0.6	—
製	業	60.1	80.4	66.4	71.3
}	食品, 繊維, 木材	13.2	16.2	49.0	40.7
	化学, 金属, 機械	38.9	57.8	13.2	25.9
	その他の	8.0	6.4	4.2	4.7
商業, 金融, 不動産		15.5	11.0	10.9	11.8
運輸, 通信, 公益		3.5	2.1	0.9	1.9
サービス	業	10.3	4.8	20.2	14.7
公務	務	0.5	0.1	0.8	0.3
	計	100.0	100.0	100.0	100.0

農家出身は動向調査による。

非農家は文部省「学校基本調査」の就職者の数字より農家出身を除いたもの。

と(表19), 未就職者については, 新卒も新卒以外の者も非農家より農家出身の方が大企業就職者割合が多い。ただ新卒以外の未就職者の場合には, 常用名義者割合がかなり低いという問題が残る。

このように調査により若干の違いがあるが, 新規学卒者については, 農家出身者は多少不利ではあ

- 1) 農家就職者を離村就職と在宅就職に分けて, 経済地帯別に就職先の産業構成をとってみると, 経済地帯別では都市近郊が一番よくて, 平地農村, 農山村がこれにつき, 山村はもっとも悪く, また全体として在宅就職の方が離村就職より就職先が若干悪いという結果がでてくる。表18のばあいこの不利な在宅通勤者だけをとっているため, 農家出身者の就職状況がさらに悪くなっていることも注意されたい。

ところで就職者数の一貫増の内でも, 在宅兼業の増大が顕著な事実となっている。離村のほうは37年までふえたが38・39年は減少し, 流出・純増ともに在宅就職を下廻るに至った。この在宅兼業の増大は, 後にみるような中高年の経営主・あとつぎの就職増大と関連をもつ現象であることを注意されたい。

次に就職者の流出先をみると, その中心は製造業である点で30年以前と大きく異なる。しかも33年~36年という好況局面ではその比率が40%~49%に増大し, 内で金属・機械・化学の比率が16%から27%に上っている。このように農家労働力の流出条件は全体としてかなり改善されたといつてよいだろう。それではこれを農家以外と比べたならばどうだろうか。

まず, 中学新卒者について, その就職先を, 農家非農家に分けてなげめると(表18—1), 製造業の比重は農家の方がかなり低い(非農家80%に対し60%), 特に金属・機械・化学が低い(58%に対し39%), 他方商業・サービス業・建設業などで農家出身者の比重が高いという結果がでてい

また表18—2 でみると, 在宅通勤のばあいには, やはり中小企業への就職がかなり多い。

もう一つ, 労働異動調査結果で前歴別新規入職者の構成を調べてみる

っても、それほど大きな差はないといってもよさそうである。

では新卒以外の人についてはどうだろうか。表19で既就職者のほうをみると農家非農家間の差がはっきりしており、とくに常用名義者割合が農家のばあい非常に低い。農家の就職者の中で、就職先の産業を年齢別にみると、年齢の高いほど農業や建設業への従事者が多く、製造業特に

表 18-2 中卒者の就職先企業規模別構成
(農家：全国) 昭和38年・%

		500人以上	100~499	30~99	29人以下
総数	農家	22.7	21.6	19.6	36.0
	全国	27.1	30.8	22.0	20.1
うち製造業	農家	27.4	29.3	23.8	19.4
	全国	30.4	35.9	22.7	11.0

農家は中卒在宅通勤者のみ

表 19 前歴別新規入職者の構成 (全産業30人以上の事業所)

38年

規模別構成	農 林 漁 家 出 身 者				そ の 他				計
	未 就 職 者		既 就 職 者		未 就 職 者		既 就 職 者		
	新 卒 者	そ の 他	有 経 験 者	無 経 験 者	新 卒 者	そ の 他	有 経 験 者	無 経 験 者	
500人 ≤	34.0	16.8	14.1	25.2	27.1	14.4	22.7	20.7	23.2
100 ~ 499	36.4	39.3	37.0	40.7	41.7	39.7	37.7	41.3	40.1
30 ~ 99	29.7	44.0	48.9	34.1	31.1	46.0	39.7	38.1	36.6
常用名義者割合	96.0	51.1	49.3	58.7	96.3	67.3	80.3	69.6	78.6

労働異動調査結果による。

重化学工業部門への就職が少ない。農家就職者の中でも、中高年層の就職条件は明らかに劣っており、就職先の産業に限られているうえ常勤的な労働市場からも疎外されている。これが25才以上の農業者の離農が高度成長下でもはかばかしく行かなかった大きな理由と思われる。ところが最近では、中高年の経営主やあとつぎの就職が相当ふえている。表20では33年と38年とを比較したが、35才以上の男子は指数が9倍、女子は13倍と非常な増加がみられ、世帯上の地位別でも、世帯主あとつぎなどの指数が高くなる⁵⁾。

このように年令の高い世帯主・あとつぎあるいは高年令の女子の就職がふえて来ているが、これらの現象は、労働市場における需要超過が農業者に有利に作用して来て、すなわち中高年齢層まで需要が伸びて来たために起ったのかどうかの一つの問題である。だが残念ながら就業動向調査では就職条件が悪いはずの農業者の就職が増大しているということ、またその多くは在宅兼業という形をとっているということだけしか分らない。そこでその先は農業調査および農業センサスの結果から判断することにした。

まず兼業種類別の兼業者の推移を表21に示したが、これで見ると35年から38年の間に人夫日雇い、出稼ぎが急激にふえている。次に表21で兼業種類別の農家数の推移をみても、30年から35年の間では

5) 表20の就職前の就業状態で非就業の増加がいちぢるしいのは、33年が戦争中の低出生により新規学卒者の絶対数が少ないのに、38年は戦後のベビーブーム時代で卒業者の数が非常に多かったという人口学的理由と、今一つ農業従事者の定義の変更による。すなわち33年~37年の農林漁家就業動向調査では農業専従と農業従事が主なもののすべてが農業者と規定されていたが、昭和38年の農家就業動向調査では、このうちふだん仕事に従事することが主である農業基幹従事者のみが農業者と変更された。このため昭和33年の定義では農業者に入るべきかなりの数が38年には非就業に組み変へられてしまったのである。

表 20 就職者の性格別にみた就職者の推移

単位：1,000人

		昭和33年	昭和38年	33年を100とする指数	
男女 年齢別	男	総数	292	508	174.1
		19才以下	208	307	148.0
		20～34才	76	130	170.2
	女	35才以上	8	71	891.3
		総数	223	425	191.2
		19才以下	181	313	172.9
世帯上の地位別	20～34才	39	78	199.7	
	35才以上	3	35	1338.5	
	世帯主	11	79	695.6	
就職前の就業状態	あととり	67	186	276.4	
	その他の家族	429	669	156.0	
	非就業	294	652	221.9	
就業状態	農業	194	247	127.5	
	農業以外の自営業	27	35	128.7	

表 21 兼業種類別従事者数の推移 (全国)

単位：1,000人

	総数	やとわれ兼業			自営兼業	
		総数	恒常的勤務者	季節出稼		
35. 2	6,453	4,105	2,826	179	1,099	2,349
38. 12	7,546	5,542	3,404	336	1,802	2,004
35.2～38. 12	1,093	1,437	578	157	703	345
	構成比 (%)					
35. 2	100.0	63.6	43.8	2.8	17.0	36.4
38. 12	100.0	73.4	45.1	4.4	23.9	26.6

昭和35年は農業センサス、昭和38年は農業調査結果による。

ない。

農家の人夫・日雇いあるいは出稼ぎがふえてきたということについては、たとえば農業機械化が進んで、農業労働が通年従事から季節型に変わったことが原因だともいわれる。特に単作地帯などの場合には、この指摘はそのままあてはまるのだが、しかし集約経営によって一年を通しての農業従事が可

- 6) なお、人夫・日雇い兼業農家の給源については、自営兼業からの転換ということも考えられる。事実昭和35年以後の自営兼業農家の減少は46万に達しており、その半数は5反未満で非農家への転換が大部分と考えられるが、5反～1.5町の中上層での自営兼業の減少もかなり多い。これらの内には炭焼き→日雇い・出稼といった形の職業転換がかなり存在するだろう。だが37～38年の数字でみると、この間の自営減少はわずか14,000戸なのに、人夫・日雇い兼業の増加は58,000戸で、その給源はより多く専業から一種兼業への移行に依存していたとみることができる。

恒常的勤務者(職員+賃労働)の割合が非常にふえたのに、35年から40年になると、人夫・日雇い兼業農家が非常にふえてくる。これをさらに一種兼業と二種兼業に分けると、二種兼業ではなお恒常的勤務のふえ方が多いのに、一種兼業では人夫・日雇いのみが増加し、恒常的勤務は絶対減を示している。さらに昭和35年から40年間に一種兼業の増加がもっとも多かったのは一町以上層であり、しかも一種兼業農家における42万戸の出稼ぎ日雇い増の3/4すなわち31万戸は1町以上での増加であった。つまり現在の農業生産力のにない手である、中上層農家の経営主・あとつぎの兼業化が人夫・日雇い、季節出稼ぎ増の原因であるといえよう⁶⁾。

30年～35年では、1町以上の上層の兼業化はまだすこぶる少数で、恒常的賃労働への就業が多かった。35年以後に日雇いあるいは出稼ぎという形をとった兼業化が1町以上で格段に進行して来る(表24および表25)。最近のこの傾向は、農民層分解の特徴をなす圧倒的な下向分解傾向の流れに、1町以上の中核層が巻きこまれて来た結果である。つまりそれは最近の農業危機が産み出した構造的な過剰人口化の所産に他なら

表 22 兼業種別農家数とその推移(全国)

(1,000戸)

		兼業農家 総 数	や と わ れ 兼 業					自営兼業
			総 数	職 員	賃 労 働	出 稼 ぎ	人 夫 ・ 日 雇	
戸 数	35.2	3,979	2,686	841	991	110	739	1,298
	40.2	4,449	3,622	1,035	1,064	382	1,140	825
構 成 比	35.2	100.0	67.4	21.1	24.9	2.8	18.6	32.6
	40.2	100.0	81.5	23.3	23.9	8.6	25.6	18.5
35~40年間増減								
兼業農家総数		469	942	195	73	272	402	△ 474
一 種 兼 業		46	391	8	△ 42	155	270	△ 346
二 種 兼 業		423	551	187	115	117	131	△ 128
30~35年間増減								
兼業農家総数		26	312	274		△ 3	40	△ 285
一 種 兼 業		△ 247	4	68		△ 7	△ 58	△ 250
二 種 兼 業		272	308	206		4	98	△ 35

昭和30年は臨時農業センサス
 昭和35年は世界農林業センサス
 昭和40年は中間農業センサス

表 23 階層別家としての兼業種別第一種兼業農家戸数の増減

昭35. 2~昭40. 2

(都府県 1,000戸)

		総 数	や と わ れ 兼 業					自営兼業
			総 数	職 員	賃 労 働	出 稼 ぎ	日 雇	
増 減 戸 数	総 数	51	390	6	△ 40	150	274	△ 340
	例 外 規 定	0	0	0	△ 0	0	0	△ 0
	0.3 町 以 上	△ 64	△ 35	△ 5	△ 18	2	△ 14	△ 30
	0.3~0.5町	△ 118	△ 53	△ 12	△ 32	9	△ 18	△ 65
	0.5~0.7町	△ 75	3	△ 9	△ 21	20	13	△ 78
	0.7~1.0町	18	106	0	△ 0	36	70	△ 88
	1.0~1.5町	143	201	15	18	45	122	△ 58
	1.5~2.0町	89	103	9	9	22	63	△ 14
2.0 町 以 上	59	65	7	4	16	38	△ 6	

能なはずの都市近郊地帯でも中上層の兼業化は同じ様に生じている。したがって単に農業生産過程の変化だけでこれを説明すべきではない。またこのところ人夫賃金が上昇してきたからという理由をあげる人もいるが、しかし日雇い賃金が上って、1町以上の中核層まで兼業化するという事は、農業の地位の相対的低下の間接的な表現でしかない。さらに35年以後の出稼ぎ日雇い兼業化の増大を、不況による労働市場の収縮によって説明しようとする立場もあるが、このような見解では、それが何故1町以上の世帯主・あかつぎの兼業化として現れるかを十分に説明することはできない。

表 24 専兼業別・経営階層別 1町以上農家の増減（都府県）

1,000戸：%

		イ 昭和30. 2~35. 2				ロ 昭和35. 2~40. 2			
		総農家	専業	一種兼業	二種兼業	総農家	専業	一種兼業	二種兼業
増減戸数	総農家	17	△ 45	△ 219	282	△ 357	△ 843	51	435
	1~1.5町	20	△ 7	12	15	△ 56	△ 237	143	27
	1.5~2町	28	13	12	4	3	△ 91	89	5
	2町以上	28	18	8	1	19	△ 42	62	1
増減率	総農家	0.3	2.3	△ 10.0	17.6	△ 6.2	△ 43.0	2.6	23.2
	1~1.5町	2.0	△ 1.3	2.9	70.7	△ 5.6	△ 44.2	33.3	75.0
	1.5~2町	7.4	5.5	9.3	119.0	0.7	△ 35.7	62.2	83.3
	2町以上	13.3	12.4	13.8	96.1	8.0	△ 25.5	89.9	100.0

昭和30年、35年、40年の農業センサスによる。

表 25 兼業種類別・経営階層別 1町以上兼業農家の増減（都府県）

		イ 昭和30. 2~35. 2					ロ 昭和35. 2~40. 2				
		総数	恒常的勤	出稼	日雇	自営	総数	恒常的勤	出稼	日雇	自営
増減戸数	総農家	62	276	2	52	△ 268	485	276	263	406	△ 459
	1~1.5町	27	48	1	8	△ 30	180	55	49	129	△ 52
	1.5~2町	15	19	1	2	△ 7	94	21	23	63	△ 13
	2町以上	10	10	1	0	△ 2	61	11	17	38	△ 6
増減率	総農家	1.6	18.2	2.1	7.9	△ 17.6	17.0	15.4	254.2	57.3	△ 36.5
	1~1.5町	△ 6.2	27.4	8.1	10.4	△ 17.4	38.7	24.3	269.4	160.6	△ 36.5
	1.5~2町	△ 11.0	32.9	23.7	8.5	△ 13.8	63.4	27.4	317.9	293.7	△ 29.1
	2町以上	△ 15.4	39.4	45.5	4.5	△ 10.2	84.7	32.1	358.0	376.4	△ 27.3

昭和30年、35年、40年の農業センサスによる。

結局、最近の1町以上の中上層での人夫・日雇兼業の増大は、高度成長下での農業の再生産構造における矛盾の深化を通しての小農経営そのものの存立基盤の崩壊の所産といわねばならない。しかもこれらの経営主・あつぎの兼業化への道は、新卒者のばあいのように脱農ハイウェイにはつながりえない苦渋にみちた茨の道でしかないのである。

Changes of Labor Mobility in Agriculture through the Period of High Economic Growth of Japan

Yuichi MINAKAWA

Accompanying the High Economic Growth of Japan during the last decade, the sector of heavy industries has raised its economic proportion in the total industrial structure. At the same time, great changes named "modernization of the working structure" occurred.

In agriculture, the annual decline rate of farm labor-force has reached 3% in these twelve years, and the bulk of middle and high school graduates of farm-households took employment in non-farm jobs. Furthermore, part-time farming of householders, their heirs and even wives were advanced rapidly.

This report examines the changes of labor mobility in agriculture through the period of high economic growth, and points out that the primary factor which promoted such structural change of labor mobility in agriculture is the crisis of agriculture brought by the relative retardation of farm economy in the rapid growth of total economy and that such general conditions as the enlargement of non-farm employment is only secondary.

不就学および特殊就学児童生徒の実態について

青木尚雄

1. 不就学児童生徒の推移

わが国は、世界有数の教育制度がととのった国といわれている。事実、第1表に掲げたとおり、義務教育年齢の6～14歳人口が年々増加する時期においても、不就学児童生徒（児童は6～11歳、生徒は12～14歳の人口をいう。以下同じ）の数は減少の一途をたどり、昭和28年以降、不就学率が1%台に低下し、昭和35年以降は1,000人のうち999人までが就学しているという、ほぼ完全な就学ぶりである。いまこれを、教育制度がおよそ固まったと見られる大正9年、および戦前の標準と見なされている昭和10年と比較するとき、両年次に合わせて6年間だけの義務教育に対する不就学率を計算すればたとえば昭和25年は2.47%に、30年は1.55%に、また39年は1.12%になり、戦前対の改善の跡がさらに瀦然とする。また、古い年次においては、居所不明の児童生徒を不就学者から除いてあるがこれに加えて計算できれば、不就学率の低下はいっそう明瞭になるだろう。

この年次的不就学率の低下は、国勢調査資料においても別途観察できる。第2表のように、もし就学者の死亡率を同一と仮定すれば、明治初年の未就学者、すなわち義務教育さえも受けなかった不

第1表 年次別、不就学児童生徒数（人口1,000対）

年次	学齢(6～14歳)人口	不 就 学 児 童 数	不 就 学 率 (学齢人口 1,000対)	備 考
大正9年	8,897,022	86,548	9.73	} 居所不明による不就学を除く、沖縄を含む。6～14歳人口対6年間義務教育不就学児童。
昭和10年	11,358,094	46,828	4.12	
24	16,136,553	88,333	5.47	} 分母に資料中の学齢人口をそのままに用いる。ただし、昭和27年のみは、同年10月1日現在の学校人口調査の数値を、5月1日現在に補正して用いた。
25	16,350,456	82,249	5.03	
26	16,436,652	58,525	3.56	
27	15,750,016	55,910	3.55	
28	16,237,612	31,348	1.93	
29	17,238,415	33,389	1.94	
30	17,985,610	32,630	1.81	
31	18,425,072	32,265	1.75	
32	18,523,282	30,641	1.65	
33	18,556,369	29,249	1.58	
34	18,418,019	28,057	1.52	} 居所不明を除く。 分母は6～14歳の年齢を積み上げた数値を用いた。したがって資料中の学齢人口と若干相違する。
35	18,376,438	26,998	1.47	
36	18,642,633	27,760	1.49	
37	18,297,318	25,858	1.41	
38	17,350,337	25,030	1.44	
39	16,428,298	24,043	1.46	

資料 戦前の分は文部省年報、各年度により、戦後の分は文部省「学校基本調査報告書」、各年度による。5月1日現在。

学者の割合が3～4割に達し、当時の社会環境を反映して、とくに女においてその割合が高かったものが、大正年間の入学コーホートにおいて1割以下に、さらに昭和年間では男女ともほぼ0.2%の線に低下した状態が看取できる（6～11歳の年齢層で未就学率が高いのは、10月現在すでに6歳に達し、翌年4月に入学予定の児童が含まれているためである）。この資料が1%抽出結果であるため、細かい点の比較分析にたえないうらみがあるが、前表とほぼ軌を一にしているといえよう。

このようにして、第3表に示したとおり、わが国の義務教育年齢における在学率の高さは、アジア諸国をはるかに引離して、西欧文明諸国に

第2表 年齢別、未就学者割合（人口100対）

年 齢	男 女 計	男	女	〔備考〕 入学コーホート
6～11歳	7.2	7.2	7.2	昭30～35
12～14	0.2	0.2	0.2	27～29
15～19	0.2	0.2	0.1	18～26
20～24	0.2	0.2	0.2	13～17
25～29	0.2	0.2	0.2	8～12
30～34	0.2	0.2	0.2	3～7
35～39	0.4	0.3	0.5	大12～昭2
40～44	0.6	0.6	0.7	7～11
45～49	0.9	0.6	1.1	2～6
50～54	1.3	0.8	1.8	明41～大1
55～59	2.2	1.2	3.2	36～40
60～64	3.8	1.9	5.6	31～35
65～69	7.4	2.9	11.6	26～30
70～74	16.5	6.1	24.9	21～25
75～79	30.1	13.0	41.3	16～20
80歳以上	44.6	24.5	54.6	11～15

資料 昭和35年センサス1%抽出集計結果、就学不詳を除く。

第3表 諸外国の在学率および文盲率（人口100対）

国 名	在 学 率				文 盲 率			
	調査年次	男	女	範 囲	調査年次	男	女	範 囲
日 本	1960年	95.1	95.0	6～14歳	1960年	1.0	3.3	15歳以上
フ ラ ン ス	1962	98.5	98.5	5～14	1946	3.2	3.6	14 "
ハンガリー	1960	90.0	90.1	6～14	1960	2.5	3.6	15 "
アメリカ	1960	89.9	90.0	5～14	1959	2.5	1.8	15 "
韓 国	1960	78.2	69.1	7～14	1960	16.6	41.8	15 "
フィリピン	1960	48.5	49.7	6～14	1960	25.8	30.5	15 "
インドネシア	1961	45.1	39.9	5～14	1961	42.8	70.4	15 "
パキスタン	1961	23.3	11.2	5～14	1961	71.1	92.6	15 "

資料 Demographic Year Book 1960～1964 より調査資料のととのった国若干を抜粋。したがってたとえばわが国の在学率が世界で2番目を意味しない。
文盲には半文盲（読みは可能、書きは不能）を含む。

くらべても遜色なく、したがって文盲率は反対にきわめて低く、高い在学率による人間能力向上の効果を物語っている。

2. 不就学児童生徒の現状

しかし、不就学児童生徒が、数においてはわずかとはいえ、現在もなお存在し、かつ1%の線で停滞し、この1～2年、若干ながらも率が上昇きみであることは問題を残す。それは、人口資質の改善人間能力の向上の面からばかりでなく、学習する喜びを得られない子どもの存在に関連するからであ

る。児童憲章には、すべての児童が、「就学のみちを確保され、また十分にととのった教育の施設を用意される」（第6条）し、また「身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適当な治療と教育と保護が与えられる」（第11条）とのべられているが、実際問題としては、学校教育法第23条および第39条によって、病弱、発育不全、その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められるものに対しては、就学の義務を「猶予または免除」する特例が定められている。昭和39年を例にとれば、就学免除9,666、就学猶予14,377（1年以上居所不明802を含む）、合計はさきの第1表に示したとおり、24,043になる。これが不就学児童生徒といわれるものである。

いま、特定の年次について男女別、児童・生徒別、および免除・猶予別に不就学率を計算すれば第4表のとおりである。まず男女別には、すでに第2表についてものべたように、昭和25年までは女子の不就学率が男子のそれを超過し、しかもとくに生徒の猶予者においていちじるしい。当時の女子就学に対する社会および家庭の相対的軽視を物語るものであろう。そしてこの差異は、あとに示す第5表における「貧困」の問題にもつながる。これはまた、参考表（A）および（B）に掲げたように、就学者の中においても、昭和30年以前には男子よりも女子に長欠者が多い事実、また、長欠理由のうち、経済的事情および家庭の無理解の比重において、女子が男子を上廻る事実からも、間接的に傍証できる。

しかし昭和30年以降は、反対に男子の不就学率が女子のそれよりも多くなり、とくに児童の猶予者において明瞭となる。これは後述の第5表および参考表（C）より推測できるように、心身の虚弱者で就学を延期するものが男子に多いため、死亡率の男女格差と軌を一にする。

第4表 年次別、男女別、児童・生徒別、免除・猶予別、不就学率（人口1,000対）

年次	学齢（6～14歳）計			児童（6～11歳）			生徒（12～14歳）		
	男女計	男	女	男女計	男	女	男女計	男	女
不 就 学 計									
昭和10年	4.12	4.11	4.13						
25	5.03	4.86	5.20	3.61	3.73	3.49	8.08	7.25	8.98
30	1.81	1.93	1.70	2.30	2.43	2.16	0.81	0.88	0.73
35	1.47	1.59	1.34	1.84	2.00	1.67	0.68	0.72	0.64
39	1.46	1.59	1.33	1.85	2.01	1.68	0.86	0.93	0.80
免 除									
昭和10年	1.23	1.25	1.22						
25	0.37	0.39	0.36	0.36	0.40	0.35	0.37	0.36	0.38
30	0.36	0.38	0.34	0.35	0.37	0.33	0.38	0.40	0.36
35	0.50	0.55	0.45	0.54	0.60	0.48	0.41	0.43	0.39
39	0.59	0.64	0.53	0.61	0.67	0.55	0.55	0.59	0.51
猶 予									
昭和10年	2.89	2.86	2.91						
25	4.66	4.48	4.84	3.24	3.33	3.14	7.71	6.89	8.60
30	1.46	1.55	1.36	1.94	2.06	1.83	0.43	0.48	0.37
35	0.97	1.05	0.89	1.30	1.40	1.19	0.27	0.30	0.25
39	0.87	0.95	0.80	1.24	1.34	1.13	0.31	0.34	0.29

資料 第1表に同じ。昭和10年は6年制義務教育のため児童生徒の区別なし。ゴシックは前年度をオーバーしたものの、ただし昭和10対25年は計算の基礎がちがうため特記せず。

つぎに、ふたたび第4表にもどって、児童生徒別に不就学率を見れば昭和30年ごろを境として、それ以前は児童より生徒において高かったものが、それ以後は男女免猶ともに中学に進むにしたがって不就学率が低下する傾向が見られる。これは、後述の特殊就学奨励措置充実の効果を示すものであるが、昭和35年の生徒不就学者が実数において停滞、率においてやや反騰している事実は、特殊教育の「質的」充実がかならずしも理想的に進んでいないことを物語るものであろう。この反騰が、就学猶予よりも免除によっていること、また参考表(D)に示したように、小中学校就学者における疾病異常罹患率が、年齢経過によって改善の可能性のある身体虚弱を除き、おおむね児童よりも生徒に高い実状は、軽症障害者はとりあえず普通校に併置する特殊学級の増設によって、より多く収容する態勢は進んだものの、就学に人手を要する重症障害者に対しては、質的に教育効果の高い反面、人的物的に経費を要する専門の養護学校を設置することのむずかしさを示すものといえよう。

ちなみに、昭和39年の都道府県別不就学率と、昭和37年の都道府県別1人あたり実質分配所得¹⁾との相関を計算すれば、単純相関係数は児童において(一)0.3145、生徒において(一)0.5246となり、とくに生徒において所得が低い府県ほど不就学率が高くなる様相を示し、10

県にのぼる養護学校未設置府県の所在を推察することができる。

さらに、免除・猶予別に第5表を見れば、さきにもふれたように不就学率の年次低下が主として猶予の減少によること、一方最近の低下停滞が免除の反騰によることが再指摘できる。免除においてこの前年度対増加のいちじるしいのは、昭和35年の児童と昭和39年の生徒である。いわば同一入学コー

参考表(A) 年次別長欠率(%)

年次	小 学 校		中 学 校	
	男	女	男	女
昭和28年	1.40	1.48	3.66	3.85
30	0.99	1.00	2.62	2.66
35	0.72	0.66	1.37	1.28
39	0.58	0.50	1.12	0.93

資料 昭和28年は文部省「公立小中学校長期欠席児童生徒調査」昭和28年により、昭和30年以降は第1表に同じ。すべて年齢別でなく小・中学校在学者別の計算による。長欠とは前年度に連続か否かをとわず、合計50日以上欠席したこと。

参考表(B) 長欠の理由分布

理 由	昭 和 28 年				昭和39年	
	小 学 校		中 学 校		小学校	中学校
	男	女	男	女		
病 気	42.6	40.4	16.5	17.4	67.8	40.3
経済的事情	11.6	15.3	25.0	29.7	7.4	16.7
家庭の無理解	23.0	27.3	26.6	30.5	24.8	43.0
そ の 他	22.8	17.0	31.9	22.5		
合 計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
実 数	78,210	80,557	90,791	90,988	54,083	66,388

資料 参考表(A)に同じ。昭和39年は男女別なし。

参考表(C) 年次別、年齢超過者在学率(%)

年次	小 学 校		中 学 校	
	男	女	男	女
昭和28年	0.67	0.62	2.14	1.98
30	0.41	0.39	1.56	1.42
35	0.25	0.22	0.67	0.60
39	0.19	0.16	0.54	0.47

資料 第1表に同じ。年齢超過は小学校における12歳以上、中学校における15歳以上をいう。したがって学年別にすべての年齢超過を含むものではない。

1) 館 稔、伊藤秋子「1948~1962年推計都道府県別分配所得」昭和40年度、厚生科学研究のうち「人口変動と国民生活に関する研究」資料(1)、昭和41年5月。

参考表(D)

年次別, 疾病異常被患率(一般検診による, %)

年次	弱視		難聴		運動機能障害		精神薄弱		身体虚弱	
	児童	生徒	児童	生徒	児童	生徒	児童	生徒	児童	生徒
昭和25年	0.46	0.68	0.44	0.60	0.31	0.26	0.24	0.14	0.52	0.42
30	0.46	0.87	0.45	0.77	0.36	0.35	0.34	0.33	0.66	0.43
35	0.21	0.42	0.53	0.70	0.33	0.35	0.83	0.81	0.46	0.30
39	0.25	0.35	0.43	0.44	0.28	0.29	1.38	1.75	0.27	0.26

資料 文部省「学校保健統計調査」各年度、昭和25年のみは年齢別でなく小・中学別、いずれも特殊学級を含む。弱視は両眼とも矯正視力0.04以上0.3未満、難聴は20デシベル聴取不能。

第5表 入学コホート別, 年齢別, 不就学率(人口10万対)

コホート	年齢	6歳	7	8	9	10	11	12	13	14
昭和21年 入学コホート	年次	(昭21)	(22)	(23)	(24)**	(25)**	(26)	(27)△	(28)*	(29)*
	不就学実数				2,735	3,030		3,461	1,810	1,449
	不就学率				160.3	180.3		204.8	107.1	86.1
	うち免除 猶予				27.5	24.9		21.0	39.9	43.4
昭和26年 入学コホート	年次	(昭26)**	(27)△	(28)*	(29)*	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
	不就学実数	20,257	5,841	2,461	1,602	1,289	1,211	1,345	1,234	1,182
	不就学率	1107.7	379.8	137.7	89.5	72.0	68.0	76.1	69.9	67.0
	うち免除 猶予		46.4	36.8	34.1	30.8	32.2	40.6	39.8	39.4
昭和31年 入学コホート	年次	(昭31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
	不就学実数	16,171	4,515	3,076	2,418	2,027	1,876	1,953	1,952	1,936
	不就学率	679.2	189.9	129.5	101.9	85.5	79.3	82.7	82.6	82.0
	うち免除 猶予	45.4	48.3	51.0	50.4	47.8	46.1	49.9	53.2	49.2
		633.8	141.6	78.5	51.5	37.7	33.2	32.7	29.4	32.8

資料 第1表に同じ。空欄は資料なし。率計算のうち **は学年在籍者, *は就学・不就学累計, △は学校人口調査による分母を用う。ゴチックは中途の高まりの所在を示す。

ホートに属する世代であって、いまこころみに、昭和31年入学コホートを年齢経過とともに追跡し他の若干のコホートと比較すれば、第5表のようになる。

各コホートを通じて、入学当時多かった不就学者数も不就学率も、年齢が高まるとともに急速に低下する。それは猶予者が学年をずらして入学できるからである。しかし免除の減少は比較的ゆるやかで、かつ12歳、すなわち中学入学時にむしろ増加する。これは特殊就学施設、とくに中学のそれが人口増加に追いつけないことを想像させる。結局、昭和26年入学コホート(すなわち昭和19年生まれ)にくらべ、昭和31年入学コホート(すなわち昭和24年生まれ)の不就学率が年齢後半においてむしろ増加するのは、前者が170万台の人口であるに比し、後者がベビー・ブーム時代の230万台の人口を擁し、普通校の増設に経費をとられ、猶予(特殊学級に吸収可能)の低下には効果をあげたものの、免除(重症で養護学校を必要とするもの)の解消までは手がまわらない状況をうかがわせる。そ

して、戦後9年にのびた義務教育年限は、とくに中学期にしわ寄せを受けているといえるだろう。

不就学児童生徒の不就学理由を見れば、第6表のとおりである。貧困による不就学は、昭和27年度に32%を占め、とくに生徒の女子に多かったが、生活水準の上昇とともに昭和30年以降解消した。盲およびろうによるものは、戦前からの盲・ろう学校施設の存在によって、各年次を通じて少ないが、昭和35年以来、猶予に少率を残すのみとなり、それも生徒のころにはほとんどネグリジブルになっている。身体虚弱は昭和39年にまだ不就学の20%を占めるとはいえ、児童期の猶予に集中し、年齢延期によって就学繰こみが見こまれ、戦後の保健衛生状態の改善を反映しているが、昭和35年以来、わずかではあるが免除の率が増大し、重症病臥児の教育施設の不足をうかがわせる。不就学率のもっとも多いのは、精神薄弱と肢体不自由で、昭和39年それぞれ不就学の44%および21%を占め、しかも免除が猶予とほぼ同等の比重をもつが、とくに精神薄弱は、その年次的不就学率の増加がいちじるしく、児童では昭和27年以来10数年で約2倍の堆積を示す²⁾。厚生省の実態調査を見れば、年々精神薄弱その

第6表 年次別、不就学の理由別、不就学率（人口10万対）

	年次	合計	盲（弱視を含む）	ろう（難聴を含む）	肢 体 不 自 由	精神薄弱	虚弱（病弱を含む）	貧 困	そ の 他
男	昭和27年	359.9	5.4	15.3	32.0	42.8	82.8	100.7	80.9
	30	192.9	2.2	4.4	30.0	44.3	87.7	—	24.2
	35	159.4	1.3	3.3	33.7	60.8	43.0	—	17.3
	39	158.7	0.8	1.7	33.7	30.4	30.4	—	20.7
女	昭和27年	350.0	4.8	12.3	29.4	34.4	78.6	127.2	62.9
	30	169.6	1.9	3.7	26.6	39.9	80.8	—	16.6
	35	133.8	1.3	2.5	28.6	50.7	37.6	—	13.1
	39	133.4	0.8	1.3	29.1	57.4	27.9	—	16.5
見 童	昭和27年	293.4	5.6	16.6	37.4	41.9	106.3	28.1	57.5
	30	229.7	2.2	4.7	36.5	50.8	114.2	—	21.3
	35	183.8	1.3	3.3	39.6	68.0	53.0	—	17.6
	39	185.0	1.1	2.5	40.7	80.5	40.1	—	20.0
生 徒	昭和27年	484.8	4.0	8.7	16.5	31.6	27.0	294.3	102.7
	30	30.6	1.7	3.0	11.3	23.9	21.9	—	13.8
	35	68.3	0.4	0.9	13.2	30.0	13.4	—	10.3
	39	86.4	0.3	0.5	17.1	39.8	12.1	—	16.6
免 除	昭和27年	51.4	2.8	6.2	12.0	17.2	8.9	—	4.3
	30	35.7	0.4	0.7	9.3	15.0	6.4	—	3.9
	35	50.0	—	—	13.4	24.4	6.9	—	5.3
	39	58.8	—	—	15.7	31.0	7.0	—	5.1
猶 予	昭和27年	303.9	2.2	7.9	18.7	21.5	71.9	113.9	67.8
	30	145.7	1.6	3.5	19.0	27.1	77.9	—	16.6
	35	96.6	1.3	2.9	17.8	31.5	33.4	—	10.0
	39	87.4	0.8	1.7	15.7	33.5	22.1	—	13.6

資料 第1表に同じ。

2) 厚生省児童局「精神薄弱児実態調査」昭和34年は、昭和27年度出生の不就学児を調査対象とし、不就学児中、IQ75未満のもの63%と報告しているが、範囲を重度・中度（IQ50以下にあたる）にかぎれば42%となり、第6表の昭和35年度の精神薄弱児割合38%（24.4+31.5/50.0+96.6）にはほぼ一致する。

参考表(E) 精神薄弱者の年齢別不就学割合

年 齢	白痴・痴愚の精神薄弱者数	うち不就学者の割合
45歳以上(大正期の入学)	19	64%
25~44歳(戦前の入学)	89	46
15~24歳(戦後の入学)	31	26
10~14歳(現在生徒期)	45	16

資料 厚生省公衆衛生局「精神衛生実態調査」昭和38年による。不就学には小学校中退を含む。0~9歳には未就学を含むため省く。精神薄弱者は白痴・痴愚(IQ50以下)にかぎっている。

ものが増加している証在はない³⁾。むしろ減少の途をたどっているといっている。だとすれば、第6表における精神薄弱不就学率の増加は、重症教育施設の絶対的不足によるものと推論できよう。昭和38年の厚生省調査結果⁴⁾から改算すると、参考表(E)のように、戦前から戦後にかけて、精神薄弱者の不就学割合は一貫して低下してきた。しかし今にして

精神薄弱教育施設の拡充を行なわないならば、将来の不就学割合がひきつづき反騰しかねまい⁴⁾。

3. 特殊校就学児童生徒

障害がきわめて重いために、就学の機会にめぐまれていないものが、叙上の不就学児童生徒であるが、本来、学校教育法第71条によって、盲者(強度の弱視を含む)、ろう者(強度の難聴者を含む)、または精神薄弱者、肢体不自由者もしくは病弱者(身体虚弱者を含む)は、それぞれ盲学校、ろう学

第7表 年次別、特殊校就学率および特殊校就学割合

	年 次	合 計		盲 学 校		ろ う 学 校		養 護 学 校	
		児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒	児 童	生 徒
実 数	昭和27年	9,258	4,976	1,773	1,383	7,350	3,530	135	63
	30	10,243	6,353	1,771	1,525	8,288	4,711	184	117
	35	14,117	7,572	2,246	1,545	9,324	4,422	2,547	1,605
	39	15,855	12,420	2,345	2,114	7,666	5,236	5,934	5,070
就 学 率 (人110万対)	昭和27年	87.6	98.2	16.5	27.3	69.8	69.6	1.3	1.2
	30	84.2	109.0	14.6	26.2	68.1	80.9	1.5	2.0
	35	112.8	129.1	18.0	26.3	74.5	75.4	20.4	27.4
	39	158.8	192.7	22.4	32.8	76.8	81.3	59.6	78.7
就 学 割 合 (%)	昭和27年	22.8	16.8	74.7	87.3	80.5	88.9	0.6	1.2
	30	26.8	57.5	87.0	93.8	93.7	96.5	0.7	3.0
	35	38.0	65.4	91.0	98.3	95.1	98.8	10.3	30.3
	39	46.2	69.0	95.3	99.1	96.8	99.4	25.3	50.9

資料 第1表に同じ。年齢別(6~11歳および12~14歳)に再編成。

就学割合はたとえば盲学校は、盲学校在学/盲を理由の不就学+盲学校在学×100。ただし養護学校には第6表の精神薄弱、肢体不自由、虚弱、およびその他(ただしこのうち教護院、少年院在院および居所不明を除く)を理由とする不就学+養護学校在学を分母にとり、合計にはすべての不就学をとっている。

3) 厚生省「精神衛生実態調査」昭和29年、および厚生省公衆衛生局「わが国における精神障害の現状—昭和38年精神衛生実態調査」1965年によれば、白痴・痴愚以下の精神薄弱者の人口1000対有病率は、同じ18歳未満の年齢において、前者(昭和29年)は8.0、後者(昭和38年)は6.3となり、低下の傾向にある。

4) なお、身体障害者については、厚生省社会局「身体障害者実態調査」昭和40年(速報)によれば、未就学児を除く18歳未満の障害児のうち、免除17.7%、猶予4.5%、不就学割合合計22.2%。

校、または養護学校において特殊教育を受けられる筋合いのものであり、事実、このような特殊校就学児童生徒数は、第7表に示したとおり、年々増加している。

盲およびろう学校については、前にものべたように戦前より施設が存在し⁵⁾、就学割合も年々高まり、最近ではほぼ100%に近い就学成績で、前掲の第6表に示したように、昭和35年来以、盲、ろうの不就学者は、猶予においてわずかを残すのみとなっている。この就学割合の高さは、とくに盲学校においては、全盲ばかりか、弱視をも収容しているという施設の余裕度からもうかがわれる⁶⁾。

しかし、養護学校については、学校教育法第74条で、一応都道府県に設置義務が課されているとはいえ、同第93条により、その施行期日は政令で別に定めることとされ、その施行期日を定める政令が未公布のため実際にはこの設置義務は履行されていない。文部省の資料によれば、昭和40年春現在、養護学校設置状況は参考表(F)のとおりである。これによれば、3種類の養護学校のうち

参考表(F) 養護学校の現状

養護学校の種類	設 都 道 府 県 数	学 校 数	就 学 者 数
合 計	41	130	13,923
肢 体 不 自 由	31	47	7,581
精 神 薄 弱	9	58	4,503
病 弱	16	25	1,839

資料 文部省「心身障害児の判別と就学指導」昭和40年10月および文部省初等中等教育局特殊教育課「特殊教育資料」昭和40年度。就学者数には小学部、中学部のみ（ただし年齢超過を含む）を掲げ、幼稚部、高等部を除く。

1種さえも設置しない府県が5（昭和39年においては10）を数え⁷⁾、そのため第7表における就学割合は、昭和39年で児童は約1/4、生徒はほぼ半数にしか達していない。

これを入学コーホート別に観察すれば第8表のとおりで、年々改善の跡は見られるものの、就学割合が60%台に停滞し、その原因が養護学校増設の立ち遅れにあることが改めて推察される。

さらに、養護学校就学の理由別に見れば第9表のとおりで、各年次とも精神薄弱者の不就学率が多い割合に就学率が低く、したがって就学割合が他を下まわる。これに次いで、病院・療養所施設に経費を要する重症虚弱者の就学割合が低い。

4. 特殊学級就学児童生徒

特殊教育には、特殊校のほか、特殊学級の教育がある。学校教育法第75条は、普通の小学校、中学校の内部に、精神薄弱者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の心身故障者（たとえば言語障害者）等のために特殊学級を置くことができると規定している。このように特殊学級は任意設置制であり、また特殊学級において教育すべき障害者の程度については、法令上特に定めはないが、常識的には、重症者（学校教育法施行令第22条の2.による区分）は独立の盲・ろう・養護学校など特殊校施設に、軽症者で普通学級と分けて教育する程度でこと足りるものを取りあえず特殊学級に収容するものと解されている。しかし養護学校が不足している現況においては、当分の間、文初特第380号の通達によって、この軽症学級が、重症養護施設の代行をしている。

特殊学級は、第10表に示すように、戦前から独立特殊校設置までの補間の役を果たし、現在もなお増加している。この意味においても、また1学級当りの人数が少なくなって、教育の限が行きとどき

5) 文部省「大日本帝国文部省第63年報」昭和14年7月によれば、昭和10年度における就学年齢の盲・ろう児数は8,952、うち就学するもの4,072、したがって就学割合45.5%となる。

6) 文部省「学校保健統計調査」昭和39年度によれば、同年度の盲学校（ただし4～19歳）における弱視割合30.03%、ここにいう弱視とは両眼とも矯正視力0.04以上0.3未満（2メートル指数）のこと。

7) 同じ資料によれば、養護学校教員のうち、特殊教員免許状所有者の割合はわずか31.6%。

第8表 入学コース別、年齢別、特殊校就学率（人口10万対）および特殊校就学割合

コース	年 次	年 齢								
		6 歳	7	8	9	10	11	12	13	14
昭和21年 入学コース	年 次	(昭21)	(22)	(23)	(24)**	(25)**	(26)	(27)△	(28)*	(29)*
	就学実数				911	948		1,771	1,788	1,811
	就学率				53.4	55.8		104.8	105.8	107.5
	うち 盲・ろう学校 養護学校 就学割合(%)				53.0	54.8		104.0	104.9	106.2
昭和26年 入学コース	年 次	(昭26)	(27)△	(28)*	(29)*	(30)	(31)	(32)	(33)	(34)
	就学実数		1,022	1,584	1,705	1,831	1,859	2,065	2,169	2,251
	就学率		63.2	88.7	95.2	102.3	104.4	116.9	122.8	127.5
	うち 盲・ろう学校 養護学校 就学割合(%)		62.7	86.9	93.2	100.2	100.9	108.3	108.3	109.3
昭和31年 入学コース	年 次	(昭31)	(32)	(33)	(34)	(35)	(36)	(37)	(38)	(39)
	就学実数	1,543	1,977	2,404	2,713	2,784	3,023	3,707	4,089	4,402
	就学率	64.7	82.7	101.2	114.3	117.5	127.7	156.7	173.0	186.5
	うち 盲・ろう学校 養護学校 就学割合(%)	63.6	78.0	88.3	95.1	96.4	99.2	108.7	109.9	111.7
		1.1	4.7	12.9	19.2	21.1	28.5	48.0	63.1	74.8
		8.7	30.8	43.9	52.9	57.9	61.7	65.5	67.7	69.5

資料 第1表に同じ。注も第5表に同じ。特殊校就学割合のの意味は第7表に同じ。

第9表 年次別、理由別、養護学校の特殊就学率（人口10万対）および特殊就学割合

年次	理 由	児 童					生 徒				
		小 計	肢 体 不自由	精神薄弱	虚 弱	その他	小 計	肢 体 不自由	精神薄弱	虚 弱	その他
昭和 30年	不 就 学 率	222.8	36.5	50.8	114.2	21.3	75.9	11.3	23.9	21.9	18.8
	就 学 率	1.5					2.0				
	就学割合(%)	0.7					3.0				
35	不 就 学 率	178.2	39.6	68.0	53.0	17.6	66.9	13.2	30.0	13.4	10.3
	就 学 率	20.4	10.9	5.0	4.5	—	27.4	7.9	13.9	5.5	—
	就学割合(%)	10.3	21.6	6.8	7.8	—	30.3	37.4	31.7	29.1	—
39	不 就 学 率	181.3	40.7	80.5	40.1	20.0	85.6	17.1	39.8	12.1	16.6
	就 学 率	59.6	38.3	13.2	8.1	—	78.7	29.4	55.0	13.2	—
	就学割合(%)	25.3	48.5	14.1	16.8	—	50.9	63.4	47.5	52.2	—

資料 第7表に同じ。就学割合の意味も第7表に同じ。ただし、盲・ろうを除き、養護学校関係のみについて、したがって率は第7表に一致しない。昭和30年の特殊就学の理由別は不明。理由別の「その他」を除けば、小計の不就学率は若干低まり、したがって特殊就学割合は若干高まる。

つつある点においても、特殊教育が向上している証左になるが、まだ教師1人に10人の生徒といった状況で、北欧諸国のように生徒1人に教師1.5人の理想境にはほど遠い。

それはとにかく、第11表に見られるように、年次的に人口に占める特殊学級就学率は、年々飛躍的

第10表 年次別、特殊学級数および在級者数

年次	学級数		在級者数		1学級当り在級者数	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
昭和15年	209					
20	511		18,201		35.6	
25	602	49	17,451	1,655	29.0	33.8
30	930	242	20,497	3,983	22.0	16.5
35	2,029	909	24,406	10,441	12.0	11.5
39	4,664	2,365	45,848	24,719	9.8	10.5
40	5,484	3,043	51,445	30,224	9.4	9.9

資料 文部省「学校基本調査報告書」各年度、および、文部省「特殊教育資料」昭和40年度。在級者数には年齢超過を含む。

第11表 年次別、理由別、特殊学級就学率（人口10万対）および特殊学級就学割合

		年次	合計	理由別					
				盲	ろう	肢 不 自 由	精神薄弱	虚 弱	その他
特殊学級就学率	児 童	昭30	168.5	0.2	0.6	3.4	45.0	38.2	31.2
		35	195.1	0.3	0.8	15.2	140.3	32.9	5.7
		39	459.2	0.9	3.6	18.2	397.7	33.9	4.9
	生 徒	30	68.4	0.3	0.1	1.4	43.0	9.6	14.1
		35	177.9	0.2	0.2	11.5	144.6	15.3	6.0
		39	383.8	0.8	0.9	10.6	351.7	16.0	3.8
特殊学級就学割合	児 童	30	99	1	1				
		35	91	2	1	58	97	88	100
		39	89	4	4	32	97	81	100
	生 徒	30	97	1	0				
		35	87	1	0	59	91	74	100
		39	83	2	1	27	91	55	100

資料 第7表に同じ。就学割合の意味は特殊学級在級/特殊校在学+特殊学級在級×100。

ただし、特殊学級の資料は、小・中学校別（年齢超過を含む）で厳密には児童・生徒別と云えないから割合の計算を簡略にとどめた。

に上昇した。わが国のきわめて高い義務教育就学率のかけには、いままで心身障害者の大部分が、やむを得ず一般の小・中学校の普通学級に在級し、適切な特殊教育を受けられなかったという問題がひそんでいた。このように、普通学級におしこまれていたいわゆる「お客さん」（ただ通学するだけで学業からとり残される精薄その他）が、特殊学級に移され、他の障害児とともにその欠陥に合った同一レベルの教育を受ける機会にめぐまれはじめたことが想像される。

しかし、理想を追う立場からいえば、重症者教育施設優先、すなわち特殊校も特殊学級もともに増加しながらも、前者の増加の方がより多いことが望ましい。第12表において、特殊校に対する特殊学級の比重が年々低下傾向にあるとはいえ、その速度が緩慢であり、とくに精神薄弱児教育において停

第12表 年次別、不就学率および特殊就学率（人口10万対）

		総 数			うち 養護学校関係		
		昭和30年	35	39	30	35	39
児 童	不 就 学 率(1)	229.7	183.8	185.0	222.8	178.2	181.3
	特殊校就学率(2)	84.2	112.8	158.8	1.5	20.4	59.6
	特殊学級就学率(3)	168.5	195.1	459.2	167.7	194.0	454.7
	(2)+(3)	252.7	307.9	618.0	169.2	214.4	514.3
	(1)+(2)+(3)	482.4	491.7	803.0	392.0	392.6	695.6
生 徒	不 就 学 率(1)	80.6	68.3	86.4	75.9	66.9	85.6
	特殊校就学率(2)	109.0	129.1	192.7	2.0	27.4	78.7
	特殊学級就学率(3)	68.4	177.9	383.8	68.0	177.5	382.1
	(2)+(3)	177.4	307.0	576.5	70.0	204.9	460.8
	(1)+(2)+(3)	257.0	375.3	662.9	145.9	271.8	546.4

資料 第1表に同じ。不就学、特殊校就学については年齢別、特殊学級就学については小・中学校別（年齢超過を含む）。

第13表 養護児童・生徒の障害の程度別、就学割合（人口1,000対、昭和39年）

		児 童	生 徒
重症と思われるもの	不 就 学 率	1.31	0.86
	養 護 学 校 就 学 率	0.60	0.79
	合 計	2.41	1.65
	就 学 割 合	25%	51%
軽症をも含む場合	普 通 校 被 患 率 ¹⁾	19.3	23.0
	養 護 学 校 被 患 率 ²⁾	0.61	0.68
	合 計	19.91	23.68
	養護学校・特殊学級就学率	5.14	4.61
	就 学 割 合	26%	19%

資料 第1表に同じ。ただし特殊学級は、小・中学校別。

1)は参考表(D)における運動機能障害、精神薄弱、身体虚弱の率の合計。

2)は同じく学校保健統計における養護学校の前記3種の率の合計を人口対に改算したもの。

と思われる障害児の就学割合に対し、下段の軽症をも含む障害児のそれがとくに生徒において格段に低く、特殊学校の増設によって、特殊学級にやむを得ず在級中の重症者を移動させる一方、特殊学級そのものをも拡充して、軽症障害者の特殊学級収容をはかり、均質化した症状のものに対する有効な教

滞していること⁸⁾、また、「その他」、すなわちたとえば言語障害といった教育未開発分野においては、独立特殊校がほとんど手をつけられていないことが注目される⁹⁾。

とはいえ、現状では、次善の策ながら、引きつづき特殊学級のなお一層の拡充と内容の充実が望まれる。第12表に見られるように、特殊学校と特殊学級とを合わせた特殊就学率は、昭和35年を境にして急増し、つまりそれだけ障害児収容の適用範囲が広がられ、重症ばかりか軽症にも特殊教育の機会が及んでいることをうかがわせるが、第13表のようにおよその試算を行なえば、上段の重症

8) なお前述参考表(D)における精神薄弱児童生徒の年次的増加は、精薄そのものの発現が増加したのではなく、不就学精薄の特殊学級就学が増加したことによる。就学増加それ自体は結構なことであるが、特殊校への就学が停滞していることの傍証にならう。

9) 文部省初等中等教育局特殊教育課「特殊教育資料」昭和40年度によれば、言語障害特殊学級数17、在級者数163、これに対し、厚生省社会局「身体障害者実態調査」昭和40年(速報)によれば、18歳未満の音声、言語機能障害者数推計13,100名。

育の必要性を痛感させられる¹⁰⁾。

この問題の必要性は、つぎの参考表 (G) および (H) から間接的にうかがわれる。すなわち現在の特殊学級には、学校教育法施行令第22条によって、本来ならば養護学校に移籍すべき中度重度の精神薄弱児 (白痴および痴愚, I Q50未満) を、養護学校増設がのびるまでとりあえず何割か収容せざるを得ない状態にあること、また、一方、学力の均等に困難を来している原因の一端は、特殊学級の収容力が限られているため、小・中学校の普通学級に軽度心身障害者が混在していることによると推察してもむりではない¹¹⁾。

参考表 (G)

精神薄弱特殊学級在級者の知能指数

I. Q.	小学校	中学校
～ 40	9.1	10.8
41 ～ 50	11.3	15.0
51 ～ 60	17.4	24.4
61 ～ 75	37.4	34.2
76 ～	19.9	12.0
測定不能	3.0	2.4
不明	1.9	1.2
合計	100.0	100.0
調査実数	27,823	13,544

資料 文部省「特殊学級(精神薄弱者)実態調査」昭和37年度。

心身障害者を普通学級にとどめ、学業から脱落させたり、また重症者を特殊学級に仮収容して「その欠陥を補うために必要な知識技能を授け」(学校教育法第71条)ないことは、本人の不幸はもとより、労働力の損失でもある。参考表 (I) に示したように、教育の改善と、戦後の高度成長による労働力需要の上昇によって、年々中卒者における無業者および進路不詳の率は低下しているとはいうものの、昭和35年以

参考表 (H) 学力テストの得点

得点	小学6年		中学3年	
	国語	算数	国語	数学
50以上	72.1	49.2	68.9	33.1
40～49	15.6	17.2	12.9	16.9
30～39	6.6	10.0	10.2	18.5
20～29	4.6	12.6	6.2	20.7
10～19	0.8	6.4	1.4	9.8
10未満	0.3	4.6	0.4	1.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0
平均	61.2	48.8	59.0	31.5

資料 文部省「全国小(中)学校学力調査」昭和37年度、特殊学級を除く。

参考表 (I) 中学校卒業後の状況

年 度	卒業生総数	無業者の率(%)	不詳の率(%)
昭和25年	1,586,487	12.0	1.7
30	1,662,959	8.9	1.4
35	1,770,291	5.7	0.7
39	2,426,802	4.4	0.6

資料 第1表に同じ。昭和39年は「不詳」が「その他」に変更。各年度とも特殊学校を除き、特殊学級を含む。

10) 文部省の方針によれば、昭和39年から10年計画で特殊学級増設計画を立て、すべての市町村に、その人口規模に応じて、最低小・中学校1学級以上併設の基準を設けている。この計画が完成すれば、かりにいま昭和40年センサスの人口階級別市町村数を基礎として試算を行えば、小・中学校にそれぞれ同じく6,880学級、合計13,760学級となり、昭和39年度の7,029学級がほぼ倍増となることが予測される。

11) なお、参考表 (A) および (B) における昭和39年の病気による長欠率 (%) を計算すれば、小学校、中学校それぞれ0.36および0.38となり、参考表 (D) における身体虚弱の率それぞれ0.27および0.26をやや上回る程度となる。年間50日以上(7週以上にあたる)の欠席は、学校教育法施行令別表1の年間授業日数(35週)からみれば1/5にあたる。

降やや停滞ぎみとなっていることも、これと全く無関係ではあるとはいえない¹²⁾。

5. 精神薄弱および肢体不自由者の発現率

なお参考までに、在来の資料を用いて、学齢における精神薄弱児および肢体不自由児の発現率の推計を第14表に付け加えておく。いままでの発現率は、昭和28年の文部省実態調査を基礎とするため、やや古いうらみがあるからである。

これによれば学齢期の精神薄弱者は、児童で約1.5%、生徒で約1.8%、昭和39年の実数にして合計26万5千となる。一般にいわれている児童人口対3%よりは少ないが、それでも普通校に児童では1.0%、生徒では1.4%の混在が推測され、とくに中度障害の比重が高い。特殊学級拡充の必要なゆえんである。また、学齢期の肢体不自由者は、児童・生徒ともに約0.4%弱、実数にして5万7千ほどになる。ここにおいても中軽度障害の9割以上が普通校に依存している¹³⁾。

なお、生徒では精薄・肢体不自由ともに重症の半数近くが個人的家庭的困難をおかして普通校に通っている計算になる。養護学校、とくに重症のための宿舍や設備をそなえたその拡充が必要なゆえんであろう¹⁴⁾。

12) 総理府統計局「労働力調査」昭和39年によれば、非労働力2,408万のうち、120万(5.0%)は家事、通学、病気、老齢等によらず、「その他」の理由による。

また、心身障害者の就労率については、前記「精神薄弱者実態調査」昭和36年では継続就労38.7%、「身体障害者実態調査」昭和40年(速報)では就業39.1%、一方「特殊学級実態調査」昭和37年では、特殊学級を卒業した精神薄弱者のうち68.6%は就職している。それがこのように成人になると就業率が半減するのであるから、適性訓練の問題も残されている。

13) いま、かりに複合障害の控除分を無視して、かつ1学級当り10人収容の特殊学級に、第14表の中症・軽症のすべてを収容することにすれば、精薄では小学9,208、中学8,287、肢体不自由では小学2,501、中学1,520、これらの合計約21,500学級を要することになり、精薄と肢体不自由だけで昭和40年度の学級数7,800(第10表のうち、精薄および肢体不自由学級数)の3倍を要し、注10)の10年後の増設計画13,800学級でも不足する計算になる。

14) なお、家庭環境による子どもの不就学率を見れば、別表のとおりで、父親が「その他の就業者」(家内労働者など)および「不就業者」において高く、「父のない児童」(母子家庭)において低く、世帯の経済状態や教育熱意に左右される面もあることがうかがわれる。同表の右欄に見られるように、父親の年齢構成が異なるため、子どもの年齢もかならずしも同一でなく、したがってたとえば小学の割合の低い「その他の職業」および「不就業者」は、もし児童の年齢構成を同一にすれば、さらに不就学率が高まるだろう(第4表に示したとおり、児童の不就学率は生徒のその約3倍)。

父の従業上の地位	不就学率(%)	就学者のうち小学の割合(%)
農 林 業 主	0.24	58.2
非農林業主	0.44	58.0
家族従業者	— *	75.6
常勤雇用者	0.38	63.7
日雇労働者	0.25	61.5
その他の就業者	0.69	58.6
不就業者	0.47 *	50.5
不詳	— *	60.5
父のない児童	—	44.6
合 計	0.34	60.3

資料 厚生省大臣官房企画室「児童手当制度基礎調査」昭和39年。義務教育終了までの児童数中、未就学を除いて改算。*印は少数観察。

第14表

精神薄弱および肢体不自由児童生徒の発現率（人口1,000対）の推計

症状の程度	児童（6～11歳）						生徒（11～14歳）					
	(1) 合計 (調査による)	(2) 合計 (修正)	(3) 不就学	(4) 特殊校	(5) 特殊学級	(6) 普通校	(7) 合計 (調査による)	(8) 不就学	(9) 特殊校	(10) 特殊学級	(11) 普通校	
重度（白痴 I. Q. 25以下）	2.01	2.01	0.81	0.14	0.45	0.55	2.33	0.40	0.35	0.46	1.12	
中度（痴愚 I. Q. 25～50）	4.47	4.47	—	0.08	0.45	4.00	5.15	—	—	0.53	4.60	
軽度（魯鈍 I. Q. 50～75）	6.24	8.30	—	—	3.05	7.20	10.51	—	—	2.52	8.27	
合 計	12.72	14.78	0.81	0.17	3.95	9.82	14.58	0.40	0.35	3.51	13.99	
A. 精神薄弱												
同 上 割 合		100	40	7	24	29	100	17	15	20	48	
		100	—	1	10	89	100	—	1	10	89	
		100	—	0	37	63	100	—	0	28	77	
		100	5	1	27	67	100	2	2	19	76	
1～2度（重症）	0.88	0.88	0.41	0.36	—	0.11	0.89	0.17	0.29	—	0.43	
3～4度（中症）	0.89	0.89	—	0.01	0.07	0.81	0.89	—	—	0.04	0.84	
5～6度（軽症）	1.42	1.81	—	—	0.11	1.70	1.60	—	—	0.07	1.52	
合 計	3.19	3.58	0.41	0.37	0.18	2.62	3.21	0.17	0.31	0.11	2.79	
B. 肢体不自由												
同 上 割 合		100	47	41	—	12	100	19	33	—	48	
		100	—	1	8	91	100	—	1	5	94	
		100	—	0	6	94	100	—	1	4	95	
		100	11	10	5	73	100	5	9	3	83	

資料 ①厚生省公衆衛生局「精神衛生実態調査」昭和38年。②厚生省社会局「精神薄弱者実態調査」昭和40年。③文部省「特殊学級実態調査」昭和37年。④文部省「学校保健統計調査」昭和39年。⑤厚生省社会局「身体障害者実態調査」昭和40年（速報）。⑥厚生省人口問題研究所「男女年齢別将来推計人口」昭和39年。⑦文部省「学校基本調査」昭和39年。

A. の(1)は①の0～14才および10～17才を代用して児童生徒の重・中度を求め、これを③の程度別比率で重度と中度に分ち、さらに軽度を補外した。(3)は⑦による。(4)は⑦による。④による養護学校の人口対率0.15および0.34の中間値。これを重度とし、④による盲・ろう学校の人口対率を中軽度に加う。(6)は⑦による合計を③に(不明は軽度に加う)でふり分けた。つぎに(6)の合計と(6)の合計の和を④による13.8および17.5(参考表Dを見よ)になるように置き、これに(3)、(4)、(5)の合計を加えた14.78および18.29を修正値とし、(1)との差を軽度の増加によってうめた(2)によれば、軽度の把握は困難で、かなりの漏脱があったというから、これを補正したことになる。この(2)の程度別と(3)、(4)、(5)の差を(6)の程度別とした。

B. については(1)の合計の人口対率を⑤と⑥(昭和40年度分)で計算し(ただし⑤の14～15歳の半数を14歳とする)。⑥の等級別分布にこれを割りふった。(6)の中軽症の分布は、資料がないので(1)に準じて合計から配分した。その他の手順はAに同じ。(7)による学齢人口は、児童(6～11才)9,965,689、生徒(12～14才)6,438,566である。

なおA、Bの合計発現率は15.91および17.89にはならない。それは両者にオーバーラップする複合障害者があからである。その割合は、たとえば②で身体障害をもつもの29.4%。③で重複障害割合小学33.3%、中学27.5%。④で重度精薄を複合するもの18才未満で26.0%。

On the Actual State of School-age Children Not Attending School and Attending Special School

Hisao AOKI

According to the Basic School Statistics by the Ministry of Education in Japan, the ratio of children aged 6 to 14 years not attending school to the total school-age children of the same years of age has been sharply decreasing for the last half a century. For instance, it was 9.73 in 1920, 4.12 in 1935, 1.81 in 1955, and 1.46 in 1964 per 1,000 population.

Consequently, the illiteracy rate in Japan is now very low as compared with other Asian countries. It owes to a remarkable increase of enrollments to the special schools or classes for the handicapped.

But it is our regret that since 1961 the decrease of the ratio of children not attending school has come to a deadlock, because the ratio of the exempted has pretty raised up, though that of the extended fell down smoothly on the one hand. This fact is due to the situation that the extension of special schools or classes could not come up with the increase of school-age population.

The writer understands that the capacity of slightly handicapped cases for the special classes which attached to ordinary primary or secondary schools, was enlarged, but that of medium cases for the special schools which are exclusive was insufficient, and that of serious cases was let alone as the non-attending.

On the occasion of reporting this paper, the writer estimates ratios of the mentally retarded and physically crippled to the present school-age population. The former is 16.3‰, and the latter is 3.5‰ (the both including slight cases).

わが国の母性死亡の構造とその変遷

荻野 嶋子

は し が き

わが国の母性死亡率は、第二次大戦中までは、北歐の諸国につぐ低死亡率国の1つに数えられていたが、その後の改善の速度が諸外国に及ばず、かつては低死亡率国には属していなかったアメリカやイギリスなどよりもはるかに高率を示す現状となってしまった。戦前の母性死亡では、さきに笠間¹⁾の資料があり、戦後については瀬木²⁾、中島³⁾など諸家によって報告されているが、戦後の母性死亡については、更に分析を試みる必要があると考えられる。近年における社会経済的諸要因の急激な変化、特に医学の発達にともなう医療および公衆衛生の進歩は、母性死亡の構造を死因構成においてもまた年齢構成においても変化させていることは推測に難くない。このことはまた母性死亡率の地理的分布の上にも反映せざるを得ないであろう。母性死亡の現況をその構造の変遷をたどって明らかにすることは、今後の改善のための参考資料を提供するものと思われる。

1. 年次的にみた母性死亡の改善

母性死亡は、広義に解釈すれば、妊娠および産褥期にある女性死亡を示し、したがって妊娠、出産、産褥に関係した特異的な死因の外に非特異的な諸種の死因による死亡も含まれている。しかし、母性死亡の特徴を一層明確にあらわすには、むしろ特異的死因によるものに限定したいわゆる狭義の母性死亡のほうが適当とされ、一般の統計資料もまたこれを採用している。母性死亡率は、本来の意味からいえば妊娠女性の総数に対する割合とすべきであろうが、統計的にはこれを知ることが困難なため、従来わが国の統計資料では出生数と妊娠第4ヶ月以後の死産数（自然および人工死産）とを合計したいわゆる出産数をもってこれにかえている。すなわち、 $\text{母性死亡率} = \frac{\text{母性死亡数}}{\text{出生数} + \text{第4ヶ月以後死産数（自然・人工）}}$ である。本章に掲げる母性死亡率はこの計算法によっている。

(1) 明治以後における死亡率改善の推移

a) 総母性死亡率

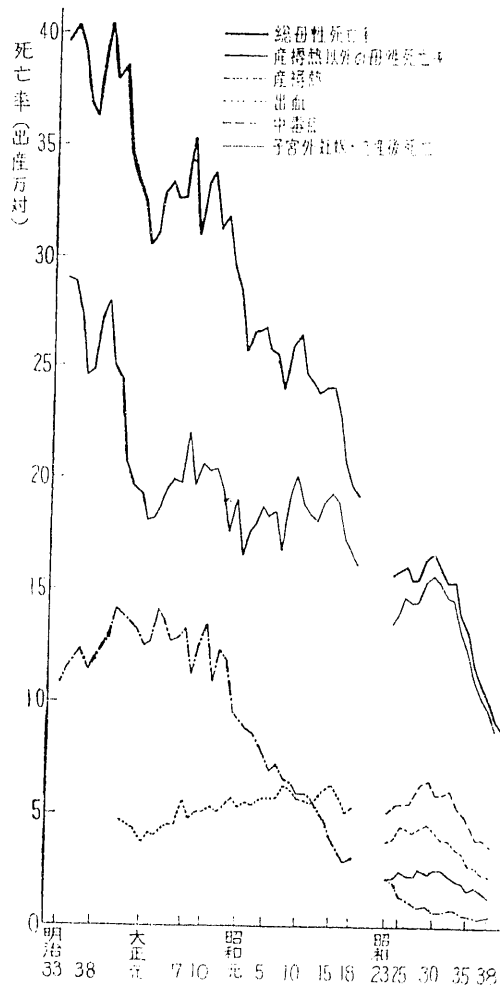
明治33年以後の母性死亡率改善の経過を見ると、年次ごとに変動しているが、全般的にみると段階的に減少し、およそ4期を識別することができる（図1）。すなわち明治期（明治33～45年）、大正期（大正1～15年）、昭和戦前期（昭和1～18年）および昭和戦後期（昭和23年以後）で、各期における改善の速度を、それぞれの期の最終年次の死亡率の第1年次に対する割合で示すと、順に約23%（12年間）、16%（15年間）、25%（18年間）、44%（昭和39年までの16年間）だけ減少したことになる。これを死因別にみると、出血による死亡では改善がすくなく、産褥熱では大正期をすぎる頃から大巾な減少を示している。しかし、母性死亡の全体としての年次変動の様相はむしろ、妊娠中毒症な

1) 笠間尚武「本邦母性死亡の統計的観察」、『人口問題研究』、第2巻第11号、昭和16年。

2) 瀬木三雄・他「諸国の妊産婦死亡」、『産婦人科の世界』、第13巻第7号、昭和36年。

3) 中島幹恵「戦後における母性死亡率の統計的観察 第I、II報」、『東京女子医科大学雑誌』、第28巻第6および7号、昭和33年6、7月。

図1 母性死亡率の年次推移



どをおもな死因とする産褥熱以外の疾病群による死亡率の消長に左右されていることが注目される。

b) 死因構成

母性死亡の死因としては産褥熱、妊娠中毒症（以下中毒症）、出産に伴う出血（以下出血）、子宮外妊娠（以下外妊）、流産後死亡（以下流産）その他がある。これらのうち産褥熱はかつては母性死亡中の首位をなしていたが、年次の推移とともに死因構成は大きく変化した（表1）。明治期末に母性死亡の40.8%を占めていた産褥熱は、大正期末の36.8%から、昭和戦前期の終りには16.6%に低下し、戦後はさらに減少して昭和37～38年ではわずかに4.3%にすぎなくなった。このために、昭和戦後期においては死因の第1位は妊娠中毒症、第2位は出血となり、産褥熱は最近においてはこれら上位2死因合計の7%ほどにしかあっていない。これに対して妊娠中毒症では、その割合がしだいに高まる傾向がみられ、他の死因にくらべて改善がおくれていることがうかがわれる。

c) 人口動態諸率との関係

いろいろな人口動態の変動と母性死亡の推移との関係を観察する目的で、女子総死亡率、出生率（女子人口に対する率）、自然死産率（出産に対する率）、新生児死亡率（出生に対する率）につき、各年次の値を明治33年に対する指数として比較してみると（図2）、明治期では各動態の変動によるひらきは後半期になってから大きくなり、女子死亡率の低下にはみるべきものがないのに、母性死亡・自然死産・新生児死亡においてすでに改善があらわれ特に母性死亡が最も低率となっているが、母性死亡の年次変動が女子死亡に対するよりも自然死産に類似していることが注目をひく。大正期にはいると母性死亡、自然死産および新生児死亡はかなり似かよった変動を示し、前

表1 母性死亡の死因構成の推移

年次	総母性死亡	産褥熱	その他の全死因				
			総数	妊娠中毒症	出血	子宮外妊娠・流産後死亡	その他
明治43～44年	100.0	40.8	59.2	...	13.3
大正13～14	100.0	36.8	63.2	...	19.2
昭和8～9	100.0	24.9	75.1	29.4	23.1	9.2	13.4
昭和15～16	100.0	16.6	83.4	34.2	27.7	9.4	12.1
昭和23～24	100.0	13.1	86.9	33.3	24.4	14.0	15.2
昭和27～28	100.0	6.1	93.9	38.4	26.9	15.4	13.2
昭和31～32	100.0	4.7	95.3	38.9	25.1	17.5	13.8
昭和37～38	100.0	4.3	95.7	38.9	24.0	14.8	18.0

注：（…）は該当死因の分類不能のもの。

半期ではおおむね横ばい状態に終始するが、後半期ではいずれも順調に減少して、この期間での改善の度合は自然死産が最も大きく、次いで母性死亡、新生児死亡の順となる。女子総死亡はインフルエンザ流行年の影響などもあって低下ははかばかしくない。昭和戦前期になると、女子総死亡の改善が起るがまだ母性死亡、新生児死亡、自然死産には及ばず、また、これらの3動態は一層近似した変動指数を示しながら推移して末期には減少の度合は新生児死亡、自然死産の順でわずかに母性死亡を下回っている。しかし昭和戦後期になるとこのような関係は一変する。すなわち母性死亡および新生児死亡は前半期で停滞した後、ふたたび低下するが、自然死産は逐年増加の傾向をたどっている。これに対して女子総死亡では前半期に急速な減少がみられ、母性死亡と一致する改善率に達している。

このように母性死亡は、女子総死亡率の改善に先立って明治期に早くも死亡率の低下がみられ、その後の3期を通じて、各期の前半に停滞・反騰を示してから後半にふたたび下降している。これと類似しているのは新生児死亡と自然死産であるが、自然死産では昭和戦後期で増加が起っている。母性死亡と新生児死亡とが歩調をともにしていることは両者の関係の密接なことを示すものであるが、自然死産の戦後にみられる増加現象は人工妊娠中絶の後遺症、婦人の社会的進出にともなう生理学的影響などに原因するものとみるべきであろうか。また母性死亡の改善が女性死亡に先んじて始まりながら昭和戦後期に至ってこれに追いつかれていることは、母性死亡の死因構造の推移から考えて、今後の課題を暗示しているものといえよう。

(2) 戦後における傾向

a) 年齢別死亡率

年齢による戦後の母性死亡の構造を5歳階級ごとの死亡率として観察すると(表2)、母性死亡率全体の傾向としては、昭和30年頃までの停滞ののち、戦前に引き続いて改善されているが、年齢別にみれば、20~24歳、25~29歳階級が低率で改善の程度も著しいのに対し、高年齢では逆に死亡率の上昇していることがわかる。年次とともに低率となる典型的な年齢階級は20~24歳および25~29歳で、

図 2

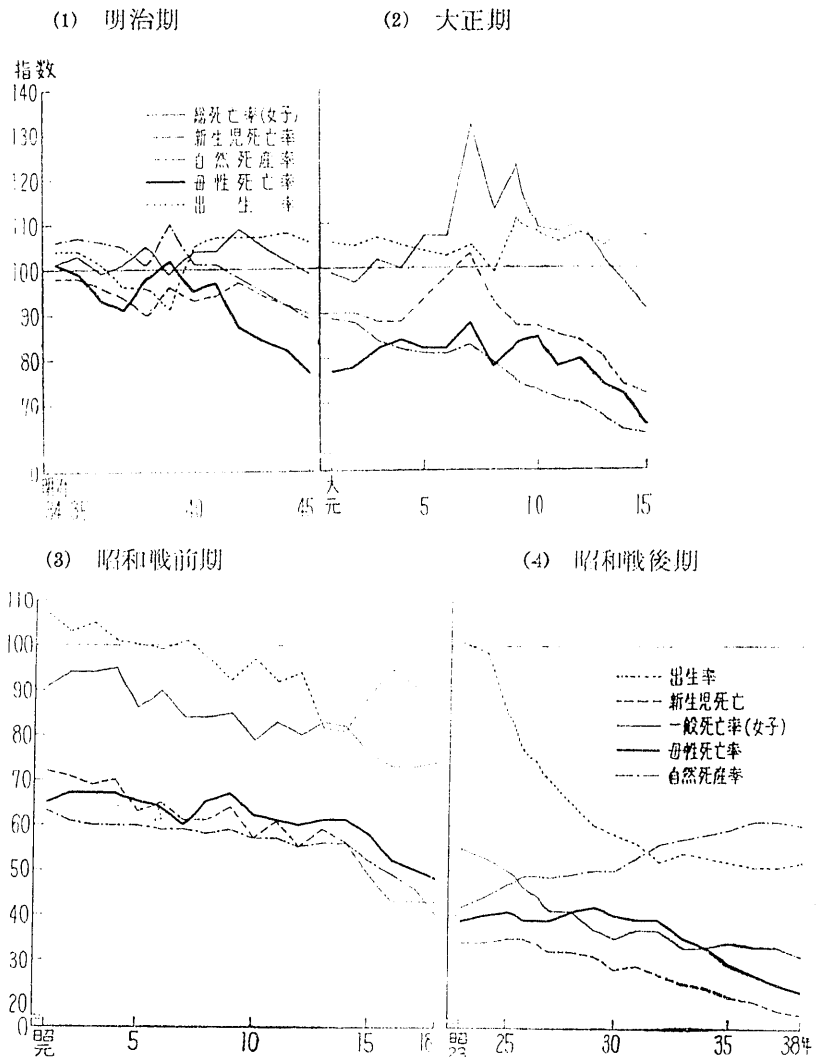


表2 年齢階級別母性死亡の推移

年 齢	死 亡 率 (出産10,000対)						指 数 (昭和5年=100.0)				
	昭和5年	昭和23年	昭和28年	昭和30年	昭和33年	昭和38年	昭和23年	昭和28年	昭和30年	昭和33年	昭和38年
総 数	27.52	15.70	16.36	16.17	13.92	9.27	57.0	59.4	58.8	50.6	33.7
20 未 満	24.12	13.75	16.77	12.45	13.89	9.28	57.0	69.5	51.6	57.6	33.5
20 ~ 24	20.16	11.63	11.46	11.22	8.86	4.78	57.7	56.8	55.7	43.9	23.7
25 ~ 29	19.18	11.64	11.25	11.49	10.50	6.96	60.7	58.7	59.9	54.7	36.3
30 ~ 34	28.59	14.98	18.46	19.59	17.67	12.54	52.4	64.6	68.5	61.8	43.9
35 ~ 39	42.85	23.13	32.69	34.70	34.64	33.62	54.0	76.3	81.0	80.8	78.5
40 ~ 44	57.74	40.85	52.24	53.38	58.42	61.54	70.7	90.5	92.4	101.2	106.6
45 以上	45.60	66.81	77.47	81.11	95.07	101.82	146.5	169.9	177.9	208.5	223.3

注：昭和5年の死亡率は篠間氏の計算によるもの。

昭和23年の出産1万対11.63 および11.64から昭和33年の8.86 および10.50、昭和38年の4.78 および6.96に減少している。これに対して45歳以上の階級では昭和23年66.81から昭和30年95.07、昭和38年101.82と増加していて、年齢が高まるにつれてこの傾向がはっきりしてきている。これを昭和5年に対する指数であらわすと、総母性死亡では昭和23年57.0%、昭和33年50.6%、昭和38年33.7%と低下しているが、これらの年次での年齢別の死亡率では20~24歳で57.7%、43.9%、23.7%、25~29歳で60.7%、54.7%、36.3%に減少しているのに、45歳以上の階級では146.5%、208.5%、223.3%と増加している。このような死亡構造の推移は、単に高年の妊産婦での改善が立ち遅れているだけでなく戦後の母性死亡に特有な要因の存在を示唆する。

女性死亡中に占める母性死亡の割合(表3-(イ))も年齢によって変動の様相が異っており、25~29歳で母性死亡の比率がしだいに増加しつつあること、および35~39歳、40~44歳で逆に減少しつつあることが注目をひく。年齢別でのこのような年次推移は母性死亡そのものの改善率の場合とは、傾向がちょうど反対になっているが、これは、一般の疾病における死亡率の低下や妊産婦の年齢構成の変化が関係しているためと考えられる。すなわち、25~29歳で母性死亡の占める割合がしだいに高まっているのは、この年齢での一般の疾病による死亡の改善速度が母性死亡のそれよりも上回っていることに原因するものであり、また、この年齢階級において特に顕著な傾向を示すのは妊産婦の分布が圧倒的な多数をもってここに集中していることにもとづくものであろう。35歳以上で、母性死亡率の改

表3 年齢別女性死亡中に占める母性死亡の割合

年 次	(イ) 総女性死亡中の割合 (%)						(ロ) 有配偶女性死亡中の割合 (%)					
	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44
昭和15年	0.5	3.0	4.0	6.0	7.0	3.8	23.4	12.0	6.6	8.1	9.1	5.1
25	1.1	4.0	5.9	6.5	6.3	3.3	49.8	15.5	10.7	9.7	9.0	4.6
30	0.9	7.2	9.9	9.5	6.6	2.3	58.6	33.6	19.5	14.4	9.4	3.3
33	0.9	6.4	11.3	8.6	5.4	1.9	80.4	32.8	23.2	13.3	7.8	2.8
35	0.8	6.9	11.1	7.5	4.6	1.3	50.9	33.3	21.9	12.3	6.6	1.8
37	0.9	5.9	11.8	8.0	3.7	1.3	69.7	28.3	22.0	12.6	5.4	1.8
38	0.6	4.7	10.8	6.7	3.6	1.0	104.3	26.1	21.6	12.2	6.0	1.9

善が進まないにもかかわらず、女性死亡に対する割合の低下しているのは、この年齢での出産数の逐年の減少を反映したものとみられる。

母性死亡はその性質からいえば、一般的には有配偶の女子において起る死亡である。それで、母性死亡を有配偶女性死亡に対する割合（表3—(ロ)）としてみると、上記の女性死亡に対する割合の場合と類似した傾向が拡大された数値となってあらわれる。25歳以上特に30歳以上での各年齢階級間の関係はどの年次でもよく一致している。しかし20～24歳については、たとえば昭和38年では26.1%で25～29歳の21.6%を上回り、総女性死亡に対する場合とは違った関係になっているが、これは、総女性死亡と有配偶女性死亡との差が大きいことによるもので、15～19歳階級ではこれがもっとも強くはたらし、25～29歳でもある程度の影響を及ぼしているものとみられる。また、若年の年齢階級に限ってはたとえば38年の15～19歳階級のように、有配偶女性死亡ではない母性死亡が加わることによって数値の左右されることも無視できない。それはさておき、20歳以上での各年齢階級の数値は有配偶女性死亡のうちでの女子に特有な死因にもとづく部分をあらわしており、主要分娩年齢では大きな比重をなしていることに気付く。

表4 年齢階級別、死因別死亡率の年次推移

		死亡率（出産10,000対）								
死 因	年 次	総 数	15～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	
産 褥 熱	昭和23年	2.13	3.28	1.85	1.90	1.74	2.56	5.33	9.06	
	26	1.17	1.72	0.81	0.68	1.28	2.04	4.28	9.04	
	29	0.96	3.30	0.73	0.65	1.03	1.99	1.61	3.26	
	32	0.75	1.12	0.59	0.48	1.05	1.52	2.28	4.48	
	37	0.39	1.07	0.29	0.26	0.47	1.33	1.14	13.76	
	38	0.45	1.44	0.31	0.33	0.37	1.69	3.59	15.12	
妊 娠 中 毒 症	昭和23年	5.13	6.19	5.48	4.28	4.32	5.49	9.99	13.09	
	26	5.53	7.41	4.97	4.29	5.00	8.25	14.03	13.56	
	29	6.47	9.34	6.18	4.75	6.90	10.73	13.11	16.31	
	32	6.05	6.37	5.27	4.71	6.59	11.82	17.89	26.88	
	37	3.93	2.49	2.54	3.14	5.35	10.27	24.00	20.65	
	38	3.61	4.31	1.90	2.78	5.06	11.93	21.51	22.68	
出 血	昭和23年	3.80	1.39	1.78	2.16	4.14	7.06	13.76	19.13	
	26	4.35	2.58	2.05	2.79	5.22	9.49	14.50	15.82	
	29	4.56	2.20	2.65	3.16	5.68	10.85	15.54	6.52	
	32	3.85	0.75	1.81	3.25	4.95	10.38	12.36	13.44	
	37	2.40	1.07	0.92	2.07	3.93	6.28	13.34	—	
	38	2.24	1.08	1.16	1.65	3.18	8.19	15.54	15.12	
子宮外妊娠・ 流産後死亡	昭和23年	2.19	1.39	1.28	1.47	2.51	3.77	5.25	11.08	
	26	2.26	1.38	1.37	1.48	2.79	4.51	5.71	13.56	
	29	2.41	2.47	1.53	1.58	2.61	6.07	8.65	9.78	
	32	2.27	1.87	1.43	1.33	3.62	5.43	8.78	13.44	
	37	1.56	2.13	0.78	0.88	2.19	8.10	10.86	20.65	
	38	1.31	0.36	0.47	0.84	1.77	6.87	11.35	22.68	

b) 死因別死亡率

死因構成からみた母性死亡が明治以来大きく変革したことはすでに述べたが、戦後における特徴を死因別年齢別の死亡率によってみると次の如くなる(表4)。

妊娠中毒症：戦後においては常に死因の第1位をなし、その死亡率は昭和23年出産1万対5.13から昭和29年6.47まで増加し、その後昭和32年6.05と停滞してから、昭和38年3.61に減少した。しかし年齢階級としてはっきりこの傾向を示すのは30歳頃までで、30～34歳から35～39歳にかけて横ばい状態から上昇傾向に変わり、40歳以上では年齢の増加にともなって上昇が著しくなる。中毒症の全体としての改善は起っているにしても、高年齢において現実これが増加していることは看過しがたい事実である。

産による出血：死因の第2位は出血で、死亡率としては昭和23年出産1万対3.80から昭和38年2.24に低下しているが、年次推移では中毒症と類似している。しかし年齢別とした場合に、高年齢においてもおおむね横ばい状態もしくは最近の数年での多少の減少傾向を示していることは中毒症とは相違

する点である。

産褥熱：母性死亡の重要な死因に数えられたもののうちでほとんど停滞なく改善の進んだのは産褥熱だけで、今日ではすでに重要な死因をなしてはいない。昭和23年には出産1万対2.18であったが、38年では0.45に減少している。年齢別にみても、15～19歳および35歳以上の階級で停滞的年次変動もあるが、年次推移の傾向としてはやはり低下の方向をたどっている。

子宮外妊娠・流産後死亡：これらの死因を一括してみると、死亡率の大きさとしては出血よりも下回るが、年次推移の状態はこれときわめて類似し、またそれぞれの年齢階級においてもかなり近似した数値となっていることが多い。しかし35歳以上の年齢では死亡率の明瞭な上昇が認められ、この点では中毒症と傾向を同じくしている。

以上のように戦後の母性死亡をその主要死因についてみると、改善の著しいのは産褥熱だけで、昭和23年から38年の15年間において中毒症で70.4%、出血で59%、外妊・流産で59.8%となったにすぎない。したが

表5 年齢別母性死亡の死因構成の推移

年 齢	総 数	産 褥 熱	妊 娠 中 毒 症	出 血	子宮外妊娠 流産後死亡
1) 15～19歳					
昭和 23 年	100.0	24.8	46.7	10.5	10.5
30	100.0	9.8	70.7	12.2	7.3
35	100.0	13.8	37.9	20.7	17.2
38	100.0	16.7	50.0	12.5	4.2
2) 20～24歳					
昭和 23 年	100.0	15.9	47.1	15.3	11.0
30	100.0	5.2	45.8	22.0	14.5
35	100.0	5.6	48.1	20.6	11.7
38	100.0	6.4	39.7	24.4	9.8
3) 25～29歳					
昭和 23 年	100.0	16.3	36.8	18.6	12.7
30	100.0	4.3	35.2	27.8	14.7
35	100.0	5.2	39.2	23.9	9.7
38	100.0	4.7	39.9	23.8	12.0
4) 30～34歳					
昭和 23 年	100.0	11.6	28.8	27.6	16.8
30	100.0	3.6	31.5	28.7	17.7
35	100.0	4.5	37.4	28.3	14.5
38	100.0	2.9	40.4	25.3	13.9
5) 35～39歳					
昭和 23 年	100.0	11.1	23.7	30.5	16.3
30	100.0	4.8	31.7	29.7	18.3
35	100.0	5.1	29.5	25.0	22.6
38	100.0	5.0	35.5	24.4	20.4
6) 40～44歳					
昭和 23 年	100.0	13.0	24.5	33.7	12.9
30	100.0	6.1	37.2	26.4	14.3
35	100.0	3.9	33.0	18.4	23.3
38	100.0	5.8	35.0	25.2	18.4

表 6 年齢階級別，死因別母性死亡率（妊娠後期分娩1万対）

昭和36～38年

	総 数	(イ) 年 齢 階 級 別 死 亡 率					(ロ) 死 因 別 死 亡 率			
		20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	産褥熱	妊 娠 中毒症	出 血	外妊・ 流産等
全 国	10.84	6.12	7.92	15.36	38.58	82.86	0.48	4.12	2.64	2.04
北 海 道	10.67	6.53	7.66	16.92	47.48	65.54	0.74	3.72	2.74	1.79
	11.91	8.08	7.22	17.36	36.74	106.95	1.03	4.69	3.32	1.72
	12.55	4.79	10.56	18.78	33.81	73.68	0.87	5.34	3.35	1.49
	9.10	3.83	6.71	12.00	59.21	69.32	0.44	3.22	1.98	1.98
	11.07	6.17	9.11	19.30	47.52	90.63	0.30	3.18	3.49	2.12
山 形 県	9.47	4.34	8.31	17.47	25.32	71.17	0.96	3.69	1.93	1.77
	10.02	7.43	6.03	13.21	29.26	63.75	0.73	3.73	3.10	1.27
	10.99	6.72	7.83	13.69	35.59	66.95	0.10	4.59	2.58	2.01
	11.46	7.09	8.79	10.68	34.23	114.36	0.53	4.08	3.03	2.37
	10.75	6.41	7.92	12.07	46.72	30.35	0.65	3.76	3.37	1.30
埼 千 島 県	12.44	6.31	8.51	16.67	38.58	102.69	0.75	5.03	3.06	2.04
	11.94	8.54	3.27	15.12	33.52	75.87	0.69	3.83	3.21	3.06
	8.98	5.42	6.26	12.37	34.37	41.68	0.23	3.43	2.05	1.90
	9.09	4.39	6.49	13.98	24.96	106.54	0.18	3.65	1.89	1.57
	8.29	3.05	6.72	11.60	35.21	53.98	0.34	3.64	2.29	1.27
富 石 県	9.92	3.96	10.66	15.70	57.97	85.47	0.42	4.43	1.48	1.69
	10.81	5.92	7.03	20.29	64.64	93.02	0.21	4.36	3.33	1.45
	11.82	6.62	12.18	17.96	13.67	49.02	—	6.04	2.10	1.31
	13.37	3.18	10.25	15.02	45.03	62.76	1.03	4.11	4.63	1.29
	9.42	4.68	8.12	9.01	25.04	79.87	0.32	3.57	2.49	1.52
岐 静 愛 三 滋 県	12.03	5.04	3.28	29.02	47.43	49.50	0.23	4.31	2.27	3.40
	10.41	6.48	6.75	16.04	52.52	101.35	0.33	4.48	2.37	1.45
	8.14	5.65	6.60	10.74	33.14	69.58	0.40	3.23	2.11	1.20
	10.95	6.31	7.79	16.82	55.79	93.17	0.79	3.96	2.51	2.11
	14.48	6.12	11.18	22.99	28.62	201.61	0.24	7.48	5.07	1.45
京 大 兵 奈 和 歌 県	10.75	4.46	8.35	16.93	28.87	131.58	0.42	4.11	2.11	2.42
	10.90	5.20	3.20	17.16	43.42	113.31	0.75	3.76	1.84	2.58
	12.15	7.74	8.53	17.38	42.27	144.53	0.42	4.67	2.45	2.96
	13.69	7.34	9.86	24.47	64.00	109.29	0.54	4.03	4.56	2.15
	12.04	4.77	9.62	21.83	43.37	67.34	0.40	3.21	3.21	2.81
鳥 島 岡 山 県	8.91	4.91	3.67	18.57	38.50	131.58	0.71	2.85	1.78	1.78
	8.91	11.20	5.14	5.24	42.74	99.34	—	4.58	3.06	0.76
	9.89	5.36	3.42	11.13	29.64	125.39	0.27	2.98	3.25	1.90
	11.23	4.48	8.31	22.73	44.81	80.52	0.66	3.77	3.30	1.89
	11.83	5.35	7.34	28.40	30.62	126.05	0.40	4.03	3.23	2.02
徳 香 愛 高 福 県	13.79	10.36	12.43	12.36	55.63	59.88	0.26	6.64	4.09	1.02
	9.64	5.72	7.38	18.95	24.81	96.62	0.25	3.04	2.03	2.54
	9.31	4.27	7.81	12.23	39.55	52.26	0.83	3.61	1.67	1.53
	9.11	5.49	7.06	17.94	19.34	63.90	—	4.82	1.88	1.07
	11.12	6.85	9.53	12.53	37.59	90.28	0.30	4.89	2.40	2.30
佐 長 熊 大 富 鹿 児 島 県	13.42	10.79	10.06	13.85	39.64	107.53	0.63	5.03	2.94	3.77
	13.90	8.81	12.02	13.50	27.18	53.48	0.50	5.86	3.18	2.38
	12.91	8.05	7.05	17.99	45.59	135.56	0.43	4.16	4.16	2.88
	15.37	13.05	8.73	20.26	64.03	95.97	0.84	6.59	3.55	2.20
	13.29	6.94	8.62	16.55	59.94	86.06	0.49	3.61	4.27	2.79
	16.23	5.73	10.49	18.93	43.87	76.10	0.59	6.49	4.23	3.34

注：1) 外妊・流産等には外妊・流産後死亡の他，その他の外傷を伴う分娩及びその他の異状分娩による死亡を含む。

2) 死亡率 = $\frac{\text{母性死亡数}}{\text{出生数} + \text{後期死産数 (自然・人口)}} \times 10,000$

ってこれら3死因の母性死亡中に占める比率は戦後を通じてほとんど変わっていない。すなわち、昭和23年で中毒症32.7%、出血24.2%、14.0%であったのに対し、昭和38年ではそれぞれ38.9%、24.2%、14.1%である。しかし各死因について年齢別にみれば、主要分娩年齢では改善がみられるけれども、高年齢においては中毒症および外妊・流産の実際の死亡率が高まっており、年齢別での死因構造には多少不規則な年次変動が生じている。(表5)

2. 地域的にみた近年の母性死亡

戦後の母性死亡の改善は、主として戦後の混乱期をすぎた昭和30年以後に起っているのので、この期間について地域別に年齢別および死因別の観察を行なう。昭和30年以後の動態統計では府県別の年齢別死産数は妊娠第8ヶ月以後の死産だけの集計となっているので、それ以前のものを知ることができない。それでこの章での母性死亡率は、いわゆる後期死産を用いて、 $\text{母性死亡率} = \text{母性死亡数} / \text{出生数} + \text{第8ヶ月以後死産数}$ (自然・人工)として算出した。母性死亡の実際の危険性の多くは妊娠第8ヶ月以後に起ることを考えれば、むしろ後期死産で計算したほうが母性死亡の実態を拡大して示すことになるともいえる。

(1) 年齢別死亡率の地域的分布

昭和30~38年を3ヶ年ごとの3期に区分して、都道府県別に5歳階級で年齢別の母性死亡率をみると(表6-①)、昭和36~38年では各年齢階級の最高死亡率は20~24歳大分、25~29歳徳島、30~34歳岐阜、35~39歳石川、40~44歳滋賀であり、最低死亡率は順にそれぞれ新潟、鳥取、島根、福井、群馬である。年齢別死亡率の地域的分布は全般的にみて西日本に高率県の多いのがめだち、35歳以上の年齢階級でこの傾向が著明である。昭和30~32年に対する昭和36~38年の低下率においては20~24

表7 地域別にみた年齢別母性死亡率の低下(昭和36~38年)
(昭和30~32年地域別、年齢別死亡率を100とした
36~38年の指数)

地 方・大 都 府 県	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44
全 国	53.4	66.2	73.4	99.9	124.5
東 北(除宮城)	60.0	73.0	87.5	79.4	140.9
関 東(除東京、神奈川)	60.1	68.5	66.6	97.0	100.4
北 陸	46.8	80.6	86.5	110.0	104.6
東 山	42.4	83.4	57.7	114.6	172.3
東 海(除愛知)	52.8	60.5	96.7	120.3	137.7
近畿(除京都、大阪、兵庫)	39.3	90.7	75.8	123.4	112.9
中 国	54.0	50.7	80.6	98.7	139.1
四 国	42.5	52.9	66.8	89.2	130.8
九 州(除福岡)	71.8	85.1	84.9	142.3	160.9
東 京	51.9	62.5	60.8	80.9	50.6
神 奈 川	44.8	58.6	72.9	62.0	143.8
愛 知	45.8	60.3	59.2	71.9	101.5
京 都	47.4	64.7	70.9	79.6	191.6
大 阪	40.7	66.0	57.9	114.1	130.2
兵 庫	55.0	59.8	69.7	91.1	145.9
福 岡	64.9	72.7	66.4	98.0	144.0

歳で山梨・富山、25~29歳で香川・鳥取、30~34歳で島根・岡山、35~39歳で高知・福井40~44歳で福井・群馬などの減少の大きいのが目立った。

大都市を含まない県を地方別に小括し、地方ごとの県平均死亡率を算出して、36~38年を30~32年に対する割合であらわすと(表7)、改善の程度が各年齢ともに全国的に及ばないのは九州地方、ほぼ平均に近いのは関東・東海・中国地方、平均を上回るのは四国地方と東京・神奈川・愛知・京都の大都市を含む都府県となっている。大阪・兵庫とともに主要分娩年齢での改善が平均を上回っており大都市を含む地域での低率化が顕著である。ここに福岡だけは例外で、九州地方の改善のおくれと符合している。

(2) 死因別死亡率の地域的分布

母性死亡の主要死因について年齢別の場合と同様の方法によって府県別の死亡率を求めると(表6一ロ), 産褥熱, 中毒症, 出血, 外妊・流産等による死亡は, 順にそれぞれ, 昭和36~38年最高山梨・青森, 滋賀, 佐賀, 同年最低福井・島根・高知, 鳥取, 富山, 島根となる。地域的には九州地方で4死因とも全国平均を上回るのが注目される。また出血による死亡が外妊・流産等よりも低率な地域は, 昭和30~32年では大都市を含む都府県だけに限られているが, 昭和36~38年になると全国的に及んでくる。

さらに, これを地方別に小括して昭和30~32年に対する昭和36~38年の割合として比較すると(表8), 大阪では産褥熱が上昇した例外を除いては全死因ともに低率となっているが, 九州地方と東北地方では4死因のすべてについて全国平均よりも改善が遅れており, その程度は九州地方がはるかに著しい。死因別にみて死亡率低下の特に鈍い地方としては, 中毒症で福岡, 東山, 北陸, 出血で近畿, 九州, 外妊流産等で九州, 東北があげられる。

母性死亡率の府県別の分布(表9), は, 変異係数で見ると年次的にしだいに分布の巾が減少するが, 昭和30~32年を最小としてその後は逆に増大している。この傾向は各死因についてもあらわれており, 母性死亡構造に関係する要因が複雑であることを示唆している。その一因として考えられているのは戦後に激増した人工妊娠中絶で, 中絶率の最も高い昭

表8 地域別にみた死因別母性死亡率の低下(昭和36~38年)
(昭和30~32年地域別, 死因別死亡率を100とした36~38年の指数)

地方・大都市	国	産褥熱	中毒症	出血	子宮外妊・流産後死亡等
全	64.4	61.5	65.2	61.1	59.8
東 北(除宮城)	68.7	70.9	67.0	65.8	70.2
東 東(除東京, 神奈川)	63.4	67.5	57.8	63.7	65.9
北 陸	65.9	28.9	75.9	60.5	55.9
東 山	69.9	*357.9	76.8	61.6	51.3
東 海(除愛知)	67.7	52.9	64.9	70.4	70.5
近畿(除京都, 大阪, 兵庫)	66.2	31.2	65.3	96.0	54.9
中 国	57.3	63.1	57.1	60.0	44.7
四 国	56.7	46.6	74.6	44.0	41.1
九 州(除福岡)	84.6	75.3	95.4	81.9	85.3
東 京	56.5	31.5	54.6	66.8	46.9
神 奈 川	56.9	40.9	63.6	45.3	34.1
愛 知	53.7	80.0	53.0	60.5	31.9
京 都	65.3	89.4	68.6	59.8	55.6
大 阪	59.2	144.2	49.9	40.0	65.8
兵 庫	62.0	47.2	61.4	56.3	60.0
福 岡	67.6	96.8	84.5	56.9	51.3

注* 山梨県の30~32年産褥熱死亡零のため。

表9 年次別, 死因別母性死亡の平均死亡率・標準偏差・変異係数

死 因 別	昭和15年	25 年	30~32年	33~35年	36~38年
1. 総母性死亡					
平均死亡率	24.11	17.48	17.12	14.41	11.27
標準偏差	4.43	2.50	2.21	2.35	1.89
変異係数(%)	18.37	14.30	12.91	16.31	16.77
2. 産 褥 熱					
平均死亡率	4.20	1.66	0.77	0.70	0.48
標準偏差	1.37	1.11	0.37	0.38	0.26
変異係数(%)	32.62	66.87	48.05	54.29	54.27
3. 妊 娠 中 毒 症					
平均死亡率	7.77	5.85	6.44	5.50	4.31
標準偏差	2.24	1.21	1.18	1.14	1.04
変異係数(%)	28.83	20.68	18.32	20.73	24.13
4. 出 血					
平均死亡率	6.66	4.94	4.50	3.78	2.89
標準偏差	1.90	1.24	0.98	1.15	0.86
変異係数(%)	28.68	25.10	21.78	30.42	29.76
5. 子宮外妊娠・流産後死亡等					
平均死亡率	2.37	...	3.36	2.71	1.99
標準偏差	0.96	...	0.83	0.76	0.67
変異係数(%)	40.51	...	24.70	28.04	33.67

注: 1. 死亡率は妊娠後期出産数10,000に対する値。

和30～32年が府県別死亡率の格差の最も低い年次に一致していることは、興味のもたれるところである。昭和32年度の人工妊娠中絶率が全年令では40.4%、死亡率の高い高年での30～39歳で53.3%、40～49歳で80.4%であることをおもえば、これによる影響を無視するわけにはいかない。

む す び

明治以後のわが国の母性死亡は、社会的・経済的な事情にはばまれながら、4度にわたる改善の停滞期を経過して今日に及んでいる。最近において、出血による死亡が外妊・流産を下回る傾向が全国的に及んできたことは各地域での死因構造がいわば大都市型に変わりつつあることを示しているようである。しかし死亡率の改善速度は諸外国にくらべていちじるしく立ち遅れており、わが国の母性死亡には多くの問題点を生じている。たとえば死亡率の改善の起っているのは主要分娩年齢についてだけで、高年妊婦においては妊娠中毒症および子宮外妊娠・流産後死亡で増加しており、出血でも横ばい状態である。そのうえ、高年初産婦の割合が、外国とは反対に、上昇を続けている。また戦後に普及した人工妊娠中絶は一面では初産の年齢を高めて妊娠中毒症増加の要因となり、他面では出血や子宮外妊娠の誘発原因としてはたらくことも考えられる。長い妊娠期間を通じて必要とされる衛生管理も特に農山村地域では今後の課題が多いであろう。

Trend in the Maternal Mortality in Japan

Shimako OGINO

This paper deals with the process of improvement of the maternal mortality in Japan from 1900 to 1964.

The maternal mortality in Japan has been declining in this period, but this decline was achieved by four stages of period on each of which almost no decline in the former half of the period was followed by a rapid decline in the latter half.

The stages are 1) upto around 1910, 2) from around 1910 to 1925, and 3) from around 1925 to 1945, and 4) after around 1945 (the postwar period).

Death rate from the "puerperal fever" which had been a major cause of death in maternal mortality for a long time began to show a remarkable improvement since around 1925 and this cause of death is no more than a minor one in recent years.

On the other hand, death rates from the "toxaemias of pregnancy and puerperium", the "haemorrhage of pregnancy and childbirth", the "ectopic pregnancy" and the "abortion without mention of sepsis and toxæmia" have shown in general only a slow decline and this tendency has been preventing the maternal mortality as a whole from a remarkable improvement.

Especially deaths from the "toxaemias of pregnancy and puerperium" have a tendency of gradually increasing their proportion among total maternal deaths.

Observing the maternal mortality by age groups, an actual increase in the mortality is noticed among those in higher ages (around 30 years or more).

書 評

スタンレー・L・フリードランダー『労働力移動と 経済発展——ポルト・リコの事例的研究——』

Stanley L. Friedlander, *Labor Migration and Economic Growth, A Case Study of Puerto Rico*, The M.I.T. Press, Cambridge, 1965, ix+181 pp.

人口・資源比率の高い地域の人口集団が人口増加の圧力に直面したばあい、その人口集団が人口圧力に respond する人口学的行動には2つある。1つは出生力抑制の行動であり、他は人口移動—移民—である。

後者の人口学的行動によって人口増加の圧力に対して積極的なかわの努力が行なわれた典型的な事例としては2つある。1つは19世紀中葉におけるアイルランドであり、他の1つは丁度100年後の20世紀中葉におけるポルト・リコである。いずれのばあいにおいても大規模な移民が行なわれたが、移民先が両者ともにアメリカ合衆国であることは興味深い。

特に、ポルト・リコの事例は、今日の世界人口の3分の2以上を占め、共通の人口・経済的こんなんの条件をもった低開発地域における経済離陸成功の唯一の経験として重大な意義をもっている。本書は、この極めて貴重な demographic laboratory としてのポルト・リコの人口移動（移民）と経済発展との関係をあきらかにしようとした注目すべき労作である。

ポルト・リコはわずか20年間に、停滞的・農業的社会から脱却し、顕著な工業化社会への発展をなしとげた。20年間の年平均経済成長率は6.3%に達し、1人あたり国民所得は100弗から662弗と6倍以上の上昇を示した。1940年の農村人口比率は67%、1947年の農業就業人口比率は40%であったのが、1961年の農業就業人口は24%に減少した。

このような急速な経済成長に貢献した人口移動（アメリカへの移民）の役割、効果についての著者の見解を要約すると次の如くである。第1は人口増加圧力を収縮せしめるに足る規模の人口移動により、移民がなかったとしたばあいの推計人口増加年率3.5%（1950～1960）から実際の増加率0.6%に低下した。第2は移民の大部分が単純労働者であるため、熟練労働者比率や労働・土地比率ならびに資本・労働比率を高めることとなり、産業各部門における労働生産性の増大に貢献した。同時に、従来から存在していた偽装失業や完全失業を減少せしめた。第3は、出生力の低下である。1940年の死亡率低下の開始から7年間のおくれをもって出生率の低下が始った。1947年の出生率44%が今日では20に低下した。著者は出生率および総出生率について多元回帰分析（pp.63～73）を行ない、所得水準と教育が出生力低下の2大要因となっていることをあきらかにしている。

ポルト・リコの経験の transfer value については、一般に知られている如く独自のケースであるため問題がある。アメリカ合衆国との間における移民の自由、共通の通貨、アメリカ政府の巨大な援助、アメリカ資本の莫大な投資等低開発諸国にただちに適用されがたい多くの政治、行政、経済上の条件が与えられている。著者はこの点を充分認識した上で、なお、経済開発過程における重要な戦略的変数としての移民の役割を主張している。“適切な条件が存在し、移民と連結して経済開発のなんらかの手段が使用されるならば、移民は、低開発、人口稠密国の経済成長に対して決定的な影響をもちうるものであることを、本研究は示している”と著者は結んでいる。

本研究に関連して問題点を指摘すると次の如くである。第1は出生率は著しく低下したとはいえなお30%の水準にあり、経済成長度に比較しなお高い点に対する社会的側面からの検討が必要ということ。第2は北海道人口の半分以下、面積では10分の1強のポルト・リコの経験は、政治行政の観点を考慮に入れると、国内における人口移動と地域開発の問題にも適用の可能性がある。という点である。（黒田 俊夫）

村松 稔, ポール・A・ハッバー (編)

『ポピュレーション・ダイナミクス』

Minoru Muramatsu and Paul A. Happer (ed), *Population Dynamics,
International Action and Training Programs*, The Johns
Hopkins Press, Baltimore, 1965, viii + 248 pp.

本書は1964年にアメリカの The Johns Hopkins School of Hygiene and Public Health で開かれた国際人口会議の論文と討論を取録したものである。この会議の目的は、現在の家族計画の実情と家族計画に関する実際の Programs を検討することにあつたが、各論文の内容は制限された紙数の中にそれぞれの国における実情と問題点が要点的にまとめられていて、現時点における家族計画の実際の Programs を概観するには極めて有益な本と云えよう。第I章ではインド、パキスタン、プエルト・リコ、日本、韓国、台湾、大陸中国と東アジア在住中国人について、第II章ではアメリカ合衆国、チリその他のラテンアメリカについて、それぞれ家族計画の実態と Programs の問題点が整理されており、第III章では社会科学、生医学、公衆衛生学の立場からの Programs への寄与と問題点が主として調査や要員養成との関連で述べられている。ここで各論文についての検討を行なうことはできないが、全体を通じて云えることは、具体的な事実や資料に基づいて、住民の態度、行政機関や民間機関の参与と役割、各種の研究員や要員の養成と組織化、避妊用具の配布とその形式、Program の費用、その他あらゆる問題が、各国や国内各地域の特殊性と Programs の進行段階に応じて経験主義的に検討されていることである。そしてそうした検討から数多くの重要な結論と問題点が導き出され、次の段階への手がかりと展望が指摘されていることである。したがって、さまざまな発展段階における問題点を相互に比較し、関連づけて考察することができ、とくに実際に家族計画の Program を設計、推進するものにとっては、幾多の示唆に富んだ教訓が得られるであろう。

ここではそうした幾多の注目すべき結論や指摘の中から一つだけ、家族計画の基盤としての文化や社会経済についての指摘を整理しておく、インドにおける“女子労働力の増大を可能にする法律は結婚年齢を高め、小家族を指向し、通学児童率を高めるものであるが、その効果は少ない”という指摘、パキスタンにおける“幼少期から労働力化させられる子供は財産として考えられており、また両親の保障となり、しかも幼児死亡率が高いという事情は、家族計画の普及を困難にしている”という指摘、プエルト・リコに関する“全ての Programs は、それぞれの地域の文化的、社会経済的、地理的、技術的特殊性に適応させるべきである”という指摘、ラテン・アメリカにおける“大多数の社会におけるエリートは、国民は多くの子供を欲しがる故に多くの子供を持つのだと信じている”という指摘などは、いつでも基本的な規定として、文化的経済社会的基盤が家族計画の Programs に影響していることを指摘したものである。この点 Tauber 女史が先進諸国に関して“出生率低下政策および出生率低下そのものは、政府形態や社会組織と直接関連していない。……宗教は必ずしも重要な要因でない。……文化や人種や倫理体系は再生産(人口)の水準や動態に必然的な関係をもっていない”と述べ、なお推測として“急激な社会変化や伝統の崩壊や文化面での打撃は、家族制限に対して、連続性を保持する緩慢な順応よりも、一層大きな誘導性を持つ”と述べていることは、“出生率の低下を実現する最初の後進国は共産中国であろう”という発言と合わせて、極めて重要な、家族計画と文化・社会経済的基盤の関係に関する問題を提起していると云わなければならないであろう。

そして本書の弱点は、以上のような重要な指摘が行なわれながら、その点に関する掘り下げ方が弱いことにあると云ってよい。このことは、会議の目的から、また会議用の論文であるという制限から云って当然のことでもあるが、家族計画が社会経済的基盤に基本的に制約され、影響されるという認識がある以上、この点の検討を抜きにしては、いかなる Program も困難性にぶつかる運命にあると云わざるを得ないであろう。

(宮川 賢)

昭和41年度実地調査の施行

人口問題研究所では、昭和41年度の実地調査として「結婚および出産と経済的社会的条件との関係に関する調査」を実施した。調査の要綱を掲げれば以下のごとくである。

結婚および出産と経済的社会的条件との関係に関する調査要綱

(昭和41年5月1日)

1 調査目的

わが国戦後の出生率は画期的な低下を実現し、最近ではほぼ安定水準に落ち着いた観があるが、なお今後の変動については多くの問題を含んでおり、その動向はきわめて注目すべきものがある。この調査は出生率変動の背景にある国民生活の現状が人口再生産力の見地からみてどのような状況にあるかを明らかにし、人口政策の策定に必要な資料を整備することを目的とする。

2 調査方法

配柴自計主義による一般調査とその一部に対する事例調査に分けて実施する。

3 調査対象および調査地域

A 一般調査

調査地域および調査区の最終決定は係官出張のうえ、都、県または市町村当局と協議する。調査区は国勢調査のそれによる。

調査地域は、都市の部として、大都市1、中都市2、小都市2、計5都市を選び、農村の部として東北地方および九州地方から各2か村計4か村を選ぶ。

調査対象は選定された調査区における普通世帯合計10,000世帯とし、その地域別配分は下表のとおりとする。

調査票の配布、点検、回収については関係市町村当局の協力をあおぐ。

B 事例調査

一般調査の対象世帯のなかから調査目的にかなう世帯を都市グループ60世帯、農村グループ40世帯、計100世帯を選び生計費調査を行なう。

グループ	調査地域数	地域	調査区域	一般調査対象世帯数	事例調査世帯数
大都市	1	東京都区部の1地域	50	2,000	20
中都市	2	宮崎県宮崎市	25	1,000	10
		新潟県新潟市	25	1,000	10
小都市	2	広島県三原市	25	1,000	10
		山形県鶴岡市	25	1,000	10
農村	2	秋田県峰浜村、仙北村	50	2,000	20
〃	2	佐賀県川副町、玄海町	50	2,000	20
計	9		250	10,000	100

4 調査時期

一般調査は昭和41年5月1日の事実について行ない、おそくとも6月30日までに本研究所に回収するものとする。事例調査は昭和41年9月1日から30日までの事実について行ない、おそくとも10月30日までに本研究所に回収するものとする。

5 主要調査事項

A 一般調査（細目は調査票参照）

(1) 世帯票

世帯主の氏名，世帯の場所，世帯業態，耕地面積，山林面積，所有する漁船の数，従業員数，家計の形からみた類型，常住世帯員および扶養関係ある非常住家族の氏名，続柄，性，出生年月，学歴，配偶関係，有業・無業別，現職，仕事の程度，扶養の方向，住所，等。

(2) 夫婦票

夫および妻の氏名，出生年月，学歴，結婚年月，結婚時の職業，現在の職業，仕事の程度，夫婦が扶養している人の続柄，年齢，同居・非同居別，夫婦へ金を仕送る人の続柄，年齢，同居・非同居別，出生順位別出生児の性，出生年月，出生時の夫・妻の職業，生・死の別，学歴，有業・無業別，子供の結婚年月，等。

B 事例調査

(1) 世帯の生計費

家計簿の記入により世帯の収入および支出を調査する。収支を費日別，用途別に調査し，結婚，出産，扶養の実態のはあくに資する。

(2) 結婚適齢期の未婚の者の個人別収支

家計簿の記入により収支を調査し，収支が結婚に与える諸影響を調査する。

6 主要集計事項

A 一般調査

(イ) 世帯業態別家族構成，家計の類型別世帯数，その他B事例調査対象を選定する参考に資するもの。

(ロ) 夫および妻の結婚年齢と結婚時の職業との関係，夫婦の年齢別，学歴別仕事の程度別構成，夫の職業別出生児数，妻の職業別出生児数，夫および妻の職業別出生間隔，夫婦の結婚時の年齢と子供の結婚年齢との関係，およびB事例調査対象を選定する参考に資するもの。

B 事例調査

(イ) 結婚適齢期の未婚者の性別・年齢別収入額，同収入の種類別収入額，同支出額，同支出の費日別，用途別支出額，等。

(ロ) 夫（および妻）の年齢別・職業別収入額，夫（および妻）の年齢別・職業別支出額，子供数（子供の年齢・就学状況別）別夫婦の支出額，同支出の費日別・用途別支出額，扶養者数別・支出用途別支出額，等。

定例研究報告会の開催

(昭和41年4月～7月)

昭和41年度

<回>	<年月日>	<報告題名>	<報告者>
1	昭41. 4. 20	昭和40年度調査研究実績概要報告	各部科・課
2	昭41. 4. 27	昭和40年度調査研究実績概要報告(つづき)	各部科・課
3	昭41. 5. 11	わが国労働力人口の現状と将来推計値	濱 英彦技官 山本千鶴子技官
4	昭41. 6. 1	日本の人口資質の現状と問題点 ——第2次人口白書に関連して——	篠崎 信男 技官
5	昭41. 6. 8	「日本都市学会第13回大会」(昭41.5.28・29)概況報告	上田 正夫 技官 黒田 俊夫 技官
	〃	昭和41年度実地調査「農村における中高年労働力資質の 保持改善に関する基礎的調査」(案)について	篠崎 信男 技官
	〃	「第5次出産力調査」(昭和42年度実地調査)計画の概要	小林 和正 技官

年月日：1966年7月30日

用務：人口問題研究についての韓国同研究と本研究との連絡協力について打ち合わせ

連絡機関：韓国経済企画院

- Dr. Polychronopoulon Antonia: Department of Preventive Medicine, University of Athens, Greece

年月日：1966年7月30日

用務：日本における人口問題の調査研究状態の視察

連絡機関：Michigan University, Demographic Center

第18回日本人口学会大会

第18回日本人口学会総会ならびに研究発表会は、昭和41年5月13、14の両日東京・中央大学会館において開催された。今回は、『人口論』の著者マルサスの生誕200年を記念した大会として、一般研究発表とは別に「マルサス関係研究発表」もとくに行なわれた。また、同会館の一室に「マルサス史料展」を設け、19世紀に出版されたものを中心にしたマルサス関係の外国文献約100点、邦文文献約50点が展示された。

なお、総会では任期（2か年）満了による役員の変更が行なわれ、次期の役員として下記の諸氏が選出された。

(ABC順)

会長	永井 亨	(財団法人人口問題研究会理事長)
常務理事	水島 治夫	(九州大学名誉教授)
	森田 優三	(青山学院大学教授)
	南 亮三郎	(駒沢大学教授)
	館 稔	(人口問題研究所長)
	寺尾 琢磨	(慶応義塾大学教授)
理事	古屋 芳雄	(日本家族計画連盟会長)
	小山 栄三	(立教大学講師)
	岡崎 文規	(竜谷大学教授)
	篠崎 信男	(人口問題研究所人口資質部長)
	曾田 長宗	(国立公衆衛生院長)
	上田 正夫	(人口問題研究所人口移動部長)
監事	黒田 俊夫	(人口問題研究所人口移動部移動科長)
	三原 信一	(東洋大学教授)

研究発表会において行なわれた報告題名および報告者を掲げると次のごとくである。

第1日（5月13日）

○一般研究発表

- 1 日本のモデル生命表—— q_x パターンの探究——……………安川 正彬（慶応義塾大学）
- 2 日本縄文時代人の死亡年齢……………小林 和正（人口問題研究所）
- 3 生存競争の数学的理論の社会・経済現象への応用……………吉原 友吉（東京水産大学）
- 4 労働力人口の就業形態について……………岡崎 陽一（人口問題研究所）
- 5 在日朝鮮人の人口……………水島 治夫（九州大学）
- 6 都道府県別所得と人口移動……………館 稔（人口問題研究所）
伊藤 秋子（お茶の水女子大学）

○マルサス関係研究発表

- 1 マルサスにおける穀物賃金と福祉……………水野 朝夫（中央大学）

- 2 マルサスにおける生活標準の観念……………大淵 寛 (中央大学)
- 3 マルサスの寿命説について……………安倍 弘毅 (久留米大学)
- 4 後進国の人口波動と人口の経済構造変動……………石 南国 (函館大学)
- 5 マッケンロートのマルサス批判……………皆川 勇一 (人口問題研究所)
- 6 現代におけるマルサス……………吉田 忠雄 (明治大学)

第2日 (5月14日)

○一般研究発表

- 7 人口移動の一般理論について……………兼清 弘之 (亜細亜大学)
- 8 Zipf の順位法則の成立機構……………鈴木 啓祐 (流通経済大学)
- 9 都市化と大都市人口の構造分化—大阪市の人口動態を中心にして—東田 敏夫 (関西医科大学)
日比 健 (”)
- 10 出生力解析の方法論の発展……………木村 正文 (国立公衆衛生院)
- 11 出生力に及ぼす社会・心理的要因：実地調査の概要……………河野 稠果 (人口問題研究所)
- 12 社会移動と出生行動……………安田 三郎 (東京教育大学)

○マルサス関係特別講演「マルサスの旧地をたずねて」……………南 亮三郎 (駒沢大学)

○シンポジウム「マルサスと現代」……………座長・南 亮三郎 (駒沢大学)

- (1) デモグラフィの立場から……………黒田 俊夫 (人口問題研究所)
- (2) 経済学の立場から……………寺尾 琢磨 (慶応義塾大学)
- (3) 後進国の問題点から……………板垣 與一 (一橋大学)

日本都市学会第13回大会

昭和41年5月28(土)、29(日)の2日間にわたって、日本都市学会第13回大会が松本市において開催された。本研究所から、上田正夫(人口移動部長)、黒田俊夫(人口移動部移動科長)、内野澄子(人口移動部移動科)の3技官が参加し、研究報告を行なった。なお、岡崎陽一技官(人口政策部主任研究官)も研究報告を行なう予定であったが、実地調査の出張と重なり欠席した。

自由課題は16題で、5月28日の午前、3部会に分けての報告が行なわれた。本研究所からの参加者の報告題目は次のとおりである。

上田正夫：大都市人口の変動要因に関する研究

黒田俊夫・内野澄子：大都市圏革命と地域開発——人口の居住空間立地の動向からみた分析——

岡崎陽一：労働移動からみた都市地域の機能(欠席)

共通課題として、「都市学の成立」と「新産業都市の課題」の研究報告が第1日の午後行なわれた。都市学会各支部から、あらかじめ指名された会員が報告を行ない、活発な討論が行なわれた。

第2日は、松本市役所主催の「松本市および新産都市(松本・諏訪地区)」の視察が行なわれた。

参加者は130名に達したが、美ヶ原温泉ホテルにおける泊り込みの研究報告会はきわめて効果的であった。今回の大会のシンポジウムは上述のように2種あり、時間的に制約があったが、都市の理論的研究と新産都市という現実的課題とを平行的に取り上げたことは、「都市学」に課された宿命的な使命ともいえよう。

都市学会年報として『都市学の成立と課題』が刊行されたことは、都市学会の新しい発展段階を示すものであるとともに、都市学に対する積極的展開に対する意欲の現われとみることができよう。黒田、岡崎両技官は、それぞれ人口学および経済学の観点から都市研究への接近と役割についての論文を年報に寄稿したが、いずれも multi-disciplinary science である人口学と都市学の相互接近も新しい課題であるといえよう。

(黒田俊夫記)

国際家族計画連盟第2回西太平洋地域セミナー

1966年5月26・27両日、東京・保健会館において、標記のセミナーが開催された。香港、韓国、日本、台湾および沖縄の I P P F (国際家族計画連盟) 西太平洋地域諸国のほか、さらに地域外からセイロン、デンマーク、インド、インドネシア、パキスタン、フィリピン、タイおよび U S からの参加があった。参加者は上記の13か国から外国人44名、日本人57名で予想を越える盛会であった。

第1日の5月26日、開会式で始まったが、I P P F 会長 Lady Rama Ran、日本家族計画連盟古屋芳雄会長、鈴木善幸厚生大臣ならびに I P P F 地域協議会長 Mrs. Veronica Browne のあいさつがあった。

第1日の共通課題は communication と motivation の経済的社会的側面を中心とした。午前、開会式につづいて報告会にうつり、筆者(館)が司会して、(1) Dr. Tae Ryong Kim (ソウル国立大) が韓国都市における communication の各種の方法の効果、(2) Mrs. Laura Li Fook Wo (香港家族計画協会) が同協会の実地指導員に関する研究、(3) Dr. K. K. Chang (台湾, Sino-American Joint Commission on Rural Recoustruction) が台湾における motivation の分析、(4) 河野稠果博士(日本, 人口問題研究所) が日本における出生力の経済的社会的な作用要因についてそれぞれペーパーを提出して報告をなされた。(5) 野津聖博士(日本, 厚生省) は日本の家族計画の行政面についてペーパーを提出された。

第1日午後は村松稔博士(日本, 国立公衆衛生院) 司会で、motivation と communication に関するパネル討議が行われた。パネリストは Mrs. Wo (香港)、Dr. Sang Hwan Song (Yonsei 大)、Dr. K. K. Chang (台湾) および菊地浩博士(山形県衛生部長) であった。

第2日の共通課題は医学面で、午前中、Mrs. Browne (香港) を司会者として、(1) 松本清一教授(群馬大) の絛虫受胎調節剤の医学的研究、(2) Dr. Hee Yong Lee (ソウル国立大) の男性断種ノイローゼの研究、(3) Dr. Esther Anderton (香港) の IUD (Intrauterine Device) の臨床評価、(4) 小林拓郎博士(東京大) の脳視床下部による GRF (Gonadotropin-Releasing Factor) による脳下垂体性腺刺激ホルモンのコントロールに関する研究、(5) Dr. Hsia-Chang Chen (台湾人口センター) の面接による IUD 挿入者の追跡調査および(6) Dr. Hyun Mo Kwak (Yonsei 大) の Lyndiol 5 MG の臨床研究についてのペーパーの提出と報告とがあった。

第2日午後は、IUD についてのパネル討議で、Dr. Han Su Shin (ソウル大教授、地域医学委員長) を司会者として、パネリストは Dr. Violet Lee (香港家族計画協会)、Dr. Young Sun Yun (韓国家族計画協会)、Dr. K. K. Chang (台湾) および村松稔博士であった。

多数のペーパーが配布されたが、おもなものは次のごとくであった。(1) Mrs. Shu Shin Hsu-Wong (台湾 MCH 協会) の民間機関の役割、(2) Dr. Sang Whan Song (Yonsei 大) その他の韓国農村における IUD の受容と効果、(3) Dr. Han Su Shin の韓国における IUD の臨床研究、(4) Prof. Hae Young Lee (ソウル国立大) の韓国中都市における家族計画の状態、(5) Dr. L. G. Aromogam (スウェーデン・セイロン・プロジェクト) のセイロン農村における IUD の導入、(6) Mrs. M. Ramanathan (同上) のセイロンにおけるインド人口における家族計画の経験、日本側では、(1) 石浜淳美博士(岩手医大) その他の IUD の長期挿入に関する細胞学的組織学的研究、(2) 松本清一教授その他の Lippes' Loop と太田リングの比較研究、(3) 松永英博士(国立遺伝学研究所) の日本の家族計画の遺伝学的影響、(4) 太田典禮博士の中絶と優生保護法、(5) 黒田俊夫氏(人口問題研究所) の社会変動と再生産行動、(6) 館 稔・中野英子(同上) の分娩後閉経期間の人口学的意義。

今回のセミナーでは、とくに、各国における科学的調査研究の長足の発展が目立ち、事実上、地域間セミナーとなったことは、研究、意見、経験の交換を著しく多彩なものとし、このセミナーを成功に導いたといえる。

(館 稔記)

韓国人口問題研究所長の来訪

韓国人口問題研究所長 邊 時敏先生には去る7月29日に来日され、翌30日日本研究所を来訪された。8月3日午後には、本研究所定例研究報告会に先生をお迎えして、館所長以下研究員一同、邊先生より韓国の人口問題研究所の創立、来歴、組織、活動状況、今後の計画、研究交流についてお話を拝聴し、また各部科（課）長より所の研究活動について御説明を申し上げるとともに、種々懇談、意見交換を行なった。なお、この機会に邊所長にとくに、韓国の人口問題研究所の概要について一筆お願い申し上げたところ、快くお引き受け下され、さっそく下記掲載の玉文を賜わった。ここに厚く感謝の意を表する所である。

韓 国 の 人 口 問 題 研 究 所

The Institute of Population Problems

Seoul, Korea

邊 時 敏

PYUN, SI-MIN

私の関係して居ります韓国の人口問題研究所は釜山にある東亜大学の人口学教授であった朴奎祥議員が国会で国立人口問題研究所の設立を提議したのが契機になって昨年7月29日に創立し満1年になりましたばかりであります。然し研究の自由と優秀な研究員を確保するために国立ではなく国庫から経費全額の補助を受ける特殊法人即ち社団法人であります。研究所の基本的運営・予算決算は理事会の決議事項になって居りますし研究に関しては人口学・経済学・社会学・統計学・保健学の分野にたずさわって居る著名な大学教授35名からなる研究委員会で決定することになって居り、研究員と事務員は合せて25名居ります。所の機構は日本の人口問題研究所に類似して居ります。研究部には第1部と第2部があり人口の推計・移動・分布の3課は第1部に、人口の政策・資質・能力の3課は第2部になって居り、そのほかに総務と資料の2課があります。研究の重点は人口に関する理論的な研究にも置かれて居りますが、それよりもより現実的な人口問題に集中されて居ります。人口緩和策としての家族計画に関する研究、農村潜在失業人口問題、人口大都市集中現象に関する研究などはもっとも緊急を要する研究課題になって居ります。これらに関する研究結果は、「人口問題論集」No. 1, 2 に収録し既に出版致しましたが、そのほか昨年上記の朴議員の依頼を受け「母子保健並びに国民資質向上に関する法律案」を検討修正し、それは今国会で審議中であります。この法案は日本の国民優生法にならったものですが日本のように強制条項は一つもないのが特徴であります。今年の5月にソウル市を母集団とし出生・家族計画・移入動機などに関する実地調査を行いましたし、研究員4名が日本で人口に関する教育を受けることになって居ります。

 THE JOURNAL OF POPULATION PROBLEMS

(JINKO MONDAI KENKYU)

Organ of the Institute of Population Problems of Japan

<i>Editor:</i> Minoru Tachi	<i>Managing Editor:</i> Toshio Kuroda
<i>Associate Editors:</i> Tomiji Kaminishi	Kazumasa Kobayashi
Minoru Miyakawa	Yoichi Okazaki
	Kiichi Yamaguchi

CONTENTS

Articles

- Economic Growth and Change of Agricultural and Fishing
Population.....Shigeru Hayashi and Takayuki Inoue... 1~15
- Changes of Labor Mobility in Agriculture through the Period
of High Economic Growth of Japan.....Yuichi Minakawa...16~31
- On the Actual State of School-age Children Not Attending
School and Attending Special School.....Hisao Aoki...32~46
- Trend in the Maternal Mortality in Japan.....Shimako Ogino...47~56

Book Reviews

- Stanley L. Friedlander, *Labor Migration and Economic Growth,
A Case Study of Puerto Rico*.....57
- Minoru Muramatsu and Paul A. Happer(ed.), *Population Dynamics,
International Action and Training Programs*.....58

Miscellaneous News

- Study Project of the Institute for the 1966 Fiscal Year—Outline of the
1966 Field Survey of the Institute—Regular Research Staff Meeting of
the Institute—Publications by the Institute—Visitors from Foreign
Organizations to the Institute—The 18th Annual Meeting of the Popu-
lation Association of Japan—The 13th Annual Meeting of the Japan
Society for Urban Studies—Second Regional Seminar of the Western
Pacific Region, I.P.P.F.—Visit of President of the Institute of Population
Problems, Korea59~70
-

Published by the

Institute of Population Problems, Ministry of Health and Welfare, Tokyo, Japan